

平成30年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第1号)

平成30年12月3日(月曜日) 午前9時00分 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 請願・陳情の委員会付託
- 第6 議案第1号～議案第8号 提案～審議
- 第7 議案第9号 提案～採決
- 第8 南箕輪村選挙管理委員会委員の選挙
- 第9 南箕輪村選挙管理委員会補充員の選挙

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	住民環境課長	唐澤英 樹
副村長	原茂 樹	健康福祉課長	堀正 弘
教育長	清水閣 成	子育て支援課長	唐澤孝 男
総務課長	藤田貞 文	産業課長	出羽澤平 治
地域づくり推進課長	田中俊 彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	松澤厚 子	教育次長	伊藤弘 美
財務課長	平嶋寛 秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	小澤久 人
議会事務局次長	松澤 さゆり

## 会議のてんまつ

平成30年12月3日

午前9時00分 開会

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

先日は中学生並びに女性模擬議会を開催し、開かれた議会として大きな成果であったと思います。これらのこともあり、議会改革度村部門V5達成報道もさらなる活性化の前進として評価されたものではないでしょうか。

11月に入りまして小春日和の日が多く、過ごしやすかったわけではありますが、ことしは総じて不順な天候の1年でありました。

早いもので師走を迎えております。何かと気ぜわしい毎日ですが、ただいまから平成30年第4回南箕輪村議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番、都志今朝一議員、8番、三澤澄子議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） おはようございます。

議会運営委員会から御報告を申し上げます。

本日招集をされました平成30年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程等につきまして、過日、議会運営委員会を開かせていただきました。次のように決定をいたしましたので、これから御報告を申し上げます。

本定例会に付議されました事件は、議案9件であります。なお、審議の都合上、議案第9号「南箕輪村監査委員の選任について」は即決とさせていただきますと思います。請願・陳情につきましては、請願1件、陳情6件が提出されております。

会期は、本日12月3日から12月14日までの12日間といたします。この間で12月4日から11日までを休会といたします。

以上で、議会運営委員会報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの12日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成30年第4回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

早いもので、ことしもあと1カ月を切ってまいりました。この1年を振り返ってみますと、ことしも台風の接近や上陸が多い年でありました。特に8月半ばから9月にかけては毎週のように台風が発生し、本村におきましても倒木等の被害やリンゴの落下等が若干見られましたが、大きな災害もなく現在に至っております。水稻の作況指数も南信地域は101で平年並みとなり、実りの秋を迎えられましたことは、ありがたいことであります。

また、地震災害などにより多くの人的被害も発生しております。いつ起こるかわからない自然災害に備え、村では地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を行い、さまざまな機会を通じて計画の検証をしながら見直しを図っております。常に防災意識や危機管理意識を持ち、万全の対応がとられるよう態勢を整えてまいります。

村民の皆さんには、災害に対する関心を持って、防災意識を高めていただき、まずは身を守る行動をとってもらい、安全な場所への早目の避難を心がけていただくようお願いをするものであります。

経済状況であります。

先日公表されました7月から9月期までの国内総生産、いわゆるGDPの速報値では、年率換算で1.2%の減となり、2四半期ぶりにマイナス成長に転じました。内容を見ますと西日本豪雨災害や北海道の地震などの自然災害で個人消費が振るわず、台風の影響による関西空港の機能停止や輸出に計上される外国人観光客の落ち込みも響いて、輸出が大幅に減少したことによるものと報道されております。また、中東情勢の混迷による原油価格の動向や米中の貿易摩擦による経済への影響が懸念をされているところであります。

県内の状況であります。先日、日銀松本支店が発表した9月の県内企業短期経済観測調査によりますと、業況がよいと答えた企業から悪いと答えた企業の割合を引いた業況判断指数は全産業でプラスとなり、6月の前回調査から、さらに改善されたとのことで、プラス水準は7期連続となりました。雇用、所得環境が改善し、個人消費も底堅く、製造業の輸出や設備投資の好調さが背景にあるとのことであります。10月の県内金融経済動向の総括判断は緩やかに拡大しているとの表現を維持しております。

その反面、地元金融機関が公表しています伊那谷の経済状況では、状況判断指数はやや改善しプラスとなったものの、2期連続のマイナス業益となっております。来期の見通しとしては、わずかではありますが、悪化間の幅が縮小すると予測されております。伊那公共職業安定所が10月30日に発表しました上伊那地方の有効求人倍率は1.65倍となり、前月及び前年同月から若干下回っていますが、求職件数は先月また前年同月を上回り、雇用情勢は堅調に推移しているということでもあります。

今のところ県内の経済も緩やかな拡大を見せていることから、今後の伊那谷経済のさらなるプラスの回転につながることを期待するところであります。

こうした経済状況の中、村税の収入見込みであります。上半期の状況を前年同期と比較しますと、個人住民税は国内景気は引き続き緩やかに拡大しており、それを受けまして個人

住民税、法人税とも増加しております。固定資産税も堅調なことから、村税全体では、予算額の21億9,600万円は十分確保でき、最終的には22億5,000万円程度になるものと期待をしておるところであります。

また、ふるさと納税による寄附額は、味工場の改築もあり、返礼品の調達の関係から、前年同期と比べまして9割弱程度となっております。返礼品につきましては、総務省からの通知によりまして、返礼品割合の見直しを9月から行ったところではありますが、このことにより寄附申し込みへの影響が今後どの程度になるか心配をしているところでもあります。特に風の村米だよりは厳しくなってくるのではないかと予想をしております。

さて、村内の情勢であります。9月定例会以降さまざまな行事が行われました。

10月には、育樹祭やイルミネーションフェスティバル、農産物フェアが開催され、村内外から多くの皆さんにおいでをいただきました。イルミネーションフェスティバルのオープニングセレモニーなどはテレビニュースの中で3回中継され、ことしは天候に恵まれ、期間中に大勢のお客様に楽しんでいただきました。遠方から来たお客様も多く、手づくりでの大規模なイルミネーションが開催されていることはすばらしく、長く続くことを期待をし、来年もぜひ来たいとの言葉をいただきました。

実行委員の皆さんは準備から運営まで御苦労が多く、またイルミネーションの交換が必要などところが徐々にふえてきておりますので、継続して開催できるよう支援をし、さらに多くの方々に村に来て楽しんでいただきたいと思っております。

農産物フェアは、ことし最後の軽トラ市&マルシェを同時開催し、おかげさまで天候に恵まれ、大勢の人でにぎわいました。ことしは上農生とコラボレーションにより開発されたベコロンを、上農生が参加してPR販売を行いました。また、県収穫祭15周年企画の一環で、沖縄県出身の3人グループのアーティスト、グリーンノートコースターのステージや地元音楽グループのステージも開かれ、和やかな雰囲気の中で村内外から訪れた多くの人たちとの交流もあり、活気のある1日となりました。

また、同日、村育樹祭も行われ、約100名の村民の皆さんの参加により、みんなの森の下草刈りを中心に作業をいただき、山林の手入れが年々行き渡り、大変ありがたく思っております。

また、各地区でも区民祭、文化祭が行われ、私も幾つかの地区にお邪魔させていただきましたが、どの地区も非常ににぎやかで地域の活力を実感してまいりました。村でも、11月3日、4日に村民文化祭が開催されましたが、村民の皆さんからは1,200点を超える作品を出展していただくとともに、2日目のステージ発表では、41団体、500名を超える皆さんに御参加をいただき、盛況のうちに終了することができました。

続いて、議会関係ではありますが、10月に中学生模擬議会、11月に女性模擬議会が開催されました。中学生議員は7名、女性議員は8名の方が登壇され、子育て支援や福祉施策、観光・産業施策や地震災害対策に関する質問、また、女性の目線に立った日ごろの生活や仕事、村を取り巻く社会環境などを通じての質問をいただき、皆さんの村政に対する関心の深さと、堂々とした発言やしっかりと練られた奥深い質問に感銘を受けるとともに、真摯に受けとめ、答弁をさせていただきました。

こういった機会をきっかけに、幅広い年代の村民の皆さん、また女性の皆さんに、村政に関する関心と理解を深めてもらい、さまざまな観点から御意見や御提案をいただき、村づく

りや地域づくりに大いに参画いただけるようお願いをするものであります。

さて、村の人口動態であります。11月20日現在で1万5,500人に達し、第5次総合計画における平成37年度の目標人口を7年も早く達成したこととなります。ことし4月1日の住民基本台帳は1万5,382人で、7カ月間で118人の増となっています。昨年度は1年間で52人の増でしたので、昨年を大きく上回るペースでふえております。

この要因といたしましては、さまざまな要因が考えられますが、やはりいち早く取り組んできた子育て支援策が功を奏し、多くの子育て世帯が転入し、出生数も安定していることがあられると思われまふ。また、来年10月に予定をされている消費増税を前に、まだまだ宅地造成、住宅建設も進んでいることから、もうしばらくはこの状態が続くものと思われまふ。引き続き、住みよい村、選ばれる村を維持できるよう取り組んでまいります。

続きまして、地域創生関連事業であります。

子育て女性再就職支援事業による再就職者数は、事業開始からの本年10月までに97名に上り、引き続き順調な成果を上げてきております。若者回帰・定住増進支援事業につきましては、今月、保護者向け就活セミナーを上伊那の他市町村の共催をいただき開催します。また、就職活動中の学生を対象に、地元企業を訪問するバスツアーを昨年度に引き続き実施する予定であります。

県の地域発元気づくり支援金を活用した事業、大芝高原総合ネイチャー・アクティビティイベントの第3弾の企画として、9月に開催しました芝コンi n大芝高原では、8組のカップルが成立いたしました。これはカップルの成立ということでありまふ。第4弾として、10月にはヨガマルシェi n南箕輪を大芝公園屋内運動場で開催したところ、予定の100名を大幅に超える148名の参加があり、健康に対する関心の高まりを感じたところでありまふ。来年2月には第5弾として、冬の芝コンを年齢層を上げて実施する予定であります。

また、VC長野トライデンツのV1リーグ公式戦が10月から始まりまふ。リーグ戦中ホームゲームは7試合全て松本市総合体育館で行われまふ。村バスでのホームゲーム応援イベントを企画し、ホームゲーム全試合、応援する予定でありまふので、多くの方々に御参加をいただき、選手を盛り上げてほしいと考えております。厳しい試合を余儀なくされていまふが、後半戦、頑張ってください、来期につながるような戦いを期待してあります。

昨日と一昨日、土曜、日曜でありまふけれども、SBCで2時半から30分番組として、このVC長野トライデンツの状況が放映されまふ。これは全国放送で放送されたものが長野県内はSBCで30分番組ずつで2回にわたって放送となったところでありまふ。そういった全国的にも取り上げられておりますので、南箕輪の知名度というのは確実に高まっていくのではないかなというふうに期待をしておるところでありまふ。

続きまして、保育園の状況であります。

先日行いました入園希望調査では、770名ほどの希望がありました。例年、年度途中の転入や3歳未満児の入園があることから、さらに増加すると予想されまふが、待機児童をつくらぬことが私の方針でありまふので、全員受け入れられるよう調整をしてまいります。この分で行きますと800名も超えていくのではないかなという、そんな心配もあるところでありまふ。

なお、入園希望が増加する一方で、例年増加をたどっていた児童手当の給付対象となる子供の人数が初めて前年度より減少してあります。特に3歳未満児の児童の減少傾向が目立っ

ておりますので、今後の動向に注視をしてまいりたいと思います。本村の出生人数は1年間で160人前後、多いときでは180人くらいありましたけれども、昨年の状況を見ますと150人を切っておるといような、こんな状況となってきております。この辺はさらに注視をしていきたいというふうに考えております。

次に、保育園の工事についてであります。

現在行っております南部保育園の改修工事につきましては、順調に進捗しており、来年の1月末に完了する予定であります。また、11月17日に、伊那地域定住自立圏の事業として、昨年に続いてこども館と村民センターにおいて、「ずっと、いっしょ」というタイトルの子育てに関するドキュメンタリー映画の上映を行いました。このうち、こども館では、子供が泣いても大丈夫な形式で上映を行いました。村内はもとより他市町村からも多くの方が来館し、大変好評でありました。

次に、福祉関係事業であります。

高齢者関係事業であります。9月の敬老の日以降、地区敬老行事へお伺いしたり、高齢者宅を訪問し、お祝い金等をお渡ししました。また、高齢者交流事業を開催し、193人の方が参加され、他地区の皆さんと幅広く親睦を深めていただきました。

先日、長野県が10月1日現在の年齢別人口推計を発表しましたが、村の高齢化率は23.4%で、依然、県下若い村を維持しております。しかし、前回調査から0.1ポイント上昇しており、確実に高齢化は進んでおります。引き続き、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことのできる環境づくりに努めてまいります。

年齢構成といたしましては、高齢化率は県下一低く、年少人口比率・生産人口比率は県下一高い比率となっております。本当にこのことは村の活力、元気の源となっているところであります。

また、9月議会でお認めをいただきました福祉灯油券の申請受け付けを今月から開始いたしました。依然、原油価格は高どまりしており、生活への影響が懸念をされているところであります。

続いて、教育関係の状況であります。

まずは、施設整備関係で、村公民館耐震改修工事と南部小学校教室棟増築工事は順調に進んでおります。また、村民センターと図書館トイレの一部様式化工事も実施しているところであります。来館の皆さんには御不便をおかけしておりますが、御理解をいただく中で事業を進めておるところであります。

全国的にも問題となりました夏の猛暑対策として整備が必要となりました小中学校の空調設備の設置であります。現在、9月議会でも補正をお認めいただきました設計業務を実施しております。できれば今年度中の入札・工事着工をしていかなければというふうに思っております。今議会では、そのための工事費を補正予算に計上させていただきましたので、御理解をいただき、お認めをいただきますようお願いいたします。

産業関係であります。10月にセラピーロードを利用した健康づくりと観光をテーマに、名古屋を出発し、日帰りの森林セラピー日帰りツアーを2回実施しました。対象を絞ったPRをSNSで行い、予定人員をはるかに超える申し込みがあったため、抽せんにより50名が参加をしたところであります。はるかに応募が上回ったということで、こういった健康に関する関心が高いという、そんなことがうかがえたところであります。秋の大芝高原でセラピ



ーガイドの案内で、セラピーロードでの森林浴によるストレス解消を体験し、ガレットなど大芝のおいしいメニューを味わっていただきました。

昨年続く農泊推進事業の一泊二日のモニターツアーでは、東京方面と名古屋方面から約50名が参加し、農産物の収穫体験や農家との交流、ガレットづくりやセラピーロードイルミネーションなど村の魅力に触れていただきました。いずれの参加者からもおおむね好評の感想をいただきましたが、さらに農業者との交流を深めたいといった密度の濃い体験を望む意見をいただきました。参加者の意見を参考に、村の自然や農業農活の触れ合いを大切に、村のファンをふやしていきたいと考えております。

次に、味工房ではありますが、リニューアルを機に、カフェの営業時間については、週末の夜9時まで延長して試行営業してみましたが、利用者が少なく、期待するほどの成果ではありませんでしたので、通常時は予約による夜間営業を行うことといたしました。11月は会社等の団体客の予約利用が複数回ありました。さらに多くの人たちの利用につながるよう、メニュー内容を工夫し、季節に合わせた企画を行うなど、小グループにも利用が広がるようにしていきたいと考えております。新しくなった味工房の魅力を高めながら、利用者拡大を目指してまいります。

また、特徴的なことといたしましては、ことしから新たに販売を始めました大芝高原おもてなしプリンであります。御当地芸人、成美さんが10月27日に開発公社のプリン大使に就任していただき、東京を初め各地のイベント等、機会のあるごとに大芝高原とプリンをPRしていただいております。VC長野トライデントカラーを含めた3色の応援ラベルがついたプリンの販売を初め、ホームゲーム会場では、味工房の手づくりパンや応援ラベルつきのプリンなどを予定数量完売をしております。

プリンを含め味工房の商品の評判は良好で、特にプリンは7月に販売を始めてから、当初計画の約2倍になる7,000個が販売されました。VC長野トライデントがことしから唯一クラブチームで国内トップリーグに参戦し、その話題性でマスメディアが取り上げている中で、大芝高原やプリン等も取り上げられ、PR効果などで大芝高原の認知度が上がってきていると感じております。VC長野トライデントの応援をさらに盛り上げながら、相乗効果が上がる取り組みを考えていければと思っております。

このプリンにつきましては、地元の直売や、あるいは営業している店のほうから、うちにも出していただけないかという、そんな話もありましたけれども、つくり切れないという実態がありますので、この辺はさらに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、建設関係であります。

村事業及び地区計画事業につきましては順調に推進をしております。地区計画事業につきましては、先月の区長会で進捗状況を御説明申し上げたところであります。引き続き、各事業の推進とともに、道水路の安全確保のため、維持・補修工事等を進めてまいります。

県関係工事の状況であります。県道伊那北殿線下河原橋改良事業のクランク拡幅工事につきましては、地下に埋設されている伊那土地改良区及び伊那西部土地改良区所有の水路について調査を行った結果、応力度超過となることが判明いたしましたので、このことから、両土地改良区の水路を入れかえることとなり、本年度は用地の追加買収を行い、来年度から水路の入れかえを初めとする工事が着手となる予定となっております。

また、大清水川河川改修と県道南箕輪沢渡線の神子柴区間の道路改良事業につきましては、

今年度は伊那市御園から神子柴ロータリーまでの道路改良に向けた測量と工事の詳細設計を実施していく計画となっております。いずれの工事も早期完成に向けて、引き続きお願いをしております。

上水道関係では、大芝高原の第2配水池薬注室の建てかえや機械設備の更新工事を計画しており、来年度の完成に向けて必要な用地の取得後、年内には工事発注できるよう進めてまいります。引き続き、昨年度策定した経営戦略による事業計画を基本に、財政計画を見きわめ、事業運営を図ってまいります。

下水道関係につきましては、昨年度に引き続き、ストックマネジメント計画の策定を進めており、下水道施設全体の老朽化を踏まえ、長期的な視点で施設の点検調査、修繕、改築の計画づくりに取り組んでいるところであります。

広域の事業であります。建設を進めております新ごみ中間施設、上伊那クリーンセンターにつきましては、工事は順調に進んでおり、建屋につきましては、ほぼ完成しております。11月15日には火入れ式も無事終わり、現在は試験運転を行って4月からの本格稼働に備えております。今後、外構・周辺整備を行い、来年3月22日に竣工の予定であります。

この稼働に伴いまして、来年4月から、家庭ごみの分別の一部が変わってまいります。今まで埋め立てごみとなっていた資源プラスチック以外のプラスチック製品やゴム製品などが燃やせるごみに変更となります。詳しくは11月の広報に折り込みました広報かみいなの特別編でもお知らせしており、これからも引き続き詳しいごみの出し方について掲載することとなっております。また、希望する区や組には説明会に出向いております。村民の皆さんに御理解をいただけるよう、しっかりと周知を図ってまいります。変更になるということで、この点はしっかりと周知をしていかなければならないというふうに思っております。

さて、これから新年度の予算編成の時期となっておりますが、決算審査等でいただいた御意見を考慮しながら、住民生活を守り、地域の活性化が図られるような予算にできればと思っております。

先日の予算編成方針会議におきましても、村の特徴は子育てに優しい村、また住みよい村、このことでもありますので、そんな予算になるよう心がけるようにということで指示をさせていただいたところであります。また、同時に守るべき事業というものもあるわけでもあります。そういったものは守り、また変えていかなければならない事業につきましては変えていけるような、そんなことも指示をさせていただきまして、職員の英知を結集して予算編成に臨むよう、そういったことをお願いしたところであります。

予算編成の基本的な部分であります。やはり第5次総合計画、村創生総合戦略に基づく事業の着実な推進を是もとより、特に小中学校のエアコン整備と保育園の全てのエアコン整備、ICT関連事業と中学校舎北側の日影規制対策事業、現在、調査・検討しております給食センターの方向性を見きわめ、整備も進めていかなければなりません。また、厳しい財政状況ではありますが、地区要望に伴う事業につきましては、できる限り予算づけをしていかなければならないと思っております。地区計画の道路予算につきましても増額をするよう指示をさせていただいたところであります。

一方、歳入面ではありますが、根幹をなす地方交付税につきましては、地方財政計画はこれからであります。交付税総額は減額となる見込みであります。概算要求も減額となっております。地方財政にとって引き続き厳しい状況が予想されます。国の動向を注視し、情報収

集に努め、歳入を見きわめながら、さらに活力のある元気な村にするため、また安心して暮らせる住みよい村にするため、事業選択をしながら予算編成をしてまいります。

特に消費税の増税に伴い、国の動向が本当に不透明であります。難しい予算編成となることが予想されておりますが、情報に注視をしながら的確な予算となるよう、心がけていかなければならないと思っております。

一番心配しているのが、いわゆる幼児教育の無償化であります。3歳から5歳までの保育園の無償化であります。来年の10月から消費税が増税となってまいります。来年度は全額、国で持つという、こういうことになっておりますけれども、今のところ次の年からの村立、公立関係につきましては、全額それぞれの市町村費でという、こんなことと報道がなされております。このことにつきましては、強く要望、要請をしているところでありますけれども、していかなければならないというふうに考えておるところであります。県の町村会でも、これは本当に重視して取り組んでいかなければならないという、こんな決議もされたところでございます。

本当に、そういったことを考えると難しい予算編成となっております。保育料無料化となりますが、国の方針といたしましては、給食費については無料化とはならないということがあります。この辺も市町村はどうしていくのか、大きな悩みであります。とるのかとらないのか、国はとる。こういう方針であります。したがって、この辺も他の状況を見きわめながら、注視しながらやっていく必要があるというふうに考えております。

それから、村で影響が出てくるところは、使用料だとかそういったことに影響が出てまいります。この辺は10月までにしっかりと検討しながらというふうに考えております。5%から8%のときに、そういったことを一切措置をしてありません。10%になったときは、若干考えさせていただかなければ、村の財政状況を考えますと、これはやむを得ないかなというふうに思っておるところであります。

加えまして、原油価格の高騰によりまして、この大芝関連の施設というのは本当に厳しくなってきました。これはどこの市町村でも同じであります。この辺も含めまして、他の市町村の動向等々を注視しながら、また考えていかなければならないというふうに思っておるところであります。仮に実施をするということになれば、周知期間を十分とっていかなければならないという、そんな思いでありますので、そんな点も御理解をお願いをしたいというふうに思います。

さて、いよいよ降雪のシーズンとなってまいります。村内の除雪につきましては、例年のように主要幹線道路は建設業者や水道業者が行い、生活道路や歩道などは、まっくん除雪隊を中心に、交通機能の確保に努めてまいります。雪対策につきましては、村といたしましては万全を期してまいりたいというふうに考えております。そういった中で、村民の皆様方にも自宅前の除雪などへの御協力をお願いをしていかなければと思っておるところであります。

本定例会に提出しました議案は9議案であります。全議案お認めをいただきますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。12日間の会期ということでお決めをいただきましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（丸山 豊） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年8月分から平成30年10月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり地方自治法施行令第180条第1項の規定により、2件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、報告いたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で行政報告とさせていただきます。

議 長（丸山 豊） これでは行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日まで受理しました請願・陳情は、請願1件、陳情6件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村敬老祝金等給付条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村敬老祝金等給付条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者の長寿を祝うことを目的に祝い金等の給付を行っておりますが、超高齢化社会を迎え、村でも対象者が増加しているため、将来的な財政負担も考慮しながら改正をするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀健康福祉課長。

健康福祉課長（堀 正弘） それでは、議案第1号につきまして、細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、ただいま村長の提案説明にありましてとおり、現行の条例ですが、高齢者の長寿を祝うことを目的に、祝い金、または祝い品を給付するという規定となっておりますが、これから超高齢化社会を迎えるに当たり、本村においても、今後ますます対象者が増加するということがはっきりしております。そのため、内容を見直したいというものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案2ページをごらんください。

最初に、条例名であります。今回の改正で祝い品の給付は行わず、祝い金のみとすることから、条例名の中の「祝金等」の「等」の字を削除し、「南箕輪村敬老祝金給付条例」といたします。また、同様に、第2条及び第3条、第4条中の「祝金等」の記述を「祝金」に訂正いたします。

次に、第1条であります。同様の理由から、祝い品に関する記述を削除いたします。

第2条では、祝い金の額を規定しておりますが、改正前の条例では、第1項で祝い品につ

いて規定していましたが、これを削除し、新たに第1項として、80歳（傘寿）または99歳（白寿）を迎えられる方に5,000円、第2項で88歳（米寿）の方に8,000円、第3項で100歳（喜寿）の方には5万円、第4項では100歳以上の方は1万円といたしまして、記念となる節目に祝い金を給付させていただくことを基本に改正したいと考えております。

1ページにお戻りいただき、附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今、今度変えるという理由の中に、対象者の増加ということが言われましたけれども、またその前段で、この祝い金と祝い品をなぜ出してきたかということは、高齢者の長寿を祝うということで今までやってきたというふうに思います。

これによって、どれだけの人が対象から外れるのか、また金額については幾らになるのかを教えていただきたいと思います。

今、増加がこの対象を外した、89歳以上の祝い品をなくした理由は対象者の増加ということですが、年齢を重ねていくことは決して悪いことじゃないし、年齢からいえば、基本的に80歳をベースに1回ありますけど、それ以上は88歳以上という世間でいえば米寿から上は本当に長寿だというふうに思うわけでありまして、その間を抜いたというか、その理由をもう一度ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

堀健康福祉課長。

健康福祉課長（堀 正弘） 最初に、人数、金額についての御質問がありました。

現在の試算であります、現在、御存命の方がそのまま来年も移行するということを前提に想定しますと、約300名の方が対象から外れてくるということになります。これは、いわゆる91歳から98歳まで、祝い品を贈った方々全て対象から外れていきたいということから、この人数になるかと思えます。

金額的には、これも想定ですが、150万円ほどが削減になっていくのかなというふうに考えております。

なぜ、この祝い品の対象の方を外したかということですが、やはり先ほど来、説明申し上げました、これから対象者は相当ふえてくる。特に団塊の世代の方々が、いわゆる高齢となってくることによって、それもこれから相当見込まれてくるということがありまして、記念となる年に祝い金ということで、村のありがとうございましたという気持ちはそこで示していけたらということで考えたところでありまして、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 祝い品の部分は外していくということですが、これは今までどのようにお届けしてきたのかということと、もしそのことがかなりの負担ということになれば、改善する余地はあったのではないかと思うんですけども、その辺の検討は

なされたのかどうか、お願いします。

議長（丸山 豊） 堀課長。

健康福祉課長（堀 正弘） これまで祝い品、あるいは祝い金等は、村の理事者お三方が、それぞれの対象者のお宅を訪問しながら手渡しで渡してきたということであり、議員御指摘のとおり、相当お三方で村内全て回るということで負担も大きかったということではありますが、基本的な考え方は、そこが理由ではなくて、先ほど言った今後の高齢化を見据えた、これからの村の対応をどうしていったらいいかというところからの発想でありますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

これについては賛成なんですけれども、本当に高齢化になってきて、施設へ入っている方もおります。その施設に入っている人は除いたらどうかという気持ちもないわけではないんですが、まだそういうことはしないということです、これだけで本当に150万円ですけれども、介護保険でやっぱり支払っている金額を考えると、やはり今後、そういうことを考えていったほうがいいと思います。基本的には賛成です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） ちょっとお尋ねをいたします。

この手のものに対して、いろんな条件があるわけですが、村税を免除されている方は別として、村税を課税義務がありながら村税を滞納しているという方に対しては、この祝い金というものが、この条例の中に盛り込んでありませんが、本来こういう規則の場合は村税滞納者には御遠慮願うということだろうと私は思うんですが、その辺について、どのような検討がなされたのか、お尋ねをいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長、答弁をお願いします。

村長（唐木 一直） 御指摘のとおり、この改正前も改正後も滞納の部分というのはないわけであり、この点につきましては、福祉という性格上もあります。それと同時に、長年の長寿をお祝いするという、こういった気持ちもありますので、その部分は設けずにといいことで、改正後もそうしていきたいということであり、

先ほどから議論になっております部分であります。やはり高齢化という言い方はどうかと思いますが、今、超長寿社会になってきております。本当に人生100年時代ということでもありますので、それを見据えた制度設計というの、やはり必要かなというふうに思うわけであり、また同時に、他市町村との部分というの、そんな点も改正の理由となったところでもあります。

お祝いということで、その部分は載せなかったと、こういうことでもあります。よろしくお願ひいたします。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 非常に心の広い判断でこの祝い金条例が出ているわけですが、こ

れから本村といえども、高齢者のひとり暮らしという方も年々増加の傾向にあります。そういう中で、やはり住民に対して不公平感がないような、そういうことも考えていく必要があると。ここでおぎゃあと生まれて、ここでこういう高齢を迎える方ばかりではなく、途中から本村に移住をしてきて、それで高齢になっていくという方もおるわけでありまして、これは村にいろいろ御貢献をいただいたというような、そういう考え方から、こういうものが出されてくると。

ただ、村長が開会の挨拶でも言われましたように、住みよい村、それからこの村に住んでよかったと言われるような村、そういったものを構築していく上で、こういったことは必要だろうとは思いますが、これからも滞納されている方に対しても、やはり今後考えていく余地は、私はあるのではないかというふうに思いますが、もう一度御答弁をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） これから高齢者のひとり暮らしが多くなるという御指摘であります。それはそのとおりになるというふうに思っております。このことは、これからの日本全体の課題、村にとりましても大きな課題となってくるんだらうなというふうに思います。このことの課題は、別の方法で解決をしていかなければならないというふうに思っております。

滞納者につきましては、そういった御意見はあるということは承っておきたいというふうに思いますけれども、当面はこの条例案でやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議 長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第2号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、コンビニエンスストアにおける証明書の交付サービスに戸籍関係の証明書等を追加するに当たり、当該サービスにより証明書を交付する場合の手数料の額を定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例についての細部説明を申し上げます。

現在、住民基本台帳カードを使用することによりまして、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機から住民票の写しと印鑑登録証明書の交付を受けることができますが、

このたび関係システムの改修ができましたことから、マイナンバーカードを利用することによりまして、所得証明、戸籍の全部事項証明書、個人事項証明、一部事項証明及び戸籍の附票の写しもコンビニエンスストアで受け取れるようになります。これに伴いまして、関係します南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、議案書4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

この条例の別表中4の所得に関する証明の名称に、多機能端末機による場合の証明手数料を追加し、手数料の額を1件250円といたします。あわせまして、従来の証明手数料の名称には「窓口による」という文言を追加いたします。

同様に、別表のうち12の戸籍の全部事項証明、個人事項証明または一部事項証明の名称に、多機能端末機による場合の交付手数料を追加し、手数料の額を400円とします。あわせまして、従来の証明書の名称には「窓口による」の文言を追加し、条文の整備を行います。

おめくりをいただきまして、5ページをお願いいたします。

別表19の戸籍の附票の写しの交付手数料の名称に、多機能端末機による交付手数料を追加し、手数料の額を250円といたします。あわせまして、従来の証明書の名称には「窓口による」の文言を追加いたします。

なお、今回追加しました多機能端末機による場合の証明手数料については、いずれも現行の窓口による交付手数料より50円割引としております。

次に、別表の30の鳥獣飼養許可証の交付手数料関係です。この条項のもととなります鳥獣保護及狩猟に関する法律が以前に改正されておりましたが、今回この手数料徴収条例の見直しをする中で、それに対応するものの条例のほうの改正が漏れていることが判明いたしましたので、このたびの条例改正に合わせまして関係条文の整備を行うものです。

なお、これにかかわる手数料の額に変更はございません。

最後に、議案書の3ページにお戻りをいただきたいと思っております。

附則であります、この条例の施行日は、平成31年3月1日からとなります。

以上で南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

ただいまの説明で十分理解はできるわけですが、最近の、またはこれからの動向として、マイナンバーのカード発行の普及が大変おこなれているというか、非常に少ないという現実がどこの自治体でもあります。本村も御多分に漏れずカードの発行は非常に少ないということではありますが、最近、高齢化に伴って軽い認知症から重い認知症、そういう高齢者がふえてくると。そういう中で、カードを持ってないと自分のマイナンバーの番号がわからないということで、いろんなそういう手続に支障を来すという報道がなされております。

こういったことに対して、例えばカードをもっと普及させるとか、そういう策が私は必要だろうというふうに思います。本村ではさまざまな計画に対してK P Iの手法をとっているわけですが、そういう中にもマイナンバーのK P Iの手法を入れて、もっと普及させる気持ちがあるのかないのかと言うと失礼ですが、そういうことがこれから必要というふうに思い



ますが、お考えをお聞かせください。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） マイナンバーの普及についてでありますけれども、今、大熊議員のお話のとおり、非常に普及が伸びてない、交付が伸びてない状況。これについては大変苦慮しているところでございますけれども、やはり上伊那管内には同じような住基カードというものがございますので、そこの違い、マイナンバーによるメリットをもう少し見出していかないと、これは普及していかないものというように考えております。

したがって、目標数値に関して設定してはどうかというお話でございますけれども、もう少しその辺を明確に、どんな方法をとれば普及していくのかという、まず手だてを考えてから、K P I といいますか数値目標を立ててまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤住民環境課長。

住民環境課長（唐澤 英樹） 大熊議員の質問の中で、カードの番号を忘れてしまうという件なのでありますが、これはカードの番号を再発行することができますので、現在でも既に何件か、毎月といいますか再発行の申し出がある方もおりますし、住民票の中にもマイナンバーを、希望によって記載することもできますので、そういったことで対応もできます。

先ほど、地域づくり推進課長が申しあげましたけれども、そういったことも含めて、住基カードの更新の際に、また今度はマイナンバーカードへの変更といったことで推進していくような形になろうかと思えます。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 1 番、加藤です。

窓口に来るよりコンビニ等でもらったほうが50円安いと、こういうことで、ますます今後、コンビニ等での利用件数がふえると思います。そうした中で、コンビニで行われた証明発行に村から、行政から手数料というものが発生するんじゃないかと思うんですが、その1件についての手数は、あるとすれば幾らぐらいかかるのか、それをお伺いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐澤住民環境課長。

住民環境課長（唐澤 英樹） 手数料につきましては、1 件当たり115円ということであり

ます。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第3号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、現行の南箕輪村福祉手当等支給条例において、心身に重度の障がいがある方等への経済的負担の軽減と、高齢者等を介護する方の慰労金という目的の異なる手当を同一の条例で規定しているため、対象者から申請の際にわかりづらいという御指摘がありましたので、目的ごとに分けて規定し直すものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀健康福祉課長。

健康福祉課長（堀 正弘） それでは、議案第3号につきまして細部説明を申し上げます。

ただいま村長の提案理由にありましてとおり、現行の南箕輪村福祉手当等支給条例であります。この内容は、心身に重度の障がいがある方への経済的負担の軽減、それからもう1点、障がい者や高齢者を介護する方の介護慰労金という目的の異なるものを同一の条例で規定しております。そのため、申請の際に対象者から、同一の申請書でわかりづらいという御指摘をいただきました。

そこで、この内容、経済的負担軽減のための手当の支給については条例として残し、介護慰労金につきましては、要綱で規定するという事で、条例の全部を改正するという事で御提案申し上げます。

主な改正点であります。介護慰労金に関する箇所を削除することと、これまで月の15日以上、入院等をしていた場合には、介護の必要がないということで支給していなかったものであります。この15日以上の日程の要件が、重度の障がい者の方々へも同じように当てはめられていたということから、入院等をしていても経済的負担は変わらないという判断から、支給対象とし、また申請の方法についても、一部見直しを行います。

なお、支給対象者及び支給額は、これまでと変更はいたしません。

それでは、改正後の条例に沿って御説明申し上げますので、議案1ページをごらんください。

まず、条例名であります。「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例」といたします。

第1条は目的であります。現行の条例の経済的負担の軽減の部分と変更はありません。

第2条の定義、第3条、支給対象者、第4条、手当の額に変更はありません。

第5条、支給の申請及び決定においては、新たに第3項といたしまして、村長は、受給の認定をした方を受給者台帳に登録することとします。これまで年2回の支給月ごとに申請書の提出を求めていたが、今後は申請書の提出は当初の1回のみとし、2ページをごらんいただきたいと思いますが、第6条、届出の義務において、第1項で年1回の現況届の提出と第2項で申請内容に変更があった場合の届け出の義務を新たに規定させていただき、支給における申請者の負担軽減を図りたいと考えております。

第7条、受給者資格の喪失に変更はありませんが、第2項で資格喪失した方は受給者台帳から抹消することを規定いたします。

第8条の支給期間では、先ほど御説明いたしましたが、月のうち15日以上、入院等をした場合に支給しない旨の規定を削除したほかは変更はありません。

第10条、状況調査、これは新たに規定するものでありますが、第6条において、年1回の現況届と申請内容に変更があった場合の届け出を新たに規定いたしました。それ以外で市長は必要に応じて状況調査をすることができる旨を規定いたします。

第11条、手当の返還に変更はありません。

第12条、委任におきましては、申請書や届け出の様式等、事務的な必要な事項は規定で定めるものといたします。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今度、身心重度障がい者の経済的軽減と部分を分けて新たに条例をつくるということになります。そのことは理解できるところでありますが、前も、これまでも言ってまいりましたが、年2回の支給ということでありまして、経済的負担の軽減ということになれば、毎月とは言わないけれども、もっと詰めた負担軽減の支給でもいいんじゃないかと。申請については年1回ということでありまして、現況届を出せばそのまま継続ということで、そのことについては、もうできているところでありますので、あと支給だけの問題であれば、確認を新たにする必要もないし、もっと詰めて経済的軽減の、より有効な使い方というふうになると思うので、その辺の検討はなされなかったのか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

堀課長。

健康福祉課長（堀 正弘） 議員御指摘の点であります。現状、年2回の支給をこれまでもずっと続けてきたということで、申請者の方々は、現状そのつもりでこの期間になるとこのぐらいのお金が入るというような形の中で、それをある程度、予定しながら生活されているという状況になっておりまして、今のところもう少し細かく、少額でもいいから分けて支給してもらいたいという意見をまだ聞いておりませんので、今後そういう御意見があれば、また検討をしていく必要もあるのかなというところで答弁させていただきたいと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 1番、加藤です。

障がい者については、このように改正があったわけですが、在宅介護におけるところの支援ということで、今までもあったと思うわけですが、この中で入院を月15日以上は対象外ということでありましたが、今回このように年1回、台帳に載せるというような形の中で、現況調査という形になってくると、そこで入院を15日以上した、しなかったみたいなことは、当事者、もしくはその介護に携わっている者が報告するというようなことになるわけですか。

議長（丸山 豊） 堀課長。

健康福祉課長（堀 正弘） 介護慰労金については、この条例ではなく要綱のほうでまた

新たに規定いたしますが、この辺につきましては、これまで15日以上入院調査については、それぞれしておりましたので、同じようにこれまでと同じ方法で実施して確認をしていくということになります。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、工場立地法の一部が改正され、緑地面積率等に関する法律の準則に加え、地域の実情に応じた準則を条例で定めることにより、緑地面積等の規制を緩和することができることとされています。

既存の企業の拡張や新規企業の進出に際し、限られた敷地内で企業が立地しやすい規制に緩和することで、雇用の確保や地域経済の活性化を図るため、南箕輪村工場立地法の緑地面積率等に関する準則を制定するものであります。

特にこの点につきましては、南箕輪村は面積が狭いということと、企業が立地するところも決まっておりますので、こういったことを緩和していかなければ、なかなか企業の皆さんは難しいという、こんなこともありますので、今回新たに条例を設置するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤 平治） それでは議案第4号「南箕輪村工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例」についての細部説明を申し上げます。

工場立地法の規制は、村内では製造業の工場、敷地面積は9,000平方メートル以上、または建築面積は3,000平方メートル以上が対象となっております。工場立地の段階から、工場周辺的生活環境と調和を保つことが目的となっております。

規制としましては、一つ目は緑地面積率、二つには環境施設面積率、三つには施設面積に対する生産施設面積の割合を定めております。

工場立地法第4条の準則で全国一律の基準ということで定めております。また、工場立地法第4条の2で、国が定めた基準の範囲内で、緑地面積率と環境施設面積率は村条例で準則を定めることで国の準則にかえて適用することができるというふうにされているものであります。

南箕輪村工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定めることによりまして、従来の基準が緩和され、工場立地がしやすくなり、村内企業の事業拡張、また雇用の確保など地域経済

の活性化に資するものというふうに考えております。

それでは、議案書の1ページをごらんください。

第1条で条例の趣旨を定めまして、第2条では条例で使用する用語の定義を定めております。

第3条におきまして、国が定めた基準の中で緩和した割合を定めるものであります。緑地面積率は従前、国の基準では一律20%とされていたものを、都市計画法の準工業地域では100分の10以上に、工業地域及び工業専用地域及び用途地域の指定のない地域では100分の5以上に定めるというものでございます。また、環境施設の面積率は従来の国の基準では一律25%とされておりましたが、都市計画法の準工業地域では100分の15以上に、工業地域及び工業専用地域及び用途地域の指定のない地域におきましては100分の10以上に定めるものでございます。

第4条は、規制の対象となる工場が二つ以上の区域にまたがる場合、適用する割合を定めるものでございます。

第5条は市町村をまたがった場合について定めるものであります。

また、第6条は、規制の対象となる工場に環境保全の努力義務を定めております。

なお、附則第1項で、この条例は公布の日から施行します。第2項では、既存の工場等の生産施設の拡大を行う際の緑地面積の計算、環境施設面積の計算について、国の例に倣って経過措置を定めるものでございます。

以上で細部説明を終わります。

議 長（丸山 豊） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎です。

今までも工場が進出してきて、ところどころにまだ工場が建っていない敷地の中で緑地をつくらなきゃいけないということで、まだ工場ができてないというようなところが見受けられるような気がします。

それで、この準則をつくることによって、今後、早目に工場ができるかどうかという部分の希望がある、調査はわかりませんが、そのような希望を持っている工場とかそういうのが具体的にあるかどうかというのを教えていただきたいと思いますが。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤 平治） 難しい御質問をいただきました。

残念ながらそのような情報は今、持ち合わせておりません。ただ、村内の企業の中では拡張をしたいというような中での相談事項はあります。

以上でございます。

議 長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

大変稚拙な質問で恐縮ですが、ちょっとこの辺、教えていただきたいと思うんですが、こ

の準則を定める条例、この準則と規則という、法的にどこがどういうふうに違うのか。これは準則じゃなくて規則でも十分足り得るというふうに思うんですが、この辺の準則と規則の考え方といいますか、そのことについて教えていただけないでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤 平治） その準則と規則の違いはというところにつきましては、私もちよっと細かくは説明できませんが、今回の場合につきましては、国の法律の中で、市町村の準則を定めることにより可能というふうにされております。したがって、条例の中で準則を定めていくという扱いをしております。

以上です。

議長（丸山 豊） 補足説明はありませんか。

大熊議員、わかりましたか。

9 番（大熊 恵二） わからん。国のほうから来てるということであれば、まあそれに準ずるといふことだと思いますので、結構であります。

議長（丸山 豊） では、そのように理解していただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

2 番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 2 番、小坂です。

私も稚拙な質問になるかもしれませんが、1 ページの先ほどの説明、真ん中の表のいわゆる比率というのかな、課長の説明ですと、国の20%に対して100分の10と100分の5だから10%と5%だと思います。環境施設のほうだと、国の25%に対して15%と10%ということで、引き算すると数字はわかるんですけど、この算出根拠は村で独自につくったものなのか、あるいは国というか、どっかからの参考があるのか、追及したいわけじゃないので、わかる範囲で御説明をお願いします。

議長（丸山 豊） 出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤 平治） この割合につきましては、国が定めている基準の中で市町村が決めるものということであり、現在、村の中では国が最大限、緩和した割合を適用しております。この二種類ありますが、緑地面積率と環境施設面積率の二通りありますが、緑地面積率は環境施設面積率の内数として捉えることが可能ということであり、

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

ただいまから10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時29分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を続けます。

議案第5号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第5号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、保育園及び小中学校の空調設備設置事業の補正が主なものであります。既定の歳入歳出予算の総額に2億7,947万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ65億9,634万2,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第5号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の細部説明を申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明を申し上げます。

予算書案の14ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、2款、総務費、1項1目、0201一般管理事務の7節でございますが、新たに障がい者2名を臨時職員として雇用するため、賃金の増額をお願いするもの。13節は平成32年度から始まります会計年度任用職員制度の導入に向けまして、制度設計及び例規整備等の導入支援を業者委託するための委託料の追加をお願いするものでございます。

次の2目、0210文書広報事務の7節は、育児休業中の職員1名の代替として臨時職員1名を雇用するための賃金の追加でございます。

次に、3目、0220財産管理事務の13節は、ふるさと納税が当初見込みを上回る見通しとなりましたので、これに応じて必要となります業務委託料の増額をお願いするもの。

次の5目、0241財産管理事務は、11節から、おめくりをいただきまして、18節まで、現在、普通財産となっております旧教員住宅の活用方法を検討調整してまいりましたが、村道北側の3棟について改修を行い、来年度から村営住宅の用に供していくこととしたいので、その改修等に係る費用を計上するものでございます。なお、並行して入居条件等の検討を進めまして、関係条例の改正につきましては3月定例会に御提案を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の12目、0242地域づくり推進事業の13節は、制作を進めております暮らしの便利帳が間もなくできる予定となっておりますが、組未加入世帯への配付を委託しておりますシルバー人材センターのほうから、重量物であり、広報紙の挟み込みとしては扱えないということで委託料の上乗せを求められましたので、1世帯当たり22円になりますが、計上させていただきます。

次の0244移住定住対策事務は、村が賃借しております地域おこし協力隊の住宅の変更に伴いまして、礼金・敷金を計上する必要がありますので、それぞれ追加をお願いするものでございます。

次の0245空き家対策事務の19節でございますが、伊那地域定住自立圏の事業として開設しております空き家バンクのほうで、ホームページ検索機能の向上を図る修正を実施することとなりまして、負担金の増額をお願いするものでございます。全額が特別交付税で措置を

されます。

続きまして、3款、民生費でございますが、1項1目、0302福祉医療費給付金事業の20節は、いずれも外来の受診件数が見込みより増加したため増額するものでございます。制度改正の影響が大きいものと捉えております。

次の0306障がい者福祉事業の20節は、この制度の代表となっております頭部保護帽というものでございますけど、必要とする方がおられますので、追加をして寄附をしていくというものでございます。

次の0360未熟児養育医療費給付事業の財源組替でございますが、前年度、精算による国庫負担金の追加交付によるものでございます。

次の3目、0329後期高齢者医療事業の13節及び19節の説明2のほうでございますけれども、受診勧奨の効果があらわれまして、健診及び人間ドックの受診者が見込みより1割近く増加をする見通しとなりましたので、増額をお願いするものでございます。

19節の説明01及び28節のほうは、本年度広域連合負担金及び保険基盤安定繰出金の額の確定による増減でございます。

次の2項、おめくりいただきまして、1目、0335子育て教育支援事業の7節及び8節は、子育て教育支援相談室の相談の状況に合わせまして、専門職に係る経費を組み替えをさせていただくものでございます。

次に、2目、0340保育園運営事業の23節は、それぞれ前年度の負担金、補助金の額が確定しましたことによる精算返還金でございます。

次の0341保育園施設整備事業は、今夏の経験したことのない猛暑を受けまして、指定避難所ともなっております各保育園に空調設備を整備するための設計監理委託料及び工事費を計上するものでございます。緊急防災・減災事業債を活用いたします。

続きまして6款、農林水産費でございます。

1項3目、0605農業振興事業は、県外での農産物のPR販売の関係で、節間の組み替えを行うもの。次の0611農業経営基盤強化推進事業の7節は、職員1名が療養のため休職しておりますので、臨時職員1名を雇用するため賃金を追加するものでございます。

次に5目、0631村単独土地改良事業の19節でございますが、西天竜土地改良区が辰野の隧道部分で実施をしております県営かんがい排水事業で、国補助の追加に伴い、本年度分の事業量が増加をいたします。これに伴い、村負担分を増額するものでございます。

次の2項2目、0651林業振興事業の13節でございますが、本年度、大芝村有林の間伐整備につきましましては、国の補助により実施することということにしておりましたが、長野県の森林づくり県民税活用の新メニューの中で、より有利な補助制度が設けられましたので、こちらに切りかえをさせていただいて実施をすることといたします。補助対象面積が少なくて済むということでございますので、その分、委託料を減額いたします。

また、19節でございますが、現在、神子柴河原地区の保安林となっております崖地で、長野県によります治山事業が実施されておりますが、これに伴いまして、上伊那山林協会の事業費分の負担金が増加をいたしますので、増額をさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、7款商工費の1項1目、0701商工観光総務事務の各節につきましましては、観光関係、地域おこし協力隊2名の活動状況に合わせるため、節間での組み替えを行うものでございます。



続きまして、8款、土木費でございます。

2項の道路橋梁費の補正でございますが、1目飛んで2目のほうになります。0808村単道路改良事業で、村道2038号線、田畑駅から北への道路でございますが、この改良工事において、保安林解除手続に時間を要し、年度内に実施できない箇所がございますので、その分、減額し、戻りますが1目の0803道路維持事業、13節の委託料でございますが、昨冬の凍上、しみ上がり等によりまして舗装の傷みが激しく、修繕に多額を要しましたので、その不足する分、同額を事業間で組み替えをさせていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、10款、教育費でございます。

1項4目、1005教育振興事務の13節は、南部小学校が屋外活動で利用させていただいております学校南側にあります個人所有の林で、県補助を受けての間伐が行われるということになりましたが、この間伐事業では、発生をいたします枝葉の処理まで行われなため、同時に村が県の森林づくり県民税の事業により処理を行いまして、継続して利用できるようにするため、計上させていただくものでございます。

次の15節は、村内小中学校の熱中症対策として、3校の教室等に空調設備を設置・整備するための工事費でございます。2億5,000万円を計上いたしまして、国の補正予算によります臨時特例交付金、基本の補助率が3分の1のもの及び補正予算債を活用いたします。ただし、このものにつきましては、国の交付金のつきぐあいによっては実施内容の変更を余儀なくされることも考えられますので、その点、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2項1目、1017南部小学校管理事務の13節でございますが、ことしから防火シャッター等について、特定建築物定期報告という検査報告が義務づけをされたところでございますが、当初予算編成の中でその費用を計上することができませんでしたので、申しわけございませんが追加をお願いするものでございます。

次の18節は、増築工事中の新教室へ置くオルガン等の備品購入のため、不足分の増額をお願いするものでございます。

次の3目、1013給食センター事業の7節及び、その次の1019南部小学校給食事業の7節でございますが、常勤職員の長期療養休暇への対応等がありまして、臨時職員賃金が不足することとなりましたので増額をお願いするものでございます。

次の3項1目、1020中学校管理事務、11節の増額は、体育館の雨漏り修繕に多額を要しましたので、不足する見込みとなり増額をお願いするもの。また13節は、南部小学校管理事務で申し上げましたのと同様の理由による追加。22節につきましては、現在、農地の一部転用の形で借地利用をしております第2グラウンドの駐車場の用地について、このほど農振除外が許可をされたということで、本来の農地転用の手続を行っていただくため、土地改良区決済金相当額を補償するものでございます。

次に、6項3目、1050青少年健全育成推進総合対策事業の11節でございますが、挨拶運動などで利用するのぼり旗の整備につきまして、長野県子ども会育成連合会に助成の申請をしていただいたところ、交付いただけることとなりましたので計上するものでございます。全額助成金ということでございます。

次の4目、1055文化財保護事業の11節でございますが、村誌補遺編及び関連図書の編集が本格化をいたしまして、現在、文化財資料保管倉庫、旧いずみ苑でございますけれども、この事務室で作業が進められております。想定以上に電気料がかさんだということで不足をいた

しますので、増額をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、14款、予備費で歳入歳出調整をさせていただきまして、244万6,000円の増額といたします。

次に、歳入でございますが、8ページにお戻りをいただきまして、まず12款、地方交付税は、伊那地域定住自立圏事業の事業量増に伴います特別交付税の増額。

おめくりいただきまして、16款、国庫支出金の1項3目7節は、29年度事業清算によります未熟児養育医療費国負担金の増額、2項10目3節は、小中学校の空調施設整備に対する国の臨時特例交付金6,605万円を計上するもの。

次のページ、17款、県支出金の1項3目3節は、保険基盤安定負担金の確定によります増額。次の2項3目1節の社会福祉費補助金は、福祉医療費給付に伴います県補助金の増額。2節は本年度、新設をされました高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、これはシステム改修に対する補助となりますけれども、追加をするもの。次の4節は、日常生活用具給付の増に伴います県補助金の増額。次の6目2節は、大芝村有林間伐整備に係ります補助事業の変更及び南部小学校南の林地での枝条処理の実施に伴います増の結果ということで141万6,000円の増額となるものでございます。

おめくりいただきまして、19款、寄附金はふるさと納税の増額見込み分500万円を計上するもの。

次のページ、22款は諸収入でございますが、のぼり旗作製に対する長野県子ども会育成連合会からの助成金を追加するものでございます。

おめくりをいただきまして、23款、村債でございますが、保育園及び学校の空調施設整備につきまして、借入れを行うことといたしまして、第3条に規定をし、5ページのほうに地方債補正の表を載せてございます。この表のとおり追加をさせていただくものでございます。5ページの表をごらんいただきまして、保育園での整備に活用いたします緊急防災・減災事業債につきましては、充当率100%、措置率が70%、また学校での整備に活用いたします義務教育施設整備事業債、こちらはいわゆる補正予算債の扱いになりますので、充当率100%、交付税措置率60%の起債ということでございます。

最後に、第2条、繰越明許費でございますが、4ページをごらんいただきたいと思えます。

第2表、繰越明許費の表のとおり、この3事業につきましては、業務期間、または工期の関係で事業の完了が平成31年度となりますので、あらかじめお認めをいただきまして、繰り越して使用することができるようにするものでございます。

以上、細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

1点お尋ねします。

19ページの商工観光の中ほど、12節、役務費、通信運搬費、地域おこし協力隊電話料ということで、これは今どきですので携帯電話の電話料なのかなというお尋ねです。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤 平治） お見込みのとおり携帯電話の通信料でございます。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 地域おこしの携帯電話料を村で見るのは当然のことかなと思うので、これは結構なんですけれど、関連して、以前から思ってたんですけど、役場の正規職員、臨時職員も部署にもよるのかなと思うんですけど、携帯電話は個人で持っている方が多いと思うんですけど、この負担というか、何ていうんですかね、そういうことについて、どのような現状になっておるかお尋ねします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田総務課長。

総務課長（藤田 貞文） 役場の職員の携帯電話の使用に係る使用料の扱いということでございますけれども、今現在は特に村のほうからその費用負担等をしているということはありません。全て個人負担ということでございます。ただ、村で所有をしている携帯電話がございますので、必要に応じて村の携帯電話を使用しているという現状でございます。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

3 番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 3 番、山崎です。

14ページの総務費の中にあります臨時職員の賃金、障がい者の方を2名採用するというお話がありました。これは先般、私も一般質問をしたんですが、これについては村長からも答弁があって努力をしていくという話でありましたが、これはその努力の成果として採用条件を見直したとか、職場の環境で障がい者の方が働けるように改善をしたとか、そういう結果として、この2名の方が応募されたのかどうかという部分を少しお聞かせいただきたいと思いますが。

続いて、そのすぐ下の13節の委託料で、会計年度任用職員制度導入ということで、平成32年からということでもあります。これは臨時的な職員や何かの人たちに対する任用制度の新しい制度だと思いますが、これは例えば上伊那の各自治体のところで同一歩調を合わせて進めていくというか、そういうような形の中で来ているのかどうか。県的にはまだ大きな市あたりで採用しているような話のようでもありますけれども、この辺の現状の制度導入の状態を教えてください。

以上です。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田総務課長。

総務課長（藤田 貞文）

まず、臨時職員賃金、障がい者の臨時職員の雇用の部分でございます。

これにつきましては、各と申しますか、村内の就労支援事業所ですとか、あと福祉事業所のほうから御紹介をいただきまして、その中で臨時職員として村の職務に勤務が可能な方ということで、先月、一応、試行的なお勤めをいただいたところであります。そういった中で、それぞれの方々の特性がございますので、その方々の特性に合わせた送付書類ですとか、そういったものの封入作業的なものですか、村の職員の働き方改革的な部分で、村の職員が

行っていたところを、その臨時職員の皆様方にそういった部分をお願いしていくといったことを、主には作業的なことになってしまいますけれども、そういったことを職務として実施いただくという方向性で考えております。

やはり障がい者の就労・雇用の促進といったような面で着手をしたところでありますけれども、今年度分につきましては、時間的にはまだ短時間というような中での勤務をお願いしていくところでもあります。したがって、先般、一般質問で御質問をいただきました雇用率の部分につきましては、大きくは反映はしてまいりませんが、また今年度の試験的な就労によりまして、来年度から本格的に導入ができていければということで、まずは試行的にお勤めいただくということで進めているところでございます。

それから、あと、会計年度任用職員制度の導入にかかわる各市町村の状況というようなことでございます。

これにつきましては、徐々に改正内容が明らかになってくる中で、関係する条例、今のところはっきりしているところがございますけれども、条例が6本、それから規則が3本、規定が4本、要綱が1本というように14本の例規整備を行っていかねばならないというようなことがございます。そういったことを段階的に進めていく上で、業者の方からの支援、サポートをいただくというようなことを計画をしたものでございます。

上伊那の市町村につきましても、今のところ、大きな市のところは自分のところでそういったことができますけれども、町村によっては業者委託もしながらサポートをしてもらって、落ちのないように条例等の整備を進めていきたいというところでございます。

あと、また、会計年度任用職員制度の足並みをそろえるという部分でございますが、またこれにつきましては、担当者会議等もございますので、そういった中で各市町村の動向もこれから確認をしていくということになりますので、まだ今のところその点は、はっきりした部分ではございませんので御理解をいただければというように思います。

以上でございます。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

1点は、15ページの教員住宅を村営住宅にしていくことでありますけれども、今まであいている状況を見ながら、ちょっともったいないなと思ってきたので、これはいいことだなというふうに思うんですけども、まだほかにこういう状況の住宅があるのかどうかということと、あとやっぱり民間のアパートはたくさん建つわけでありましてけれども、やっぱり村営住宅の需要というのは、すごくあると思うので、その辺のちょっと動向をどの程度捉えているのかなというところをお聞きしたいと思います。

それと、あとエアコンの設置についての全般についてでありますけれども、今度こうやって来年度とあわせて全部やるという計画でいるわけでありまして、全国一斉に、この間の予算で一定のものがついたということでもありますので、できるとは思うんですけども、全国一斉に発注されるという状況の中で、入札方法と発注の状況というか、どのくらいきちんと整えられるかというところがちょっと心配なんですけど、その辺のやり方をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 村営住宅の状況、財務課が関係している部分でありますけれども、今回改修の費用をお願いするのは村道北側でありますので、残りの道路南側が2棟残っておりますけれども、1棟は協力隊の方が御利用ですので残っております。それから、あと大泉のほうに教員住宅がありましたけれども、これは廃止してお返しするときの条件等ありますので、ちょっとそういった関係で廃止には今のところなっておりません。利用はないんですけれども、そんな状況になっております。

ということで、とりあえず今回は道路北側3棟分について待つというか、改装しまして建設課のほうで村住として活用していくということで、庁内の中で話をした中で建設課のほうから申し込みというか要望がありましたので、着手というか準備をするということでございます。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） もう少し大きい声でお願いいたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 村営住宅につきましては、今、財務課長の答弁のとおりであります。5棟あるうち3棟は教員住宅です。3棟は村営住宅にしていくと。2棟につきましては、現在1人住んでおりますし、もう1棟は移住・定住の部分で活用をという去年もイベントをやりましたので、そういった部分で残っておるということでもあります。

村営住宅が必要ではないかという三澤議員の御質問であります。

本村の場合は、村営住宅というのは、万が一のときには必要という部分はあるわけでありましてけれども、本村の場合は民間業者のアパート等もかなり盛況にという部分がありますので、今のところは村営住宅を村で整備するという計画というのは持っておりません。

村営住宅の必要性は、これから高齢化社会でどう対応していったらいいかという、そういった住宅難というか、そういう皆さんも出てくるのかなという、こういうことも予想されます。それはそのときに、また検討していく必要があろうかなというふうに思いますし、養護老人ホームをどう活用していくかという、このことも一緒に考えていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

それから、エアコンの質問が出ました。

これはまずは学校につきましては、補助金の動向がという部分があります。これによってまたどの程度ついてくるのか、いまだにちょっと明らかにはなっていないところであります。そのつきぐあいによってでございますので、その点は御理解もいただきたいなというふうに思いますけれども、中には、どういったところがどういうふうにつくかというところがわかってきた段階で、飛ばして工事していくというわけにはまいりませんので、その辺を含めて、またいろいろ議会と相談を申し上げていきたいというふうには考えております。

それから、保育園は緊急防災、これもつくかどうかというこの分もあるわけでございます。つかなくてもやらざるを得ないという、保育園の場合はそう思っておりますけれども、できるだけつけばいいなということで計上をしているところでございます。

入札発注につきましては、本当に全国一斉の問題となりまして心配な面はあるわけでありましてけれども、業界といたしましては、それを見越して、かなり増産をしているんじゃないかなという、こういうふうには考えられますので、その辺の手続はきちんとやっていけるんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 村営住宅の問題であります。今、村としてはこれ以上つくっていくという考えはないということでもありますけど、ちょっと1点でありますけれども、最近ちょっと、ひとり暮らしの方が資産としては家しかなくて、自分が介護状態になったときに、それを資産としてそれに充てるということが入りたい。入ることができるかというような状況で質問をされまして、そういうことはこれからは考えられると思うんですけども、そういうものの活用というか、今のところそういう例は多分まだ出てないと思いますけども、そういう質問がありましたので、そういった対応について、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 超高齢化社会を迎えて、その辺は本当に深刻な問題になるのかなというふうに思っております。空き家対策の部分も絡んでくると思います。そういった資産をどう活用できるのか、それによってほかのところに入れるのか。この辺は相対的に考えていく必要があるかというふうに思います。

また、大きな課題として捉えていかなければならない、そういう問題であるという認識は持っておりますので、余り向こうへ行かないうちに、そういったことも含めた検討というものも必要になってくるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

2点ほどお尋ねをいたします。

9ページになりますが、教育費の国庫補助金であります。この中にブロック塀、それから冷房設備とあるわけですが、ブロック塀も本年、大阪北部地震で小学4年生の女子児童が亡くなるという悲しい事件がありました。その後、国でも緊急対策をとって、本村でもその対応をとって、本村の場合は中央墓地のところのブロックというような話も出ておりますし、もうそれらの工事がどの程度進んでいるのか、もう済んじゃったのかこれからなのか。

それから、それ以外に補助の状況も全部改正をして、1平米当たり1万円、上限が10万円という補助の制度があるわけですが、それらに対しての住民からの要望といいますか、申し込みといいますか、そういったものがどの程度あるのか、その辺の実態について御説明をいただきたいと思います。

それから、今も出ておりましたが、教員住宅を村営住宅にということですが、これ以外に、いわゆる空き家対策といいますか、空き家物件といいますか、移住・定住の関係で、本村で今、何件程度の空き家の登録がきちんとされているのかどうか。それに対しての広報、そして効果、そういったものがどういう状況にあるのか御説明をいただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） ただいま御質問がありました中央墓地のブロックの関係でござります。

この工事につきましては、この役場前の村道105号線の歩道と一緒に、既に発注をしておりますけれども、今のところまだ未着手ですけれども、年内には撤去工事を終了させていただく予定でございます。

それから、補助の関係でございますが、ちょっと今、手元に確かな数字はありませんけれども、1件、2件、補助交付決定をしておりますので、そういった申し込み、それから交付決定は一定数ありますが、詳しい数字はまた後ほど御答弁いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） 田中課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 空き家の登録に関しての御質問でございます。

村の空き家バンクの登録件数につきましては、今ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、また確認をして御報告をさせていただきますけれども、今、村の空き家、いわゆる伊那空き家バンクというウェブサイトに掲載をしている件数でございますが、現在4件ございまして、こちらのほうは順次、売却が成約されておりますので、数字に変動がございますけれども、その他、現在、この間については19件ほど御相談をいただいておりますので、話が進めば、あと3件ぐらいふえるんじゃないかというふうに今、見込んでいるところであります。

この点につきまして、できるだけ、いわゆる空き家の所有者の方には、空き家バンク便りというものを定期的に送付しているんですけども、これは空き家のそのときそのときの状況を御案内しているんですが、そういう通知が届くと、それまで少し動きが鈍かったところが少し活性化されて、新たな御相談があったりして登録に至るような状況になってまいりますし、また、それぞれ個人的に今、空き家を持っていて処分をどうしたらいいかというような御相談はかなりの件数、本課のほうに来て、今、集落支援のほうで対応させていただいておりますけれども、そんな話の流れで、また登録に至るといったものもありますので、一樣に村の中で新たにそういう空き家の窓口ということでお知らせしているのが、徐々に広がりつつあったり、また県外からの方が移住・定住を希望する方が主なんですけども、村のホームページを通じたり、また定住自立圏の伊那地域空き家バンクをごらんになって御相談に来るといった状況がありますので、こういった窓口を開設してやってきているという状況が少しずつ広がって、移住・定住、また空き家の利活用につながってきているものというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 藤澤課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 大熊議員のブロック塀の補助金の件でございます。

確認をいたしまして、2件、まず補助金の交付決定を約10万2,000円ほどしております、もう1件、3件目が11月に最近来たところでして、今これを交付受付中でございますので、今のところ3件ということでございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

それで、このブロック塀の上限が10万円で、この補助制度ですが、いわゆるこれは確認の意味でお尋ねをするんですけども、2019年になりましても、この制度は継続していくという理解

でよろしいのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（丸山 豊） 藤澤課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 今のところ2019年も引き続きということで考えております。

以上です。

9 番（大熊 惠二） 対象になるという。

議長（丸山 豊） 藤澤課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 対象になる。

議長（丸山 豊） 田中課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 村の空き家バンクの登録件数ですが、空き家数が今、11月末現在で147件の空き家があるというふうに把握をしているんですが、そのうちの19件がバンクの登録数でございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 3回目になりますのであれですが、この147件あって、実際の登録は非常に10%程度ということになりますと、これはもちろん持ち主との話、それから、すぐ住めるのか、それとも手をかけなきゃ住めないのかよくわかりませんが、これがもう少し数字が大きくなるような、登録が多く出るような、そういう受け入れ態勢と申しますか、中古物件を探している方から見れば、数が多い方が選択の幅も広がるわけですけど、この辺の取り組みについて、自然の成り行きでということになりますと、なかなか前に進んでいかないという実態もあると思いますので、この辺について、今後どのようなお考えで進めようとしているのか、お尋ねをいたします。

議長（丸山 豊） 田中課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 確かに御指摘のとおり、非常に登録数が空き家の数に対して低いという状況でございますけれども、それは一番は、所有者の方が売りたいとか貸したいという希望がないというところが大きな要因でございます。こういったところについては、いろんな補助制度だとか、村でも改修補助とか片づけ補助だとか、また奨励金というものという、そういった制度を設けておりますので、そういったことを、先ほど申し上げたように、空き家バンクでその都度、やはりお知らせしていきなりして、売りたい、貸したいというそういった所有者のお気持ちになるようにしていきたいというふうには思っております。

ただ、どうしても登録者のうち欲しい方のニーズというのが賃貸を希望している。それに対して、所有者のほうは売却希望が多いということで、その辺のアンマッチがどうしてもあって、なかなか伸びていかないというところもありますので、もう少し、今、登録してウェブサイトに乗っているのも売却がほとんどで、全てですので、そこに賃貸の物件が出てくると、うまくマッチがされて成約ができていくんだと思っておりますので、もう少しそういった意味では、売却もそうですが賃貸の物件も探してまいりたいなというふうには考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

1番、加藤議員。



1 番（加藤 泰久） 1 番、加藤です。

10ページの信州森林づくりのあれですけど、南部小学校で県の森林税を使った事業を行われたという御報告がありましたが、その内容について、説明をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤 平治） 県の森林税を使った事業の関係ですけれども、村では大芝のどんぐりの植樹を行っております。そのもととしまして、南部小の1年、2年、3年、各学年ごとに、どんぐりの、まず種を拾うことから、まくことから、育てることから、移植することからと、そのような取り組みを行っているところであります。そのような事業と、あと、どんぐりの苗、まいてから植えるまでの苗の育成に係る、そういった費用等にそういった事業を充てさせていただいております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第6号「平成30年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「平成30年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護認定の申請件数が当初見込みよりふえたこと等により、認定調査を行う臨時職員の賃金が不足するため、増額をお願いするものであります。

なお、今回の補正は増額する額を予備費で調整しますので、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀健康福祉課長。

健康福祉課長（堀 正弘） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げますので、議案4ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

歳出で1款、総務費、3項2目、1315認定調査費の7節、賃金を100万8,000円増額をお願いするものであります。

内容につきましては、介護認定の調査をお願いしている臨時職員の賃金となりますが、不足してきた要因としましては、介護認定の申請数が当初予定よりふえてきています。また、昨年までお願いしておりました調査の臨時職員の方が年度途中で退職をされてしまいまして、新たな方を臨時職員として採用をさせていただきましたが、件数がふえている等もあります。ふなれなところもありまして、もう1名採用せざるを得なくなるという状況が生まれてまいりまして、賃金の不足が生じてきているということでお願いするものであります。

2ページにお戻りいただきまして、増額分につきましては、予備費で調整するため、歳入歳出予算総額の10億3,705万円に変更はありません。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第7号「平成30年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「平成30年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳出で療養給付費の国庫支出金の確定に伴い、生じた精算金の増額と制度改正に伴う調整交付金システムの保守委託料の増額が主な内容であります。

なお、今回の補正は増額する額を基金積立金及び予備費で調整しますので、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤住民環境課長。

住民環境課長（唐澤 英樹） それでは、議案第7号について、細部説明を申し上げます。

予算書の4ページをごらんいただきたいと思います。

1款、総務費の1項1目、一般管理費でございますが、13節の委託料で国保調整交付金システムの制度改革の対応に伴う保守委託料の必要が生じたので、30万3,000円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、5ページでございますが、6款、保険事業費の1項1目、保健衛生普及事業費で、医療費通知が所得税等の医療費控除の申告に対応可能となったことに伴いまして、県の実施要領の改訂で、年2回から3回発送することになりました。それに基づきまして、郵送代、それから通知書の作成手数料を増額するものでございます。

それから、1ページ飛ばしていただきまして、7ページの9款、諸支出金でございますが、1項1目、国庫支出金の償還金で療養給付費負担金の精算に伴いまして、国からの交付金に償還が生じたので、174万2,000円を追加するものであります。

6ページに戻っていただきまして、これらの支出に伴う財源といたしまして、基金積立金の額を200万円減額し、また8ページの予備費で25万9,000円を減額いたしまして調整をさせていただくものでございます。したがって、予算の総額に変更はございません。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第8号「平成30年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「平成30年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では保険基盤安定負担金の額が確定したことによる一般会計からの繰入金が増額補正と、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金の確定による増額補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に61万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,999万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤住民環境課長。

住民環境課長（唐澤 英樹） それでは、議案第8号につきまして、細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんください。

歳入でございますが、3款、繰入金、1項2目で保険基盤安定繰入金の金額が確定したことに伴いまして、61万3,000円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、7ページの歳出であります。2款1項1目、1804事業の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、19節の負担金、補助及び交付金につきまして、長野県後期高齢者医療広域連合への保険基盤安定分の負担金の確定によりまして、61万3,000円を追加するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、以上のことから既定の歳入歳出予算の総額に61万3,000円を追加し、歳出予算の総額をそれぞれ1億2,999万7,000円とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第9号「南箕輪村監査委員の選任について」を議題といたします。

原代表監査員の退席を求めます。

〔原 浩代表監査委員 退場〕

議長（丸山 豊） 本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第9号「南箕輪村監査委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

現代表監査員の原浩氏の任期が1月いっぱいということですので、今議会に再任を

お願いするものであります。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

住所は南箕輪村6072番地1、氏名は原浩氏でございます。生年月日は昭和21年10月12日、満72歳であります。略歴につきましては、添付資料のとおりであります。

1期をお務めいただきまして、私の考え方として、従来から2期8年ということで多くの委員さんをお願いをしておりますので、再任ということで御同意をいただくようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（丸山 豊） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第9号「南箕輪村監査委員の選任について」は同意することに決定いたしました。

原代表監査委員の着席を求めます。

〔原 浩代表監査委員 入場〕

議長（丸山 豊） ただいま南箕輪村監査委員の選任について、全員賛成で同意することに決定しましたので、原代表監査委員の挨拶を求めます。

代表監査委員（原 浩） 再任をいただきまして、責任の重大さをひしと感じております。今後4年間、南箕輪村のために一生懸命頑張りたいと思います。御支援、御協力をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 日程第8、南箕輪村選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南箕輪村選挙管理委員会委員に、北條美恵子さん、伊藤重光さん、佐藤博明さん、竹村登さん、以上の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方を南箕輪村選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました北條美恵子さん、伊藤重光さん、佐藤博明さん、竹村登さん、以上の方が南箕輪村選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第9、南箕輪村選挙管理委員会補充員の選挙選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南箕輪村選挙管理委員会補充員に、第一位順位、塩澤誠さん、第二位順位、禰津行弘さん、第三位順位、池田真理子さん、第四位順位、清水美幸さん、以上の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方を南箕輪村選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第一位順位、塩澤誠さん、第二位順位、禰津行弘さん、第三位順位、池田真理子さん、第四位順位、清水美幸さん、以上の方が南箕輪村選挙管理委員会補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕お疲れさまでした。

散会 午前11時30分

議 事 日 程 (第2号)

平成30年12月12日(水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(質問順位第1番から)

8番 三 澤 澄 子

6番 唐 澤 由 江

1番 加 藤 泰 久

7番 都 志 今朝一

5番 百 瀬 輝 和

9番 大 熊 恵 二

第2 山崎文直議員に対する懲罰について

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	堀正弘
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	藤田貞文	建設水道課長	藤澤隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋		
住民環境課長	唐澤英樹		

○職務のため出席した者

議会事務局長	小澤久人
議会事務局次長	松澤さゆり

## 会議のてんまつ

平成30年12月12日

午前9時00分 開議

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

過日、懲罰動議が提出されました。それに伴い、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） おはようございます。

議会運営委員会より御報告を申し上げます。

過日、懲罰動議が提出されましたことに伴いまして、次のとおり決定をいたしましたので、これから御報告をいたします。

懲罰動議1件の審議を、本日の会議日程に追加をさせていただきたいと思っております。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、懲罰動議1件を本日の会議日程に追加といたします。

日程第1、本日から一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分といたします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で、質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

3回連続トップバッターとなりました。あらかじめ通告いたしました4項目について質問をいたします。

まず、先日、女性模擬議会が開かれました。それぞれが生活に根づいた質問をされ、私たち議会にとっても学びの場となりました。参加していただいた模擬議員の皆さんと、誠実に対応していただいた村側に敬意を表します。

軽井沢町議会では、女性模擬議会の後、2人の女性議員誕生につながっており、これを機会に女性の議会への関心が高まってくれることを期待しています。私も28年前に村始まって以来の初の女性議員として村議会に送っていただいた初心に戻って、生活に根づいた質問をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

では、1として、環境問題について、9月議会に残った質問を最初に上げております。その中で1として、村では毎年環境調査をして、その結果を公表しています。1、河川水質、2、地下水有機塩素系溶剤、3、地下水水質検査、4、大気汚染調査の4項目を調査分析し



ています。そのうち1の河川水質について、私が村民になった40年前から数年間は、6月の田んぼには至るところで蛍が飛び交い、子供部屋に蛍の光を放って楽しんだものでした。その後、人口増に伴い、住環境も大きく変化して、蛍は全く見られなくなりました。清流にあったセリ等の水生植物や小魚も見られなくなりました。そして、この数年間でありますけれども、大芝高原をはじめ村内各地で蛍の発生が報告されています。また、よい環境が少しずつ戻ってきたのかなということで、うれしいことでもあります。

環境に大きな影響を与える河川水質調査では、毎年、大腸菌群数と全窒素で、環境基準に満たさない値が多く出ています。その中でもどの地点で高いのか、近年の状況の変化はどうか、対策はどうかをお聞きいたします。

合わせて、工場で河川から出水し、その排水を川へ戻している場所が数カ所あるわけがあります。住民からの訴えがありました。毎日散歩しているが、川の汚れがひどく、ヘドロとおいが気になる、村にも投書しているとのことで、その対応についてどうしたかお聞きします。

また、同じような河川への工場排水について、村として把握しているか、その管理や環境整備についてどこが責任を持っているのかをお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 質問順位1番であります8番の三澤澄子議員の質問にお答えをいたします。

環境問題についての御質問であります。水質調査につきましては、環境基本計画に基づき、河川については年2回、地下水は年1回の水質調査を行っております。河川につきましては、22カ所において調査を実施をしており、河川の汚染度の最も的確に示すとされているBODの数値は基準値を下回っており、きれいな水質を保っている状況であります。地下水においても、村内1カ所で調査を行っておりますが、例年、基準を超える数値というのはありません。こちらもきれいな水質を保っている状況であります。

また、合わせまして、上水道の深井戸3カ所についても、これは毎月でありますけれども、水質検査を実施しておりますが、良好な状態を保っております。

議員御指摘のとおり、昔は蛍が飛び交っていたわけでありますけれども、近年見られなかった蛍につきましても、村内でも数カ所見られるようになりました。神子柴あたりでもかなり見られております。そんな状況を考えますと、水質も良好になってきたのかなという感はおるところでございます。

工場からの排水の御質問がありました。これは天竜川に流れ込む北殿地籍、塩ノ井地籍との境ぐらいにあります、そこの放流水の問題であります、村にも投書をいただいたところでもあります。

ことし1月に近隣の住民から連絡がありました。上伊那地域振興局に依頼をして水質検査と付着物の分析を行ったところでもあります。結果につきましては、水質に問題がなく、付着物は糸状菌がたまったものであるとのことであります。この糸状菌は有害なものではなくて、キノコの菌糸のような、自然界にあるもので、基準値は超えていなくても、通常の河川に比べて栄養価の高い工場の排水箇所のようなところに発生しやすいようであります。確かに見た目にはよくないかもしれませんが、栄養価を分解して水をきれいにしてくれる作用も

ありますので、河川の水質保持にはむしろ役立っているという話でありました。自然由来の菌であり、どうしてもこれは発生してしまうようであります。この件につきましては、会社とも連絡をとっておりますし、会社としても年2回、排水の水質検査を行っており、基準値を超えたことはないという、こういう報告を受けております。また、見た目に悪いということでありましたので、清掃もしていただいたところであります。ほかの部分ということでもありますけれども、そういった事例というのは把握をしていないということで、苦情もないところでございます。

今後もきれいな水質が保てるようにしていければというふうに考えておりますし、どこで責任を持つかという問題でありますけれども、これは一時的には会社でありますけれども、村も目を配っていかなければならない、村も責任を持ってやっていくということで考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） BODがきれいな状況ということで、大腸菌群や全窒素というのは田園地帯でありまして、田んぼの排水が流れるという中ではしょうがないのかなと思えますけれども、いずれにしても環境は少しずつよくなっているということの中で、大きな変化が見られないように注意していただきたいというふうに思います。

2として、移らせていただきます。

太陽光発電については、政府は2009年から住宅用太陽光発電普及を推進し、余剰電力の買い取りを大手電力に10年間義務づけてきました。来年から10年の期限を迎え、価格を大幅に下げると言われています。既に村では建設補助も打ち切っており、今後住宅用の太陽光普及にブレーキがかかる心配もあります。

北海道地震では、全道停電が続き、暮らしや経済に重大な影響や損失を及ぼしました。一方、九州電力では、太陽光発電があふれるという事態の中で、10月に一部の太陽光発電をとめる出力制限を行いました。再生可能エネルギーが足りている中で原発の再稼働を主力とするとして推進した結果のあり方も問われています。

住宅用太陽光発電については、緊急時に対応できるよう蓄電システムの導入が検討されていると聞きますが、村としてできる対策はあるかお聞きします。

県内では佐久穂町のメガソーラー建設に、県のアセスメント技術委員会は、災害や希少動物への影響が懸念されているとして、事業中止も含め、見直しを意見しました。上田市では事業者と事前協議や届け出を求める要綱で対応してきたが、事業認定取り消しに効力を持つ立地規制条例を検討している。計画地は県が公表する土砂災害危険箇所該当しており、麓の民家に災害のおそれがあるとして、土屋市長も加速的に検討するとしています。村でも10キロワット以上の要綱のみで対応、届け出された施設はどのくらいの今、状況になっているのかお聞きします。

東御市では、要綱で運用してきた中で、災害が発生、ここの1番のこの資料におつけしております東御市の三者協定という内容でありまして、何か長いので、後で読んでいただければと思いますけれども、三者協定を結んでおります。被害補償の事業者責任、事業終了後の施設撤去と費用積み立て等を決めています。村ではメガソーラーの条件は地形的に少ないわけでありまして、見えない傾斜地には建設が見られています。また、売電収入がな

くなり、修理不可になったような場合には、放置される心配もあります。撤去等の責任を明確にする条例化が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 太陽光発電の御質問をいただきました。御指摘のとおり、固定価格の買い取り制度、10年間で終了する来年11月が迫ってきております。それ以降、順次、終了となっていくということでありまして、いわゆるHIT法と呼ばれております。

終了後につきましては、買い取り価格がかなり下がってくる。現時点では1キロワット当たり11円ほどというようなこととお聞きしております。これは当初の部分と比べますと4分の1程度というところでありまして、自家消費ということも考えられておるようでありまして。これには蓄電装置というのが必要となっておりますし、かなり高額な、今現在のところはそういう状況であります。

太陽光パネルの耐用年数というのは、20年から30年と言われております。したがって、当面は今のまま、この発電を続けていくということではないかというふうに思っておりますし、そういった面では大きな問題がないというふうに思っております。

しかし、20年を経過して、耐用年数が過ぎる2030年ころから、このパネルの更新、廃棄などが想定をされます。このことにつきましては、現在、業界団体や各メーカーのほうでリサイクル等の研究がなされているようでありまして、その動向というのを注視をしていきたいというふうに考えております。

南箕輪の太陽光の設置状況であります平成26年度から発電容量が10キロワット以上の建設を行う事業者に対しまして、届け出ということをしていただいたガイドラインをつくりまして、そういった措置をしておるところであります。届け出後の設置数というのは39件であります。27年からでありますので、現在まで39件となっております。10キロワット未満の住宅用太陽光発電につきましては、平成28年度末で665件と、かなり設置がなされておるというふうに考えております。

今までそういったことをやってきましたけれども、特段問題となったケースというのはいわけでありまして、これは本村の地形上の部分というのもあるというふうに思っております。一番問題になったのは、御承知のとおり大芝の営農型太陽光発電の問題であります。ほかの市町村の事例が出されました東御市では、地元区からの強い要請で事業者との協定の立ち会いを市が行ったという事例があるということでありまして。こういったことは、これから参考にさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、村のガイドラインにおいても、届け出の中で同様の説明を提出してもらっており、現在のところも問題がないということでありまして。そんなことで、その辺を踏まえて、これから検討はしていく問題であろうかなというふうには思っております。

上伊那の状況を見ますと、昨年度から再生エネルギー上伊那地区連絡協議会というのが設置をされております。自治体間が県と情報共有を図るということになっております。問題がある場合には、適切な対処はできる仕組みになっておりますので、その組織も活用できるんではないかというふうに考えておるところでございます。

したがって、本村の地形的なそういったことを考えますと、大きな問題はないかなというふうには考えておるところであります。ただ、これから注視していく必要はあるというふうには思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ありがとうございます。30年後に耐用年数が切れたときに、そのまま放置ということがないようなことも、これからは少しずつ整えていく必要があるのではないかというふうに思っております。県との協議をしっかりと進めていただければと思います。

3として、マイクロプラスチック汚染についてお聞きします。

海洋のウミガメ、海鳥の胃の中にプラごみだらけなど、海洋プラスチックごみに対する対策が緊急課題になっています。海域では東アジア海域が1平米当たり3.70観測浮遊密度というもんだそうですけども、断トツの量だということで、国内でも瀬戸内海や伊勢湾等、各地で大量のマイクロプラスチックが確認されています。淡水域の琵琶湖の調査でも見つかっていて、湖での汚染も確認されているところでもあります。

5ミリ以下で微細なマイクロプラは、環境中の化学物質を吸着する性質があり、海、淡水の魚の体内や貝から見つかった例もあり、食物連鎖による生物濃縮のおそれが指摘されています。こうした事態を受けて、世界でさまざまな対策がとられています。

環境省は2030年までの数値目標として、ペットボトルやレジ袋、食品容器などを使い捨てプラスチック排出量の25%削減を盛り込んだプラスチック資源循環戦略をまとめる方針です。資料として、2としておつけしておきました。村でできる対策をお願いしたいと思います。

消費者の会は、毎年県と協力して村内スーパーの店頭でマイバック持参運動に参加しています。こういうものでありまして、いつもバッグの中に入れておきまして、必ずスーパーの買い物にはこういうものを利用させていただきたいなあというふうに思っています。

先日のニュースでも、ファミレスでストローを使わない、必要な人にはトウモロコシ油でつくった生分解性のある製品を切りかえると報道されておりました。ファーストフード店の取り組みも報告されております。村内施設でも可能な対応をお願いしたいなと思います。また、生活感全般の見直しの啓蒙等が必要ではないかと思いますが、その点についてお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） マイクロプラスチック汚染の質問でございます。主にこのマイクロプラスチック製品につきましては、ペットボトルやレジ袋からとのことのようであります。原因はやはり不法投棄やごみのポイ捨てによるものが大きな要因となっております。このことがポイ捨てをしなければ、そういった事態が発生しないわけであります。ただ、この問題につきましては、大きく報道もなされておるところでございます。

私たちは私たちにできる取り組みというのはしていかなければならないというふうには考えております。まずは、マイクロプラスチックの大きさになる前に、不法投棄ごみを回収するように、引き続き努力をしていかなければならないということでもあります。このことにつきましては、毎年、ごみゼロ運動の中でやっておりますので、これは継続していきたいということで考えております。

レジ袋の削減につきましては、業者側もかなり研究、検討というのはしておるようですが、統一という部分には至っていないというのが実態であります。

村におきましても、県の環境行政推進活動によりまして、年2回、村消費者の会の会員とともに、レジ袋削減県民スクラム運動を実施をしております。まだまだマイバッグの普及というのが十分ではないというふうに考えております。このことも定着していく必要があるということでもありますので、この辺は村も広報を進めていく必要があるというふうに考えておりますし、また、消費者の会とも連携をしながら、レジ袋削減の取り組みというのも行っていかなければならないというふうに思っております。

1番は、プラスチック製品の使用削減であります。いろんな面があるようであります。業者も今御指摘のように、プラスチック製のストローを使わないとか、いろんなことも考えておるようでありますので、そういったことが進んでくれば、違ってくるのかなあというふうに思います。ただ、これは経費の関係もありますので、一気にというわけにはいかないだろうというふうには思われます。

そういった中で、村は村としてできることをやっていく、これしかありませんので、ごみのポイ捨てをなくす、あるいはレジ袋を推進する、あるいは資源化の推進を図っていくと、こういったことからやっていくしか仕方がないのかな。これは全世界的な問題でありますので、村は村としてできることをやってまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長（丸山 豊） 三澤議員。  
8番（三澤 澄子） レジ袋削減でありますけれども、私たちが調査をしながら啓蒙活動しておりますけれども、大体50%ぐらいで定着しちゃっているのかなと、持ってくる率が。そこら辺はもっと60、70というふうに上げていくように、私たちが運動していきたいと思っておりますし、村でもしっかりと啓蒙して、全体の環境をよくしていくことの意識づけをやっぱりしていくことが大事ななというふうに思っております。

それでは、4番目に移ります。地球温暖化の中で、異常気象、予想を超えた自然災害が世界じゅうで起きています。そうした中で、世界気候エネルギー首長誓約が取り込まれています。持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの国の削減目標の削減、気候変動の影響への適用に取り組むことにより、持続可能で強靱な地域づくりを目指し、同時に、パリ協定の目標の達成に、地域から貢献しようとする自治体の首長が、その意思を誓約し、そのための行動計画を策定した上で、具体的な取り組みを積極的に進めていく世界的な仕組みです。

日本では動き出したところでありますけれども、いずれ全国で取り組むことでありまして、いち早い取り組みの検討をお願いしたいと思います。これは実は環境審議会の会長であります信州大などの武田先生のほうからいただいた資料でありまして、ちょっとこれつけるのを、本当はつければよかったんですけど、こういう世界首長会議誓約というものであります。この日本のバージョンでありまして、これをまた後でちょっとお配すればいいかなと思いますけれども、この中でやはり世界的にも取り組むことが大事ということで、これに参加費用は要らないわけでありまして、入れば、いろんな施策とか行動計画についての支援をいただけるということで、環境によい自治体ということで、自治体自体の評価も上がるんじゃないかということで、武田先生のほうから、いずれ世界じゅうに広がる、日本じゅうに広がる状況なので、早く入ったらどうかというような御提言もいただきました。そのための御支援もいただけるという話もいただいておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 環境に関する世界首長誓約の取り組みという御質問であります、

趣旨につきましては、これはすばらしい趣旨でありますし、世界的な取り組みとなっておるといふことでもあります。

全世界では、ヨーロッパを中心に6,500を超える自治体が参加をしておるといふことでもあります。日本ではことし11月末現在で1,700余ある市町村のうち11市町村が参加しているという状況のようでもあります。

地球温暖化につきましては、地球規模で考えていかななくてはならないグローバルな問題であり、この世界首長誓約の趣旨には賛同できる場所でもあります。しかし、クリアをしていかななくてはならない課題もありますので、今すぐにといふわけにはいかないのではないかなというふうに思っております。誓約に当たりましては、もう少し研究をさせていただきたいと。うちの事務局体制を見ていただければ、環境全体を含めまして2名体制というようなことでもあります。そういったことを考えれば、クリアしなければならない、そういった面もかなり重荷になってくるというふうに思いますので、もう少し研究をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 確かに事務局体制は日々、大変な状況をいつも見ておりますので、そのことも含めて、しっかりとこれからの環境対策をとっていけるように、またお願いしたいと思っております。

じゃあ、次に、2番目として、子育て日本一の村施策についてお聞きします。

昨年の衆議院選で消費税10%の引き上げと同時に、幼保無償化が自民党の公約として突然発表されました。来年度予算を組むに当たり、費用負担が混迷しているわけでもあります。無償化に係る費用は初年度は国が負担、次年度は市町村も負担するとしておりますが、給食費は対象外と、その制度内容は明確になっていません。村では働くお母さんが安心して子育てできることが村の発展につながる。子育て日本一を掲げ、保育料を抑え、6園の保育環境を整えてきました。そのことが人口増が続く村の大きな要因となっているというふうに思います。

2019年10月からの無償化で、村の財政負担はどうなるのか。また、保育料はどのようになるのかお聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御指摘のとおり、消費税が10%と来年の10月からなっただけです。それに伴いまして、国では新しい経済政策パッケージ、経済財政運営と改革の基本方針2018に基づきまして実施をすることを目指しております。

この中で、突然といえますか、そういった中で、幼児教育、保育の無償化という問題が出てきたところでもあります。無償化にかかわる費用負担割合については、国と地方で協議が続いておりましたが、報道によりますと、これも決着をしたという、こんな報道がなされておるわけでもあります。

考え方はいろいろあろうかと思いますが、この問題が提起されたときには、これは市町村に協議があったわけではありません。当然、財源は国で持つというふうになり、多くといえますか、全市町村長がそう思っていたというふうに思います。実際に検討段階の案が示されてくるうちに、これは大変なことだなということで、国との協議を続けて、国も譲歩した

部分がございます。そういった面もありまして、協議が一定程度整ったというふうに考えております。

私自身は今でも、本来は国で措置すべきであるという、その考え方は持っておりますけれども、これは決まればやっていかなければならないというのが市町村の立場でありますので、やむを得ないというふうには思っております。

村の状況を見ますと、村は全てが公立でありますので、影響はかなり大きいなというふうには思っておるところであります。来年の10月からは半年は国で見るということであります。大体半年で4,800万円ぐらいになりますので、9,600万円が3歳から5歳の保育料としていただいている分であります。この分が無償化案の対象となってまいりますので、影響はかなり大きいのかなというふうには考えておるところであります。

ただ、国と協議の中で法律につきましては、全額市町村負担でありますけれども、その他につきましては、国や県が持つところもあります。同時に、消費税の関係がどのぐらい入ってくるのか、今の時点ではまだ全くわからないところあります。消費税をオーバーした部分につきましては、地方交付税で措置をする、こういう言葉で示されたところあります。消費税の2%分は全額が基準財政収入額に算入されます。普通は75%の算入でありますけど、この2%分は全額、基準財政収入額に算入するという、こういう案でございます。それをオーバーした無償化の部分につきましては、地方交付税に措置をするという、こういうことになっております。

ただ、問題は、地方交付税の総額が減っておりますので、これがふえると、ほかの部分が減ってくるという、こういう可能性が出てまいりますので、この辺は注視をしていく必要があるというふうに思っております。

保育料で一番問題なのは、給食材料費につきましては、無償化の対象外とされておるところでありますので、この取り扱いは本当に頭の痛いところあります。保育料が無償化、無料になりますけれども、これをどうしていくのか、これは近隣市町村とも十分意見交換をしながらやっていかなければならないというふうには考えておるところでございます。

ただ、まだまだ見えない部分がありますので、来年の10月からであります、この辺をしっかりそれまでに詰めていく必要がありますけれども、まだ国から、こういった、あるんですよということは示されておられませんので、それを見ながら、また十分検討させていただきたいというふうに思っております。

無償化につきましては、本当にこれは大変なことになったなという、そうはいつでも国でやると言ったことは国でやるべきだというふうには、私自身は思っておりますので、そんな点は申し添えておきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） まだほとんど明確になっていないという中で、一部の年齢でありますし、国の政策というのは、この間見ておきますと、いつころっと変えるかわからないというのが状況でありますけども、いずれにしても、保護者の負担にかかる、また、村の財政の中で、どれだけ負担になるのかということは重大な問題ですので、しっかりとやっぱり早目に情報を出していただければなあというふうに思います。

2としまして、一昨日も入園希望者の面接がありました。大勢の子供たちがあふれており

まして、入園を楽しみにしている状況が見られました。村長開会挨拶では、入園希望は770名で、途中入所も含めると、定数を大きく超えた状況にあるというふうに思います。待機児がない状況を準備していくというふうにお話ししておりました。その中で、女性模擬議会でも問題になった公立保育士の雇用形態が、平均60%の非正規率の中で、村では70%近くの非正規の職員で村の保育を支えています。政府も雇用形態にかかわらず、同一労働、同一賃金ということはどうもあっておりますけれども、保育士の確保、雇用形態の改善を含め、保育所運営の状況、見直しについてお聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 保育園の問題であります。12月末現在の予定として、今年度末には750名の園児を受け入れていく予定であります。来年度の入所につきましては、受付を始めたところでありまして、大体予想だと770名ぐらいにはなるのではないかという予想のようでございます。

3歳未満児が特に多くなっております。保護者の育休明けの復職に合わせて、入園希望の方は年度途中の入園となります。このことは大変大きな課題となっております。保育士の確保という、この部分であります。

現在は、保育士の資格を持たない保育補助員の方の力もお借りしながら、待機児童を出さないという、こういったことで運営をしてきておるところであります。

雇用形態につきましては、年数により賃金にも反映できるようにしておりますし、割り増し賃金だとか有給休暇だとか、そういったことも全て付与しておるところであります。近隣町村との均衡も見えております。そういったことを見ながら、できるだけ長くお勤めいただけるような体制というのを目指しておるところであります。

また、質の向上というのも重要になってきておりますので、園長との定期的な懇談だとか研修の参加、このことは普通の職員と非正規職員と同じようにやっておるところであります。

そういった状況も、園児数がふえておるといような状況も踏まえまして、来年度は保育士の退職というのは、3月31日末、今年度中の退職は1名でありますけれども、4名の採用を決定をしたところあります。正規職員3名、保育士をふやしていくという決定をさせていただきましたので、その点は御報告をさせていただきます。

休暇中、育児休暇中の保育士というのかなりふえてきております。これは村の特徴でもありますので、これは喜ばしいことかなという、そういった状況も踏まえまして、3名増という正規職員を配置を考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） 本当に育児休暇中が多いということは、子育て日本一の村づくりの基本でもあると思いますけれども、その点も含めてしっかりとまた保育所の体制はお願いしたいなあと思います。

3番目として、長野県ではことし8月から子供医療費の支払い方法が一旦窓口で支払い、後日、戻ってくる償還払いから現物給付に変わり、窓口支払いは500円負担だけになりました。23年間続けてきた県民の運動の成果だと思います。県に繰り返し書面を提出してきた福祉医療給付制度の改善を進める会のアンケートでは、月末や金銭面の余裕のないとき、子供を病院に連れて行けないことがあったが、これからは安心、毎月の薬代が高いので助かりま



すとの声が寄せられ、「大変よい」が34.7%、「よい」が42.3%と喜ばれています。同時に、自己負担金を廃止し、完全無料化にしてほしいとの要望も多数寄せられているところであり、県内では500円の負担金が51市町村、300円が17町村、完全無料化が9町村、そのうち上伊那南部の中川村、飯島町、宮田村が実施しております。

償還払いのときでも500円を引かれると、実質6割ぐらゐの返金となっていました。また、診療と院外薬局では、その都度500円、小児科、耳鼻科等、複数科になると負担はさらに大きくなります。500円がなくてかかれないという最も困窮し、支援も必要としている家庭もあります。子育て日本一の村として、完全無料化を望むところでもあります。

ことし、福祉教育委員会の視察で研修に行った富山県は、全県負担金なしの完全無料化でありました。また、障がい者福祉医療の対象者は、医療をより必要としている中で、収入が不安定の状況であります。子供と同じ窓口無料の体制にする必要があると思いますが、改めて検討をお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 子供医療費の無料化につきましての御質問であります。8月1日から現物支給となりました村民のお母さんたちからも、安心して受診できるようになったという喜びの声というのは確かに届いております。こういったことはよかったかなというふうに思っておるところであります。

現物支給になったかどうか、その辺の分析はこれからしていかなければなりませんけれども、今議会に福祉医療の増額補正もお願いしたところでもあります。確かに、医療費は多くかかってきたなあという、こういった状況もあるところでもあります。これはまだ分析してありませんので、そのことが影響しているかどうかというのは、これからの問題でございます。

1レセプト当たり500円の問題であります。長野県下も多くの自治体で、これは500円ということをお願いをしておるところであります。子供の数が多ければ多いほど、これは大変な負担になってまいります。そのことはぜひ御理解をいただきたいなあというふうに思うところでもあります。

本村の場合は、1,500万ほど、この500円の部分があります。これが毎年なくなるということは、毎年でありますんで、大変な支出になってまいります。したがって、現状のまま継続をさせていただきたいということをお願いをしております。

また、障がい者福祉医療の質問も出ましたけれども、障がい者福祉につきましては、これは個々の減額措置、いまだにあるところでもあります。ペナルティーであります。障がい者につきましては、医療費も国保の加入者が多いということで、国保会計にかなり負担になってくる、こういったことも考えられるわけでもあります。したがって、このペナルティーが廃止にならない限り、障がい者の現物支給化というのは困難でありますし、長野県下が統一してやらないと医師会という部分がありますので、なかなかこれは難しいというふうに思っております。

この障がい者につきましても、500円という部分は600万円ぐらゐに相当しておるところであります。これが仮にそういうことになれば、2,100万円ほど毎年負担せざるを得ないということ。それに国保の調整交付金に毎年700万円ほど影響が出てまいりますので、2,800万円ほどという、こういった額になります。やはりこれは、そのやりくりというのは、これは大変なことであります。したがって、現状ではちょっと無理だという、こういうことで答

弁させていただきます。

障がい者のほうは、国なりがそういったことの枠が外れれば、また現物支給になってくる可能性というのはありますので、また、力強い運動をお願いをいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ちょっと時間がなくなりましたので、引き続き国・県へいろいろ求めていきたいというふうには思っております。

次に、3番目として、外国人労働者の請け負いを拡大する改正出入国管理法の採決が8日未明にありまして、審議すればするほど問題点が噴出し、まともな説明もできない状況で可決されてしまいました。民主主義はどうなのかという疑問もあります。村では現在、多くの外国人労働者が就労しています。農業分野やサービス業など、なくてはならない人材として、多くの方が働いています。村の就業人数、国別、職種、労働形態、労働条件、医療保険等、社会保障、子供の就学状況、日本語教育、生活支援はどのようになっておりますでしょうか、お聞きいたします。

また、続けてでありますけど、2として、ブラジルの派遣切りのときのお話をちょっとさせていたいただきたいと思えます。

1900年代に国策としてブラジル移民が勧められ、1990年代に工場生産が増大する中で、人不足の解消に便利な労働力として、日系2世、3世のブラジル人の労働力を求めました。最初は短期、そのうちに家庭を持ち、定住するという中で、2008年から2009年に不況が進み、その中で真っ先に派遣切りのブラジル人の労働力が生活困窮者としてまちなにあふれました。そのときに私たちは、医療生協でSOSネットワークというものをつくりまして、毎週土曜日に食料や生活支援のものを配給するというのをやりまして、100組以上の家族が毎週、ボランティアの協力を得て、配給を続けていました。こういう中で0.27倍の求人倍率で再就職できずに帰国を余儀なくされた皆さんが続出しました。

2009年の7月のSBCスペシャルさよならジャポンという番組を私、録音したわけでありましたが、そのときに、本当にブラジルの皆さん、本当は働き続けたかった。日本大好き、ありがとう、いいこといっぱいあったと、悪いことは忘れと、さよならジャポンと言って帰っていきました。今の外国人労働者の置かれている状況は、このブラジル派遣切りのときと全く変わっていません。また、同じことを繰り返すようなことがありはしないか、その実態を把握し、相談窓口を強化して、支援する必要があるのではないかと思いますけど、その2点についてお願いをいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 今国会で出入国管理法の改正案が成立をいたしました。いろんな問題がありましたけれども、成立はしたところでございます。人手不足という、この解消を経済界からの強い要請ということだろうというふうに思っております。

改正はされましたんで、あとは運用をどうしていくのか、これが大事になってくるんだろうなあとというふうに思っております。いわゆる医療保険の問題とか、生活支援だとか、賃金だとか、いろんなことを注視をしていく、監視をしていく、そういった体制というのは、当然必要になってくるというふうに私自身は思っておりますのでございます。

村の状況ということでありまして、実態を把握する公のデータというのはいないところなんです。聞き取り調査というのがあります。その実態を若干お話しさせていただきたいと思っております。製造業や農業等の技能者の実習生として雇用実態は村でもあります。しかし、村の実態につきましては、日本人労働者と同様の扱いとして雇用しておることでもあります。特に農業関係につきましては、JAが国内の窓口となっております。技能実習生でありますので、就労期間というのは3年間です。村内からは20歳から30歳まで計6人がまっくん野菜などの農家で研修として働いております。国別ではベトナムが2名、インドネシア1名、ミャンマー3名、こういうことになっております。

就労時間というのは8時半から5時ということでもあります。これは守られているようでもありますし、休日は週1回あります。入国前に医療保険に加入し、医療費は全額保険で対応されますし、保険料は、これは農家で負担しているようでもあります。したがって、全くそういう滞納というのはいないところでございます。

日本語教育につきましては、事前の学習と受け入れ後、1カ月間は受け入れ機関が研修を行っております。あとは本人の意思により日本語検定を受けているようでもあります。

本村の場合、家賃は1人1万5,000円までの物件をあっせんしているようでもありますし、そのほか生活用品として米などを安価で提供しているようでもあります。そういったことを考えれば、実態としては安定をしているのかなあというふうには思っております。

村内の外国人の子供の就学状況でありますけれども、村内の小学校には児童11名、中学校は6名であります。国籍はブラジル、中国、フィリピン、インドネシア、バングラディシュ、ベトナムであり、保護者は郡内の企業にお勤めの方や信州大学農学部留学生の皆さんもおいでになりますので、そのお子さんということでもあります。

日本語につきましては、村費の日本語指導員によりまして、ポルトガル語を中心に、個別指導は行っておるところであります。こういったできる指導はやっております。欠席は少なく、生活態度も良好で、給食費の滞納もございません。したがって、日本人よりもいいのかなあという状況もあるようでございます。

サポート体制でありますけれども、これが今はNPO法人の伊那国際交流協会など7団体が日本語教室を開いております。ただ、伊那の国際交流協会が2019年3月31日で解散して活動停止をするという話は伺っておりますので、若干、痛手かなあという面もあるところでございます。

県は県として、来年度、国の予算を活用して、上田市と松本市に日本語を学べる新しい学びの場の開設を目指してほしいということになっております。今後さらに増加していく外国人を地域で支えるための基盤づくり、これはしっかり考えていく必要があるというふうに思います。先ほど申し上げましたように、就業実態だとか賃金だとか、保健・医療だとか、語学だとか、いろんな課題があるというふうに思っておりますので、しっかりこれは注視をしまいたいというふうに思っておりますし、この辺は企業のモラルというのも大事になってくるというふうに私は思っております。最近の日本の企業、モラルがなくなっちゃったかなあ、と、憂慮すべき状況というのがかなり新聞報道として目にとまるところであります。この辺は外国人労働者を雇用するという点では、より一層企業のモラルというのをきちんと確立をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておるところであります。村は村として、そういったいろんな面の実態というのを把握をしていく努力はしてまいりますので、

よろしくお願ひいたします。

議 長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 今しっかり村としては支援をし、把握をしながら応援していくということで確認をいたしましたので、引き続きよろしくしたいと思います。

最後に4番目の産後うつ対策についての質問が残りましたが、次の唐澤由江議員のほうでちょっと資料もつけておきましたので、フォローしていただければということで、私の質問は終わりにいたします。

議 長（丸山 豊） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時00分

議 長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、唐澤由江議員。

6 番（唐澤 由江） 6番、唐澤由江です。あらかじめ通告した6件についてお聞きいたします。

女性模擬議会が開かれ、8人の女性が村長に質問し、村長が丁寧に答えて、また議長もしっかりとした対応を画面で見たと電話があり、反響の大きさに驚いております。女性活躍と言われている時期に合った対応であったと思います。今後、議会に多くの女性が出ることを望んでおります。

さて、村長の感想と、前向きに取り組むことを約束されていましたが、今の時点で解決されたり、方向性を出したりされていることがありますか、御説明をお願いします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、唐澤由江議員の御質問にお答えします。

女性模擬議会の感想とその後の対応という質問でございます。ちょうど1カ月ぐらい前になりますが、女性模擬議会が開催をされました。初めに、感想でありますけれども、率直に申し上げまして、8人それぞれのお立場からの、身近で新鮮な御質問、御意見を伺うことができ、今後の施策の実施に当たり、参考となったということが多々ありました。

また、質問もてきぱきしており、さらに、堂々としており、本当に感心をしたところでございます。本当に今の女性の皆さんは立派だなあというのが率直な感想でありますし、これ以上感想を申し上げますと、また不穏当な発言につながってはいけませんので、この辺にさせていただきます。

また、約30年ぶりの開催であったわけではありますが、より多くの住民の方々が安全・安心な村づくり、地域づくりに参加していただければという、こんな願いもあるところであります。今回の女性模擬議会の議員の中には、自発的な方もおられたようでありますし、また、お願ひをした方もあったというようなことであります。より自発的に開催されるということになれば、本当にいい村になっていくんだろうなというふうに思っておるところであります。そうしたことが、村政の関心が高まっていく、女性の活躍の場が出てくるというような、そんな思いがしたところでございます。

答弁したことに對する対応でありますけれども、検討するとか実施をしていくとお答えし

たことにつきましては、今検討させていただいておりますし、実施をしていくということにつきましては、実施をしていくような計画も立っておるところであります。

特に産後の夫婦に対するメンタルヘルスの教室や、こども館のあり方を十分加えて考えるワークショップなどという質問の中で、開催または実施する方向で考えたいと申し上げたことはやってまいります。

大芝公園関係につきましては、屋外の案内看板は本年度、来年度と設置を予定しております。見やすくわかりやすい公園内のパンフレット等の作成は今、検討しておるところであります。道路の問題も出されました。村道の安全対策、公園内の村道であります。横断歩道やスピード規制につきましては、これは公安委員会が行うことですので、設置に向けて、設置箇所等を検討し、これは要望してまいります。ただ、すぐつくという状況にはありませんので、このことは御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、子育て支援に関するペアレントトレーニング講座につきましては、来年度からの開催を検討中であります。

そのほか、農業問題等々につきましても、できることはやってまいりますので、きちんとその辺はまた検証していただければというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） いろいろな対策をとっていただけるということで、大変ありがたいことだなあと思います。若い人から年配の人にもいましたけれども、さまざまな提案をいただいて、村がよくなればいいなあと考えた次第であります。

次に、ごみの分別で、資源プラスチックは今までどおり資源物として回収し、資源プラスチック以外のプラスチック製品やゴム製品を燃やせるごみに変更するということが出されました。戸惑う住民がいると思いますが、周知はどうするか。ごみの分別変更により、ごみの集積などで可燃がふえると思うが、地区へのアドバイスはということで、長年の課題であったごみ中間処理施設が完成し、上伊那の処理ということで、多くの問題をクリアされ、上伊那クリーンセンターの試運転がなされました。

これから4月稼働に向けて分別方法が11月号村報に挟み込まれました。組の衛生係からは、4月からは古いごみ袋は使えないこと、可燃の証紙2枚、不燃証紙1枚が未使用のものが出されたというふうな話がありました。4月からのごみの分別は大丈夫かなというふうに衛生係さんも本当に心配だとだめ押しされました。

今の証紙2枚、1枚追加での古いごみ袋は3月までですが、期限を延ばせるかどうか、また、ごみステーションの可燃日に不燃に入れるべきものが出されて、可燃の袋の数は倍から3倍にならないかと頭をよぎりましたが、4月、たまたま12月3日、議員3人で防犯パトロールに参加しました。北殿のある箇所では、通学路の道に子供たちがランドセルを背負いながら足早に帰ります。その道の脇には有料化前に設置されたステーションが、可燃と不燃用2つが所狭しと並んでおりました。有料化になった平成15年、資源プラスチックを集めることになり、公民館前などにステーションを移動したところもありますが、久保や北殿など、以前のステーションが残っております。今後、課題と思いますが、どのようにお考えでしょうかお聞きいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ごみの処理あるいは分別の関係での御質問をいただきました。念願の上伊那クリーンセンター、4月1日から稼働となり、今、試運転と最後の周辺整備を行っておるところであります。順調に進んでおりますので、スムーズに移行できるというふうに思っておるところであります。

この中で、やはり一番の問題は、ごみの分別方法の一部変更であります。周知をしていく必要、さらに必要かなというふうに思っておるところであります。

広域連合では、上伊那の広報紙11月号に挟み込みで配布をいたしました。今後も特集記事の掲載や、12月中旬からはケーブルテレビでも周知番組の放送を予定しております。村は10月の衛生部長会で説明を行いました。今後は各区からの要請に基づきまして、各地区ごとに赴いて説明を行ってまいります。同時に、広報紙やホームページ、ケーブルテレビの文字放送なども活用して周知を行ってまいります。

また、現在、新しいごみの分別手引書を作成中でありますので、来年度のごみ収集カレンダー、ごみチケットとともに、3月には各家庭に配布する予定であります。この手引書かなり見やすくすることによって、かなりこういうことは防いでいけるのかなあと。変更は議員御指摘のとおり、資源プラスチックと資源プラスチック以外のプラ製品、あるいは今まで燃えないごみとなっていたごみ製品等々があるわけでありまして。これは燃えるごみになっていくわけでありまして。どういったものが燃えるごみになるのか、どういったものがプラスチック製品と出せるのか、この辺の区別というのがわかりにくいという心配はありますので、その辺は絵などを交えながらというように考えております。

それから、現在使われております追加の証紙を張って出すという、この部分は期限は延ばせないということですので、お願いをいたします。

あと、集積場所であります。今までよりも可燃がふえてくる、そのことはそのとおりだろうというふうに思っております。今まで不燃に出しておりましたものは、可燃としてかなり出せるようになりますので、ふえてくるという、このことは、そういったことになろうかというふうに思います。ただ、どのくらいふえるかというのは、ちょっと把握しきれない部分がありますので、衛生部長会の中では4月以降になって、各区の状況を見ながらお話をさせていただくという、こういうことにしてありますので、お願いをしたいと思います。

最初は若干戸惑う部分がありますけれども、しっかりとこの分別収集、徹底をするような周知方法というのを図ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議 長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 11月号に出されたことによりまして、新たに皆さん、認識したと。これからまた、だんだん手引書等でやってくださるということですので、スムーズに移行されればいいなあとと思います。

3番に移ります。産後うつへの対応で、妊娠中からの注意が必要と言われております。鬱病の既往症や経済的な困窮、未婚での出産など、予防や対策は、また、エジンバラ質問票を使用しているかということですが、資料つけてありますが、周産期の死亡原因の自殺が最多ということで、最近の調査で妊娠中の妊産婦の死亡原因が最も多いのが自殺ということがわかったと、その不安や子育てへの不安やストレスが鬱病で、産後うつだけでなく、妊娠中からもあるんですが、周産期のメンタルヘルスとして捉え、誰もがかかり得る病気だと認識してほ

しいという記事であります。

国立成育医療研究センターのチームが実施して、平均妊娠中や産後1年未満で死亡した女性357人中、約3割の102人が自殺で、うち92人が産後の自殺というふうに言われたということで、一般の鬱病の有病率がとても産後や妊娠中に多いというようなことですので、本当に注意を払って皆さんで守っていかねばいけないということだと思います。

妊娠うつのリスク因子、産後うつのリスク因子という中に、ほとんど家族問題だとか既往症だとかあります。また、経済的な問題も出てきておりますので、これから本当に注意して行ってほしいなと思います。

その中で、先ほど三澤議員からも言われました、まちなかケアセンターというのは、私も福祉教育常任委員会で見学、視察をさせていただきました。その中で、産後ケア施設ということで、全国初、自治体直営のホテル並みの部屋で、母親の身体回復が目的で、産後4カ月まで利用できる助産師15名が育児サポートし、保健師、精神保健福祉士もそれに当たるということで、本当にあったかな産後のお母さんと親子が面倒を見ていただいて、安心して子育てに当たれるというような施設がありました。村でもそういった場所が利用できるような体制をとっていただいているということですので、そのことについてお話をいただきたいこと、また、保健師仲間からは、エジンバラ質問票というのがあるけれども、そういったことを利用しながら、産後、それから妊娠中のうつ対策をやっているかどうかと、そういうことをちょっと、どのような村は予防をとっているかということをお聞きしたいと思います。説明をお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 産後うつの質問でございます。妊娠がわかると、妊娠届け出を出していただき、母子手帳を発行してまいります。その際には、お尋ね票を記入していただき、心身の健康状態や生活習慣、不安に感じていることなどを記入していただいております。既往症や経済的困窮等を含めて、記入をしていただいております。そういったことから、必要があれば、関係部署に照会をしたり、電話や訪問を行ったり、さまざまな困難を抱えた妊婦さんへの支援につなげておるところであります。そのうち特にリスクの高い方につきましては、出産後、なるべく早いうちに連絡をとるようにしております。そういったきめ細かな対応はさせていただいているところでございます。

エジンバラ質問票でございますけれども、いわゆるこれは産後うつの質問票でありますけれども、保健師が行う赤ちゃん訪問の折にも使用しておりますし、この10月から開始した産後健診に取り入れられています。質問票を使用しながら、メンタル面の状態について詳しくお聞きし、早期からの支援につながるように、活用しておるところであります。10月からこの産後健診というのは本格的に始まりましたので、この中で使用をさせていただいております。これからも医療機関や関係部署が連携を強化して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めていきたいと思っておるところでございます。

それから、常任委員会として富山市ですかね、視察に行った中で、今まちなかケア施設的なもの、すばらしい取り組みという話がありました。富山市と本村では規模的にも違いますし、財力的にも違いますけれども、いろんなことを比較してみますと、やっていることはそうかわりないということでもあります。かなり本村の場合でも、富山市がやっているようなことはやっておりますので、1カ所でできるのか、そうでないのかという、そういった違いは

ありますけれども、それに近いような形できめ細かく対応はさせていただいておるところであります。

問題と申しますか、理想的に言えば、本村の場合では、このまちなかという部分というのはないわけでありまして、そういった皆さんが気軽に集まれる場所があれば、これは本当に理想的かなあという思いはしております。今後の検討課題とさせていただきたいなあというふうには思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 物事を楽しみにして待ったとか笑うことができたし、物事のおもしろい面もわかったとか、育児不安項目だとか、うつ項目とか、そういうエジンバラ産後鬱病の質問票というのを使ってくださっているようですし、お尋ね票というものもあるので、そういったところでしっかりとチェックして、そういう自殺になることのないように対応して、さらなる対応をお願いしたいと思います。

次に、外国人の不正医療、国民健康保険加入の悪用がテレビで話題になっておりますが、村の実態はということで、外国人の不正医療を厚生労働省で調査し、防止策を検討していると言われます。外国人は会社員でなくても、留学や企業経営など、在留期間が3カ月を超える人は国保に入れます。実態がなくても在留資格を不正に取得したり、親族関係が曖昧な人が、海外から医療を受けにきたりするケースが発生しているようです。

村の外国人の国保の人数は何人か。ことし1月から2月までの医療費のうち、外国人の占める割合はどのくらいか。海外で出産した外国人に国保からの42万円の出産育児一時金が支払われたケースもあると言われます。村の外国人の出産育児一時金など、この1年間での変化についてお聞きしたいと思います。御説明お願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 外国人の国民健康保険の悪用の質問でございます。昨年、治療目的の外国人偽装滞在というのがありまして、最低限の国保税で国保に加入し、高額な医療サービスを受けているというような報道がなされました。在留資格がある外国人は、日本人と同等に国保に加入することができるわけでありまして、そういった制度を逆手にとって悪用したという、こういった実態であります。

この報道を受けまして、厚生労働省は在留外国人の不適正事案の実態調査を行いました。その結果、該当する事例というのはほぼ確認されませんでした。また、そのような事例の発生を防ぐため、市町村と法務省が連携をし、外国人被保険者が偽装滞在している可能性が高いと考えられる場合には、入国管理局へ通知する制度が試行的に運用をされているところであります。本村におきましては、今のところこれに該当する事例というのはありません。今後、通知制度を適切に運用をしていきたいというふうを考えております。

人数につきましては、担当課のほうで答えを申し上げます。

以上です。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐澤住民環境課長。

住民環境課長（唐澤 英樹） ただいまの唐澤議員の外国人がどのくらいいるか、また、出



産育児金との関係でありますけれども、ちょっと全体の数字は把握しておりますけれども、外国人がそのうちのどれくらいいるかというものについて、手元にちょっと資料がございませんので、この後また報告させていただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 荒川区だと、さまざまところでいろいろな悪用があるというようなことですが、村の実態は今のところないということだそうですので、安心したところでは。今後、このようなことについても、細かく確認できるようにお願いしたいと思います。

次に移ります。公民館事務局は村民センター内に教育委員会事務局と同居しております。公民館活動をスムーズに運営するために、公民館に事務局を置く考えはという質問でございますが、かつて村民センター建設前は公民館に主事と館長がいらっしゃいました。近隣の市町村を見ましても、公民館は教育委員会とは別にあるところが多いかと思えます。大泉の西部地区館以外はほとんど補助金によってコミュニティセンターとか、分館としての公民館があります。

公民館の役割として、社会教育法第22条に中身が明記されております。公民館の事業は定期講座を開設すること、討論会、22条ですけど、講習会、講演会、実習会、展示会などを開催すること。図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。その他団体、機関等の連絡を図ること。その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。第23条に、公民館はもっぱら営利を目的とした事業を行ってはならないと書いてあります。なお、村民センターは、営利を目的とした貸し館であります。

今後、公民館が完成した際、館長、事務局職員はどこに常駐するのかお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号6番、唐澤由江議員の御質問にお答えします。

公民館の事務局でございますが、村民センター内の教育委員会事務局内で業務に当たっております。議員御質問の中にあります社会教育法第22条に規定されております公民館の事業でございますが、いわゆる事務作業や連絡調整等を教育委員会事務局内でを行い、必要に応じて公民館や講座の会場、例えば大芝高原等々へ移動して事業を実施しております。

公民館事務局の職員でございますが、村民センター建設前は、現在の役場庁舎の2階に、それから、役場庁舎建設前は村公民館にありました。それで、今日まで教育委員会事務局と一緒に業務を行ってきております。

公民館の設置及び管理に関する事務でございますが、社会教育法において市町村の教育委員会が必要に応じて行うこととなっております。村公民館の施設管理業務においては、管理人が常駐しているときもありましたけれども、現在は受付利用時の対応、施錠、消耗品管理などについて、シルバー人材センターへ業務委託をしており、利用時間に合わせて勤務をいただいているということで、事業のコストの削減も図ってきておるということでございます。

このような管理運営の都合上、利用者がいない時間帯につきましては、来館者や電話の方への対応ができないため、不十分な面があるかなという、生じているかなということも事実でございます。

ただ、その際に、教育委員会事務局の連絡先を村公のところに明記といたしましょうか、案

内を置く等々して対応をさせていただいているところでございます。

公民館活動なんです、いわゆる公民館の中の建物の中だけで完結するわけではないということは御承知だと思います。職員の公民館常駐というのは、ある意味、最も適した体制とも考えられるんですけども、今日においてはライフスタイル、それから地域の方の要望の多様化に合わせた事業の展開が必須と言いましょか、当然必要になってくるということでございます。

教育委員会として、総合的な社会教育環境を目指すためには、公民館や教育委員会にとどまらず、こども館や役場の各課、関係機関との連携体制が必要であると考えております。

今、公民館の事務局でございますが、3人体制ですごい頑張っております。イベントや事業実施において、人員的な面からも教育委員会、学校教育ともタイアップしながら、連携をとりながら、事務局内にいるということが私は最善だと思っております。

以上のような観点から、公民館事務局を教育委員会の事務局内に置いて、組織間の連携、それから横断的な体制をとって、村民の方のニーズに応じていく、さらに、公民館業務をしつかりやっていきたい、そんなことを願っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 公民館活動の中には、平和学習だとか、教育関係とはちょっと切り離れたものがあるかと思います。理想的な体制がどうあるべきかということについては、私もちょっとわかりかねますが、そういった組織間の連携をすることで、よりよい公民館活動ができることを期待するものですので、よろしく願いいたします。

最後の質問になります。大泉の屯所の問題であります、通告したとおり、大泉の防災拠点である屯所の建設が、初め12月完成ということでありましたが、オリンピック関連で資材が調達できないということで、3月までずれ込み、完成がおくれるとの説明を、首長会を通じてなされました。その現状と今後について御説明をお願いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大泉屯所の建設工事の関係の御質問であります。建設がおくれた原因は2つあります。この工事につきましては、6月の中旬から12月21日までを予定をして、原建設株式会社が工事を請け負っております。また、建築における設計監理は、設計を行った夢職人に委託し、指導管理を行っているところであります。

まず、1番目のおくれた原因であります、この工事の着工に当たりまして、設計監理を行っている業者から地元建設委員会の工事内容の説明を行った際に、説明内容に不明瞭な点がありまして、委員の皆さんに円滑な工事实施への不安感を与え、御迷惑をおかけしましたことがあったようであります。この点につきましては、業者に対してわかりやすい説明をするよう指導をし、改めて建設委員会に説明をさせていただきました。委員の皆さんに納得していただいた上で、地元の要望に基づきました設計内容どおりに工事を今進めておるところであります。この辺は大変申しわけなかったなというふうに思っておるところであります。

今後、設計監理等々、慎重にやっていく必要があるというふうには思ったところであります。それが第1点目であります。

第2点目として、工事が進む中で、建物の骨格材となる鉄骨外壁材として計画している部

材につきまして、東京オリンピック等々の工事の影響で、資材不足により納品がおくれてしまったということでもあります。そのことによりまして、建築工事全体がおくれておるところであります。現在は鉄骨の納品が済み、建物の屋根までの骨格部分は組み上がっておりますが、外壁につきまして、外壁材の部品の納品が工場生産が11月末まで受注の余裕がない状況であったことから、納品がおくれており、手がついておりません。このことから、今月中となっております工期を延長せざるを得ない状況となっております。地元建設委員の皆さんにも御説明を申し上げ、御理解をいただく中で、工期を来年3月20日まで延長させていただいたところでもあります。それまでには完成をするという、こういうことでもありますので、よろしく願いをいたします。

工期の延長によりまして、地元の皆さんには大変な御迷惑をおかけしてしまい、大変申しわけなく思っております。工期内の完成を目指して、しっかりと指導、監督に努めてまいります。

申し上げましたように、2つの要因によりまして、おかれてしまった。最初、もう少しスムーズにいったら、最後も納品のほうをもう少し早く発注ができたという、こういうことでもあります。そんなことで御迷惑をかけたことにはおわびを申し上げたいというふうに思っております。

これからいろんな施設建設があろうかと思えます。一番の心配は、資材不足であります。人手不足と資材不足、これが重なるということも、これからは起こってくるのではないかなあというふうに思っております。オリンピックが終わるまでは、こういった状況が続くのかなど、この辺を注視しながら、早目早目の着手ということも必要になってくるだろうというふうに思いますが、行政でやる仕事というのは、補助事業の場合には、内示が決まらなければ手につけられないという、こういう状況もあります。

また、単年度部分で予算が3月で、それからというようなこともありますので、なかなかそういう理想的にいくかどうかわかりませんが、できるだけそんなことで取り組んでまいります。おくれたことにつきましては、おわびを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 初めの地元建設委員会に不明瞭な説明というのは、ちょっと細かく、どのようなことでしょうか。

議長（丸山 豊） 藤田総務課長。

総務課長（藤田 貞文） 最初の説明の不明瞭な点ということでございます。これにつきまして、建物の耐荷重計算、これにおける基礎の強度についての説明をした際に、業者のほうで専門用語を用いまして、わかりづらい説明をしてしまったということで、いわゆるその耐荷重的に本当に基礎が耐え得るのかといったことを建築委員の皆さん、不信感をお持ちになったということでもあります。

これは最終的には、もう少し丁寧な説明をするようにということで御説明を申し上げまして、予定をしていた構造物で耐荷重は基礎のほうは持ちこたえられ得るということでの説明をさせていただきまして、納得をいただいたということでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番(唐澤 由江) 設計士さんが建物の基礎の強度が不安であるというようなことを言ったということですので、本当に強度が不明瞭なものが建たるのかどうか、ちょっと心配になります。

議長(丸山 豊) 藤田総務課長。

総務課長(藤田 貞文) 耐荷重が不安ということではなくて、いわゆるその説明の仕方ですね。それを説明するのに、専門用語を用いたということで、地元の委員さんが業者のほうへ不信感を持ってしまったといったところでございます。特に基礎に不安があるとか、そういったことでは、耐荷重によって不安があるといった説明ということではございません。

以上です。

議長(丸山 豊) 唐澤議員。

6 番(唐澤 由江) 何か説明するのに、相手に理解しがたいことを言った業者、それがちょっと私も心配ですけども、完成を願っております。

これで私の質問を終わります。

議長(丸山 豊) 以上で、唐澤議員の質問は終わりました。

ただいまから10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

議長(丸山 豊) 休憩前に引き続き会議を続けます。

先ほど保留になっておりました唐澤議員の質問に対する答弁、唐澤住民課長のほうからお願いいたします。

住民環境課長(唐澤 英樹) それでは、先ほど6番、唐澤議員から質問のございました外国人の国民健康保険の加入の状況でございますけれども、まず、12月1日現在で外国人の方、323名おられます。このうち国保のほうに加入されている方は113名でございます。

それから、医療の状況でありますけれども、この問題が起きまして、今年度、厚生労働省、また県のほうから調査がございまして、平成29年の3月から平成30年の2月まで調査を行った中で、総体で件数、延べでありますけれども860件、総医療費の関係でありますと、2,560万円弱といったところであります。

これ1件当たりに直しますと、総医療費で2万9,700円ほどでございますので、こういった大きな問題というのは確認されておりません。そういったことで報告をしております。

なおかつ、出産育児金の関係でありますけれども、該当はございませんでした。

以上であります。

議長(丸山 豊) 続いて一般質問を続けます。

1番 加藤議員。

1 番(加藤 泰久) 議席番号1番、加藤泰久です。通告どおり2件について質問をいたします。

先週、今週について、明るいニュースがありまして、ストックホルムでありましたノーベル賞授賞式で、本庶佑京都大学特別教授が、医学生理学賞を受賞されましたことは、日本にとっても大きな誇りであります。若者に夢と希望を与え、がん治療に大きな前進が望まれるところでもあります。受賞を心より祝福するところであります。

それでは、質問に入りまして、本村も人口が1万5,500人を超えて増加しております。長

野県一若い村といっても、高齢化率も25年の21.67%から29年には23.何%と高くなっており  
ます。65歳以上の高齢者人口も増加しております。しかし、特定健診の受診や地域でのげん  
きあっぷクラブやセラピーロードを利用したウォーキング等で高齢者の健康志向が強まり、  
健康寿命アップにもつながっているところであります。

そこで、要支援、要介護の人数も25年からずっと29年等の統計がありますが、人数には余  
り大きな変化がなく、微増と思われませんが、現状はどうか質問をいたします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、高齢者介護についての御質問でございます。

議会冒頭の挨拶の中でも触れさせていただきましたが、先日、長野県が10月1日現在の年  
齢別人口推計を発表しました。村の高齢化率は23.4%で、依然として県下一若い村を維持し  
ておりますが、前回調査から0.1ポイント上昇しておりますので、本村におきましても确实  
に高齢化は進んできております。

高齢者介護につきましては、老老介護や介護離職など、全国的な課題となっておりまして、  
今後訪れる超高齢化社会に向けて、本村におきましても大きな課題であると捉えております。  
この高齢化率というのは、年々上昇はしてきておる、このことはやむを得ないというふう  
には思っております。そうはいつても全国平均からもかなり低いわけでありまして、若い村と  
いう、このことは変わっていないところであります。

本村は最下位ということでありまして、その一つ上の市町村と比べましても、かな  
り差がありますので、当面はこの県下一若い村ということは続いていくんではないかとい  
うふうに思っております。

その中におきまして、特徴的なことと申し上げますと、最近では長野市長や松本市長が率先  
をいたしまして、75歳以上を高齢者と呼びましょうという、こういうことが提唱されてき  
ております。賛同する首長も出てきておるところであります。私自身も70になりまして、ど  
うなのかなあ、65歳から高齢者というのはどうなのかなという思いはしておるところであ  
ります。そういった75歳以上ということは、これからさらに広がってくるのではないかなとい  
うふうに考えておるところであります。

最初の御質問であります要支援、要介護者数の現状であります。要支援1・2を合わせ  
まして75人、要介護認定者は合計で422人となっております。この数につきましては、横ば  
いか微増という、こういうことであります。過去の資料を見ますと、かなりふえた年もあ  
りますけれども、最近ではほとんど横ばいか微増ということになってきております。計画人口  
よりも若干少な目となっておりますので、この辺はありがたいなというふうに考えておる  
ところでございます。

以上です。

議 長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいま説明のありました認定者422人のうち、2番目の質問に  
移りまして、支援1・2、要介護1から5の認定者、ただいま422人と説明がございましたが、  
このうち施設へ入所されている人の数の割合というものがどのくらいかお聞きしたいと思  
います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 施設の入所者数の割合という御質問でございます。要介護1であります117人中7人の入所でありまして、入所率は5.98%、要介護2では93人中10人の入所で10.75%、要介護3では85人中24人の入所で28.24%、要介護4では、87人中34人の入所で43.68%、要介護5では、40人中18人の入所で45%となっております。全体では422人中97人の入所でありまして、22.99%という率となっております。これは当然のことでありましてけれども、介護度が高くなるほど入所者の率の割合というのは高くなってきております。要介護5で45%ということではありますが、半数に満たないという、こういうことになっております。その分、在宅介護という、このことになっておるといふ、こういう実態だといふふうには理解をしております。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） そうした中で、国は在宅介護を勧めておりますが、在宅介護においては、医師の往診が必要条件となってくるところであります。軽い症状の人は通院ができていますが、車椅子や寝たきりの人は往診がどうしても必要となるところであります。村では、在宅介護には介護慰労として要介護3認定者には、月8,000円、要介護4・5認定者には月1万4,000円、障がい者、障がい児にも特別支援を行って大変助かっております。また、ヘルパーや社協、民間の施設等の入所サービスやデイサービス等の支援が行われており、恵まれた介護環境にあると思われまふ。しかしながら、在宅介護には医師の往診が必要となりますが、医師確保にはどのようなになっているか質問をいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 基本的には国は在宅介護を勧めておるところであります。お話の中にありましたように、本村の場合は、介護者、介護をしている皆さんへの慰労金といひまふか、支援金といひのは、上伊那の中でも一番高いといひ額を支給をさせていただいておりますし、介護を受けられる方の受けた額につきまふは、村からも負担金といひか補助金も交付をしておるといひ、こんな状況で、そういった面では、手厚い施策といひのは実施をさせていただいております。

介護利用料に対して負担金を払っておるといひのは、ほとんど例がないといひ、こんな状況もありますので、そういったところはだいに利用していただければといひふうにおもっております。

問題は、加藤議員御指摘のように、往診医師が確保できているのかどうかといひ、このことであります。県の統計データで申し上げますと、上伊那地域といひのは、対人口当たりの医師数が、木曾地域に続いて2番目に少ない地域であります。本当に10県域あるうち、医師数は2番目に少ないといひ県域となっております。とりわけ上伊那の医療といひのは、公立3病院が中核となりながら、開業医の先生方に担っていただいております。

国立病院がなし、県立病院がなし、厚生連もなし、そしてまた、日赤病院もなしといひ、こういう地域は上伊那地域と大北地域、この2つの地域となっております。そういったところで医師数がかかなり少ないといひ状況となっております。通常診療でも開業医の負担が大きい状況にあるといひことであります。

当村においても、限られた医療機関の中で、いかに在宅医療・介護連携を充実をしていく

かが課題となっております。医療・介護の連携というのは、今盛んに言われるようになってまいりました。と同時に、これに福祉をどう組み合わせていくか、このことは超高齢化社会を迎える中で本当に大きな課題となっております。このことを解決していくためには、医師数をふやしていかなければならないというのが大きな壁となっております。

往診に関しましては、お聞きするところでは、かかりつけ医となっている場合におきましては、状況によって行っているという、こういうこともあるようであります。したがって、住民の皆様におかれましては、ぜひかかりつけ医師を持っていただき、状況を把握していただきながら、医師に御相談をいただければと思っております。

在宅介護の往診の医師というのは、極めて厳しいという、こういう状況となっておりますので、ぜひかかりつけ医師を持っていただく、このこともそういったお願いをしております。

なお、本年度からでありますけれども、上伊那歯科医師会に御協力をいただき、寝たきり等で歯科の受診が困難な方を対象に、往診による歯科検診に取り組んでおります。これまでに数は少ないわけではありますが、1名から希望があり、実施をしております。そんな御報告もさせていただきます。歯科医師会のほうでは、そんな事業も取り組み始めたという、こういうことでもあります。

ただ、歯科医師さんというのは、かなり人数が多くいるものですから、そういったことは可能かなあというふうに思っております。

この医師不足問題につきましては、本村ばかりではなくて、全県的な、全国的な問題となっております。県も本腰を入れていろんな取り組みをしております。信州大学医学部へも地域枠というようなことを設けて行っております。

ただ、そういった面というのは、10年先にならないと、目に見えてあらわれてこないというのが、医師の関係につきましては年数が長くなるという、こういうこともありますので、そんな状況であります。

医師不足につきましては、診療科の細分化というのかなり影響しているのかなあというふうに思っております。昔は内科医であったわけではありますが、今、内科医の中にもいろんな科がありまして、かなり細分化をしてきております。そんなことも影響してきているのかな。と同時に、総合医という、こういった制度もできてまいりました。そんなこともこれからさらに充実していくのではないかなというふうに思っております。

在宅介護だけではなくて、本村の場合はこの医師不足というのが、村にもいろんな事業に影響に出てまいりました。乳幼児健診だとか、校医だとか、園医だとか、本当にこれは厳しくなってきました。御承知のとおり、大泉にあります1病院が閉鎖といいますか、事業を休止をいたしました。その影響がかなり出てきておるところでございます。

この4月1日からは、10カ月健診を行っていただく医師がいなくなりました。それから、一部園医の嘱託医師がどうしても見つからなくなりました、こんな状況がありまして、3月の末までいろんな方といいますか、どうしたらいいかということで考えながら、おかげさまで忙しい村外の先生にお願いをすることができました。10カ月健診と一部の園医をしていただいております。本当にこのことはありがたかったかなというふうに思っております。

たまたま医療審議会や国保連の関係で知っている先生でありましたので、お願いをいたしました。困っていることは何でも相談してくれと言われていましたねという話をしたところ、本当に忙しい中で来ていただいております。助かっておるところであります。

そういったことを考えますと、もう少し本村におきましても、この小児科系だとか内科系の医師が、開業医の先生がいてくれたらなあという思いはしておるところでございます。その辺はこれから真剣に対応していく必要があるんだろうというふうに思っております。そうしていかないと、健診事業だとか、校医だとか園医だとか、そっちにまで影響してしまいますので、この辺は対応策も考えていく必要があるというふうに私自身は思っております。

助成をしている市町村もあるわけでありますので、この辺を若干考えてみたいというふうに思っておるところです。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 大変厳しい医療関係の状況の中でのお話をお聞きしましたが、私も在宅介護をした経験上、たまたま個人開業医、村外のお医者でありましたが、往診していただけたということで、在宅で介護できたというような状況でありますので、個人でお医者さん、かかりつけ医をつくるというのなかなか難しいところがありますので、行政で力添えをいただきたいと思います。

それでは、次に移りまして、学校と家庭におけるかかわりについて質問をさせていただきます。

私も古い年代であり、子供も大きくなっておりますので、小中学校の内容、事情等については、多少焦点がずれておるところがあるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

私たち古い年代、私たち戦後生まれですが、の人は学校教育と家庭教育というものは、比較的是っきりと区別ができていたと思います。学校では、学習の場であり、大勢の生徒のいる団体生活を学ぶところでもあり、また、生徒同士、友達同士の対人関係を養う、学ぶところであり、また、体づくり、体力づくりの場でもあったと思います。

家に帰り、先生に怒られたと両親に言えば、先生に怒られるようなことをしたおまえが悪いんだというように怒られ、先生や教師、学校における絶対的な信頼がありました。一方、家庭では、祖父母や両親、きょうだいがおり、一般的社会常識、礼儀作法、食事、食文化、労働、これは家のお手伝い等があり、比較的学校との教育がはっきり区別されておりました。しかし、社会構造の変化により、核家族化、少子化、両親の労働環境の変化により大きく変わってまいりました。

しかしながら、学校と家庭のかかわりは、より綿密になっているところでもあります。それで、最近では活字離れが進み、高校生の通学列車に乗ると、ほとんどの学生がスマホに向かい合っている。小学校でもＩＣ教育が始まり、時代の流れと変化を感じるころであります。デジタル機器の普及に伴い、インターネットやSNS使用の犯罪がよく報じられております。比較的他人事のように思っていたのですが、11月の信濃毎日新聞の記事を見て、衝撃を受けたころであります。小学校ではゲーム機器の使用が目立ち、中学校ではスマホを利用していると答えた人の割合は54.9%、高校生においては大半であります。有効利用はよいと思いますが、平日に3時間以上ネットを使う割合が、高校生が48%、中学生が13.4%、小学生が11.6%と報告されております。これは県教委の調査に基づくものであり、信毎に掲載された



記事であります。有効利用すればすばらしい機器であります。高校生においてはネット依存症の傾向があると回答した人が31.3%であり、列車内での光景が納得できる場所です。

そこで、1番目、小中学校の携帯電話、スマホ等の所持率はどのようであるかお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号1番、加藤泰久議員の御質問にお答えします。

まず、議員冒頭に申されました学校教育と家庭教育、私は本質的には変わっていないというふうに受けとめております。また、家庭と学校の連携は当然大事ということで、そのところをいかにしていくか、それが意味テーマかなと思っております。

そういうことを含めながらということで、学校と家庭におけるかかわり、その中でも小中学生の携帯電話、スマートフォンの所持率についてお答えいたします。先ほど議員おっしゃられた、県から出されているインターネットについてのアンケートをもとに、各学校で今年度実施した結果でございます。県の調査は、学年1学級、例えば5クラスあっても1学級という、そういうことで調査をしていますので、本村でもそのような形で調査がなされてきています。約という形でお伝えしますが、小学生が約3割、それから中学生が約4割、スマホか携帯、あるいは両方という、そういう機器を所持している割合でございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1番（加藤 泰久） 小学生、中学生が所持していることが30%、40%であります。これらの機器によるところの事故、事件等があったかお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） これらの機器所持による事故、事件、私自身も以前、他郡にいたときに、小学生がいわゆる出会い系と言いましょか、SNSを使って全然知らない男性と会っているということで、他県まで行ったことがございます。そういうようなことも危惧しながらということでの御質問かなというふうに思っております。

これらの機種による事故、事件にあつたかでございますが、まず、機種についてということで、今、携帯電話、スマホという機器が出ていますが、それ以外に、いわゆるインターネットを利用できるということで、私も不勉強でありましたが、例えばメディアプレーヤー、アイポッドタッチやウオークマンがあるようでございます。それからゲーム機、DSかあるいはPSP等々、それから、通常のパソコン、タブレットも含めてということで、そういう機器があるということで答えさせていただきます。

小中学校とも例えば昨年度、あるいは今年度も上半期を終えていますが、事件、事故はございません。中学校においては、今年度でございますが、ラインでの誹謗中傷、要するにラインを送ったけど見ない、既読無視等をきっかけにした人間関係のトラブルが3件ございました。背景には、そのラインが直接というきっかけになると思うんですが、日ごろの人間関係が余りよくなく、悪くて、ラインをきっかけにトラブルとなった事例でございます。指導済みでございます。それから、スマホで撮影した写真や動画を無断でインスタグラムにアップしてしまった案件が2件ありました。写真や動画は削除し、指導済みでございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいまの報告を聞く中で、比較的少ないという部分では安心しました。

3 番目に移りまして、学校における使用に対する指導はどのように行われているかお聞かせ願いたいと思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 学校における指導についてでございます。各学校3校の中で、情報教育、あるいは教科の中で、例えば小学校は文字になると正確に伝わらないことであるよねというようなこと、例えば、これは道徳の領域でございますが、それから、情報は取捨選択して行うよ、使うよという社会科とか、あるいは中学校でいいますと、技術科の学習において、情報通信ネットワークの仕組み、情報セキュリティ技術、情報の安全な利用、年間4時間の中での授業でございます。等々を通しながら、いわゆる情報モラルを大事にして、先ほど議員がおっしゃられました便利さがうんとあります。便利さは便利さとしながらも、そのリスク、危険性について指導をしております。

また、児童向けの講演会に警察の専門の方をお呼びしてという、そういうようなことも回を重ねてきております。特に中学校において、中学校は非常に丁寧にそのところを指導しています。例えば、各学期の長期休業前、例えばこれから冬休みになりますが、2学期の就業前に生徒指導主事から全校へ、それから、それを受けながら、学級担任からクラスの生徒へ機器の使い方について指導、それから、年度初めなどにおける保護者会、いわゆるPTAの会がございますが、そこで4月のPTA総会前、それから11月、今度新たに中学校に入学する保護者説明会で、これは校長講話、校長のほうから、スマートフォン、あるいは携帯等の持たせ方について、これは保護者向けでございますが、話がございます。

子供たちの関係ですが、昨年度は駒ヶ根工業高等学校にコマレンジャーという、いろんなところに行っている、部隊じゃないですね、高校生ですが、を招いて全校で1時間お話を聞く機会を設けたりしております。

それから、これはいわゆる危ないから気をつけようという啓発的な意味合いでのことでございますが、もし何かあったときですが、事後ということで、先ほどのインスタグラムに例えばアップした例の場合等々ですが、かかわる事案、事例が起きたときというのは、関係生徒への学級指導、それから、必要に応じて、関係生徒はもちろん、その学級への指導、それから、必要に応じて全校集会で生徒指導主事からの話、また、関係保護者とも話をさせていただき、指導の共有を図っている、そういう状況でございます。

あと参考までに、各学校、いわゆるインターネットに学校から簡単かというと、いろんなところにアクセスできないようにフィルタリングをかけているということは当然のことでございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） こういう時代でありますので、授業に対する機種の利用方法については、それぞれ活用していただくことがいいことかと思っております。そして、ただいまの説明の中で、学校内における生徒に対する指導等には説明をいただきました。

4番目の家庭に対しては、どのような教育的指導をしていくかということですが、これは学校だけで生徒に指導してもなかなかできるものではありませんし、家庭におけるこの親が子供に対する指導、これがやはり大切なことであるし、そういう家庭に対する指導等については、学校側としてはどのような指導をしているか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。家庭に対して機器の使用についての教育的指導と言いましょか、家庭にどう伝えていくかということでございます。県から出ている情報、例えばコミュニティサイトへの画像投稿に注意しましょかと、いろいろな危ないというか、リスクがあるよ、気をつけて便利な道具だけども使いましょよという、そういう保護者向けのものが出ています。

例えば、これは県Pの連合会長さん、それから教育長のほうから、そういう連名の中で出されていたりとか、あるいは心の支援課のほうからも情報が出ています。そういうのを家庭に届けて、危険性や使い方についての啓発。

それから、参観日におうちの方が学校に来たときに、保護者向けに、先ほども子供向けの警察のお話はしましたが、警察の方がお話をされる。

それから、学校の営みの中なんですけど、学校保健委員会という委員会がございます。それは保護者、学校職員、それから村職員も入るんですけど、そこで、例えば、ことしの例ですと、スマホゲームなどをする時間についてアンケートをとったり、それをもとにグループ討議、そこで出されたのは、ぜひ情報モラルについて検証をしないと、そういう保護者の声があり、今年度内で実施をする予定であります。

また、参観日の中で、学級懇談が組まれるわけですけども、そこでも話題にしているというようなこと等のアプローチをしております。

あと、議員御存じのことだと思うんですけど、先ほどの新聞の記事にはございましたけども、ネット依存の関係、そこが非常に自分たちも心配するところでもあります。家庭の生活の中で、どこまでどう使うか、おうちの方と約束をしたりとか、そういうことうんと大事になるかなというふうに思うんですけど、先ほどの学校保健委員会でも、約束はするけどなかなかそこが難しいねという話は率直におうちの方からも出されています。いわゆるそれを家庭力と言っていいかどうかですが、あえてそういう言葉を使うなら、家庭力の向上を含めて、今後大きな課題かなというふうには思っております。

あと、村ではノーメディアデーということで、毎月23日を、例えば読書をしようとかということで、図書館のほうからも発信はしているんですけど、より地域、家庭と協働して、子供の環境をどう整えていくか、そここのところのアプローチが非常に大きなテーマだと思いますが、そこが大事かなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） いずれにしても、有効な機種でありますけれども、これを使用することによって、依存症になるというような部分では問題かとも思いますので、これはやっぱり学校から帰って家庭での時間の使い方ということが非常に問題になってくるわけですので、学校と家庭との連絡を密にして、この便利な機種を危険性の少ない使い方やっ

ていつていただきたいと、このように思うところであります。

続きまして、朝食をとらずに登校する生徒の実態をというようにことで質問をいたしますが、家庭での時間の不摂生、子供の夜更かし等で睡眠不足等での朝食をとらずに登校の生徒が増加していると聞いておりますが、当村の小中学校での実態はどのようでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 朝御飯をしっかり食べようというのは、いろんところで叫ばれながら、その大事さ等々、言うまでもないことでございます。朝食をとらずに登校する生徒の実態、ちょっと経年でデータを持っていませんので、ことしのということで御理解をいただきたいと思えます。

小学校ですが、「ほとんど食べない」という設問でございますけれども、全体の0.9%、人数的には約9人でございます。ですので、学年1人か2人ぐらいという状況かなというところでございます。中学生ですが、2.2%で約10人ですので、各学年、約3人ということになっております。

それから、参考までにですが、食べなかった理由もセットつきというか、一緒に聞いていますのでお伝えします。複数回答可能ということでの質問ということで御理解ください。小学校ですが、「おなかがすいていなかった」が46.5%、それから「時間がない」38.3%、これが大きなところでございます。中学生ですが、「時間がない」が48.1%、「おなかがすいていなかった」が23.4%です。

時間がない中でございますが、もう一つ、ぜひ添えてお伝えしたいというのは、気になることとして、朝食を一人で食べるという、いわゆる孤食という、そういう言葉で表現されますが、小学生が約10人に1人ぐらい、中学生が約4人に1人というアンケート結果がございます。孤食の場合に、いわゆる朝食の内容が主食のみの割合となる、そこが非常に高くなるという栄養士からの話を聞いています。ですので、家族と一緒に食べる、それを大事にしながらもという、当然朝食を食べる、そのところを大事にというふうに思っております。

ただ、家庭の中へのアプローチでございます。先ほどの携帯電話、スマホもそうですけれども、そこのある意味、難しさも正直言っているかなということで、子育て、あるいは健全な育ちの中で朝食は欠かせないということはあえて言いたいと思えます。よろしく願います。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） これはあくまで家庭が教育を一番しなきゃいけない家庭教育の問題であって、親が子供に対する教育指導の仕方だと思っております。その中で、やっぱり小学校、中学、体をつくったり体力をつけたり精神力をつける面では、一番大切な時期でありますので、これは家庭の親にもしっかりと指導をしていただいて、これは学校サイドの責任でなくて、家庭の責任でございますので、ぜひ家庭生活もしっかりした形で生活を送るように、指導をお願いしたいと思います。

次に、夏休みの長期化と報じられておりますが、学校、家庭の対応ということで、対策はということでございますが、ほかの議員もこの質問を用意しておりますので、私は1件、気のついたところだけ質問させていただきます。

暑さ対策の中で、教室へのエアコン設置が進められておりますが、今後も平均気温の上昇が予想されます。これに対応したり順応する体づくりも必要かと思われま。ことしの夏の

プールの使用については、熱中症が考慮されておりまして、暑くてというようなことで、不使用となっております。暑くなる前の時間より前に使用して、熱中症予防、また夏場の体力増強、これを図ることが必要と思われませんが、教育長、どのようにお考えでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 子供たちの体の育ち、うんと大事な点を今御質問いただいているなというふうに思っています。例えば、来年度とか、それ以降、どういうふうに夏がなっていくかというのは不透明でございますけれども、暑さに耐えるというか、なれるというか、もっと言うと、自分たち、暑さ、寒さを経験しながら、その環境の中で成長してきている。ベースには、先ほど朝食の話をされましたけども、しっかり食べる、しっかり寝る、しっかり活動する、しっかりトイレに行く、そこを大事にしていけないといけないのかな。単に暑いからエアコンというのは、大事なことだと思うんですけども、例えば学校にエアコンを入れても、家庭にエアコンがあるかどうか。あるいは暑いから外に出れない、出ない、じゃあ、それで子供たちの育ちはどうなのか。

だから、議員がおっしゃるように、本当に子供たちが体力的な面、それをしっかりつけていく、暑さに耐えるという持っていき方よりも、しっかり順応できるというか、そういう持っていき方のほうがいいと思うんですが、そこを大事にしていく必要があるのかなというふうに思っております。済みません、自分の思いでございますけれども。以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） いずれにしても、小学校、中学は人生の中でも体力、精神力、一番成長する時期でありますので、その辺のところは、勉強もそうですけど、いずれにしてもその点で小学校、中学校、この時代に体力、精神力をつけて、暑さ、苦しさに対応できるような体力と精神力を養うように、ぜひお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、1 番 加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7 番、都志今朝一議員。

7 番（都志 今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。私は、先に通告いたしました6項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。また、午前中の先輩議員並びに同僚議員の質問と重なる質問がありますが、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、1項目めの微小プラスチックの対策の1件目、河川汚染への対策についてをお伺いいたします。

河川や海洋の環境保全を目指している約30の個人や団体でつくる全国川ごみネットワークなどが、11月24日、第4回川ごみサミットを、諏訪郡下諏訪町で開催した。海洋汚染につながるプラスチックごみなどの抑制策を考えようと、2015年から開いており、県内では初めての開催である。約100人が参加して、太平洋に注ぐ天竜川の源流となる諏訪湖の美化について考えた。下諏訪町下諏訪南小学校の6年生が、諏訪湖畔の清掃活動を発表、諏訪湖の環境改善に取り組む団体も交えたパネル討論で、6年生代表が湖畔にペットボトルなどのごみが

多い状況を踏まえ、なぜ諏訪湖にはごみが多いのかと問題提起した。

児童たちは、清掃イベントの回数をふやす、湖畔に自動販売機を置かないといった、ごみを減らす対策などを提案した。環境保全に関する団体からの意見発表もあり、ごみが水路などを通じ、河川に流入することなどを上げ、地域全体での対策が必要、また、ネットワーク事務局は、閉会后、何げない生活が環境に与える影響を意識し、諏訪湖や河川の環境を守り続けてほしいと締めくくった。

また、東京理科大などのチームが全国29河川の調査を行った。北海道から沖縄の29河川の調査で、9割に当たる26河川から微小なマイクロプラスチックが検出された。結果について、人の影響が大きい河川で、マイクロプラスチック汚染が進んでいることが判明した。流域の人口密度が高く、水質が悪い河川で多く見つかる傾向である。材質はレジ袋などに使用されているポリエチレン、ペットボトルのふたの材料のポリプロピレン、発泡スチロールとして使われているポリスチレンなどが確認された。マイクロプラスチックは世界の海でも汚染が深刻化している。生き物が飲み込むこともあり、生態形態への影響も懸念されている。国内の河川での調査では、人工芝の破片や、肥料を入れて農地にまく微小カプセルも見つかっている。このように汚染が進んでおります。

また、反面、我々の生活には欠かせないプラスチック製品です。プラスチックごみの適正の処理や削減が重要であると思われまます。今後、どのような形での行政の対策が必要かをお伺いし、1件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の質問にお答えをいたします。

微小プラスチックへの対策の質問であります。マイクロプラスチックの河川海洋汚染の問題につきましては、先ほどの三澤議員の質問でもお答えをいたしました。これは本当に憂慮すべき問題であるというふうに考えております。1人当たりの使い捨てプラスチック使用料は、アメリカに次いで世界第2位の日本として、環境省がプラスチック資源環境戦略を掲げ、2030年までには使い捨てプラスチック容器や包装、レジ袋などの排出量を25%減らす目標を掲げております。

議員のおっしゃるとおり、プラスチック製品は、我々の生活に欠かせないものとなっております。全てを代替品とすることは、これは本当に難しいことでもあります。できないという、そういう部分もあるわけでありまます。しかし、少しでも使用料、排出量を減らすこととともに、河川や海洋への流出を防ぐことが大切であると思っております。

今、諏訪湖の話がありましたけれども、やはり地域全体で取り組んでいく必要性というのはあるのではないかとこのように思っております。本村でもごみゼロ運動を行いながら、ごみ拾いをやっておりますし、不法投棄のパトロールでの回収もしております。村内にはこのほか、各個人でごみ拾いをしていられる方々もあるところでありまます。本当に頭が下がる思いであります。こうした方々の力も借りながら、少しでも河川などへの流出の原因を取り除いていく、またごみのポイ捨てや不法投棄の防止に啓発を行っていく、こういうことも必要かなというふうに思っております。

最近、この問題が急激に浮上してまいりました。村民の一人一人が関心を持っていただくという、このことも必要かというふうに思っておりますので、啓発活動に力を入れていきま

いというふうに考えておるところであります。

と同時に、やはり日本全体でどうしていくかという、こういった取り組みも必要となってまいります。ペットボトルをどうやったら減らしていくことができるのか。あるいはレジ袋につきましては、消費者の皆さんが真剣に捉えながら考えていく。そうすればかなり減らせるという、そんな状況にもなるんじゃないかというふうに思っております。その辺の周知につきましては、村も力を入れてまいりたいなというふうに思っております。

レジ袋を持っていかれる方は、消費者の会のお話の中では、50%ぐらいだというふうに言われておりますので、残りの50%の皆さんも、そういったことをやっていただければ、かなり減ってくるのかなという思いもあります。

いずれにいたしましても、村民に関心を持っていただくという、このことに力を入れながら、さらに、村内のごみ問題、ごみを捨てないように、あるいはごみ拾いをさせていただくという、こんな啓蒙もまたしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志 今朝一） 各国の規制強化や企業による脱プラスチックの動きが鮮明になってきています。また、プラスチックの代え素材も考えられており、資源ごみの回収に協力し、汚染につながらないように気をつけていきたいと思えます。

続いて、2件目の水道水の水質調査についてをお伺いいたします。

報道によると、「水道水に微小プラスチック」の記事が掲載されており、世界13カ国の水道水のほか、欧米やアジア産の食塩、アメリカ産のビールに、地球規模の汚染が問題になっている微小マイクロプラスチックが含まれていることを、ミネソタ大学などの研究グループが突きとめた。水道水の検出率は81%と高く、ほとんどは繊維状で繊維製品由来と見られている。マイクロプラスチックが人間の健康に与える影響はわかっていない。日常生活で避けられない水道水の汚染が世界に広がっていることは大きな懸念材料としている。また、環境中の有害化学物質を吸着する性質もある。誤食した鳥や魚などへの影響が懸念される。

東京農工大学の調査では、東京湾で採取したカタクチイワシの8割近くから検出した。水道水やビールなどから広く繊維状のマイクロプラスチックが検出された。理由としては、化学繊維性の衣服からの飛散、洗濯時の乾燥での飛散などが原因と思われ、大気を通じての汚染も考えられる。

また、水道水汚染の形状は98%が繊維状で、平均の長さが0.96ミリ、中には0.1ミリのものもあり、フィルターでの完全の除去は難しい。

なお、日本の水道水の調査は行われていない。

今、使用している広域水道、並びに第2水源の取水場所は、箕輪ダム及び大泉所ダムよりの取水であり、マイクロプラスチックの汚染も考えにくいと思われ。水質検査は定期的に行われていると思えます。微小プラスチックなどの調査はどのような検査方法で行われているかをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 広域水道の水質検査とマイクロプラスチックの関係であります。本村の場合は、上伊那広域水道用水企業団から全体の90%を受水をしております。水質検査

につきましては、水道法で決められております水質基準に関する省令に基づき定期的に実施をしておるところであります。現在、検査基準につきましては、一般細菌や大腸菌など、人の健康に関する項目、これが31項目あります。また、透気度や汚濁度など、生活利用上、または施設管理上、障がいのおそれのある項目は20項目、合わせまして51項目が基準に定められておるところであります。

この水質基準に基づきまして、新たな科学的見地、知見等に基づいて、毎年見直しがされておるところでありますけれども、議員が御指摘のとおり、微小プラスチック、いわゆるマイクロプラスチックが健康に影響があるかどうかというのは、現段階では確認がなされていないところでもあります。相当の期間のデータを積み上げないというような、そんなことも言われておるところであります。

したがって、今のところ、この検査項目に入っていないという、動きがないという、こういう状況であります。したがって、マイクロプラスチックの水質検査というのは行っていないということが現状であります。

いずれにいたしましても、国の基準に沿った定期検査、こういうことになっておりますので、その辺は御了解をいただきたいというふうに思っております。

いずれにしろ、大きな問題となってきておりますので、国の動向も注視をしてみたいとなというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志 今朝一） 水問題は私たちの生活に欠かすことのできない大切な事業です。安心・安全な水の供給ができることをお願いし、2項目めの人口増加対策の人口が1万5,500人達成後の施策についてをお伺いいたします。

村の人口が11月21日1万5,500人に達成した。20日に転入があつて達成、南箕輪村第5次総合計画にうたわれている平成37年度の目標人口1万5,500人を7年早く到達、基本構想の3番目に、村づくりの枠組みが掲げられてあり、将来人口の予測があります。住民基本台帳人口を使用、コーホート変化率法による推計の数値が掲げられてあります。

構想では「子育て支援、福祉、教育の充実、居住環境の整備、産業、観光の振興の施策を積極的に講じ、より一層の定住の促進につなげていくことを目標とし、平成37年度の人口を1万5,500人に設定します。」と掲げてあり、目標年度を7年早く達成しました。このことによる達成後の施策はどうであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 人口増加対策の御質問でございます。先般、1万5,500人、平成37年度の基本構想目標を7年早く達成しました。その後、若干の変動がありまして、今若干切っておりますけれども、すぐその数値には行くんではないかと思っております。人口減少時代、人口をどうふやしていくかという、そういった時代の中で、大変喜ばしいことかなというふうに思っておるところであります。

総合戦略等々の中で、本村の場合は2035年以降、1万5,800人程度を維持する、こういうこととなっております。1万5,800人と言いますと、今よりも300人ほど多い人口が維持できればという、こういった構想になっておるところであります。



ただ、これを維持するためには、合計特殊出生率が1.8という、こういうことであります。この1.8を維持していくということは、これは本当に至難の技かなと思っておるところでございます。今のところは順調に人口は増加しておりますけれども、以降、どうなっていくかということに注視をしていく必要があるのではないかとこのように思っております。

実際、ここ数年の出生数を見ますと、年間160人前後となっております、特別増加しているというわけではございません。ことしも昨年と同程度となっております。最近の合計特殊出生率が出ていないので、あくまで推測になりますが、先ほども申し上げましたように、この合計特殊出生率が大幅に増加するということは考えられないところであります。むしろ国全体では低下をしておると、久しぶりに下がったという、こんなデータも示されているところであります。したがって、1万5,800人程度を維持していくことがいいのかなという思いはしておりますけれども、かなり努力していかないとということでもあります。

1万5,500人の到達はそれなりの根拠を持って設定をしたところでありますけれども、大体1年間に50人ぐらいふえるだろうということで設定をいたしました。ただ、それが今、100人程度ふえるという、こういうことで倍近く今ふえておるわけであります。特に一昨年は160人という人口増加がありました。そんなことも影響して早く達成をしたということでもあります。

達成後の施策であります。やはりまだまだ人口増加対策に対する施設不足というのをやっていたいかなければなりません。一定のめどはつきましたけれども、あと残っているのは学校給食センターをどうするのか。これは基本的な考え方の結論づけをしていかなければならないところであります。

南部小学校の給食室、この増改築も必要となってきてまいります。これを含めまして、どうしていくのかという、こういったことも検討していく必要があるというふうに思っております。南箕輪小学校は2024年には700人程度になってまいります。逆に南部小学校が300人を超してくるといふ、こんな状況になってまいります。両方を考え合わせてやっていく必要があるというふうに思っております。

保育園につきましては、一定程度を割っております。ただ、遊戯室が狭いという園もありますので、この辺はしっかりと計画的に対応していかなければならないというふうに考えておるところであります。

そのほか一番の問題は、1万5,800人程度という、このことを維持ということであれば、現状で十分対応できるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

ただ、ここ何年かというより、私になってから本当にこの人口増加対策に追われてきたこの10年間だったなあという思いがしておるところであります。その反面、他のインフラ整備というものがおくれてきておる、このこともそんな状況もあることでありますし、公共施設の長寿命化対策もやっていかなければならないというふうに考えております。人口が安定すれば、そういったことに移行できるんじゃないかなというふうに思っております。

同時に、これからはやはり超高齢化社会を見据えて、いろんな施策もやっていかなければならないところであります。問題は医療・介護の連携をどうしていくのか、あるいはひとり暮らしの高齢者がふえてまいります。そういった皆さんの対応をどうしていくのか、この辺がこれからの大きな課題となってくるというふうに考えておりますので、そういったことに

力をこれからは注いでいく必要もあるというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志 今朝一） 人口増加対策に対しての対策がまだ続いていくと思われま。す。財政もより厳しさを増すことと思ひますが、村民の安心・安全のための施策ができることをお願いし、3項目めの幼児教育、保育の無償化対策、内閣府原案の公立施設の無償化への対策についてをお伺ひいたします。

昨日の報道によりますと、どうも決まりそうであります。来年10月に予定する幼児教育と保育の無償化の費用負担を、都道府県と市町村に要請している。無償化は安倍首相が昨年9月、衆議院選挙の公約の目玉として、突然打ち出した。消費税率10%への引き上げ分を財源とし、地方に無償化の費用負担が求められている。全国町村会の代表は、政府から説明を受けたのは先月15日であった。仕組みも、国が練り上げてある。もともと消費税増税分は社会保障、財源の安定化に充てるはずであった。消費税増税分を無償化に回すとし、衆議院解散の理由にもした。3歳から5歳児は原則として全世帯、0歳から2歳児は住民税非課税世帯を対象に、利用料金を補助することに決まっている。施設によっては補助額に上限があり、必ずしも無料にならない。年間費用は8,000億円の費用が必要。消費税の10%の引き上げに伴い、増税分の3割が地方に配分され、これを無償化に使用する考えが国の考え方である。また、消費税の増税分が自治体に入るのは2020年4月以降になる。政府は19年10月から20年3月の半年間は全額国費で補うが、翌年度からは地方にも負担が求められている。認可外の費用については、譲歩が示されている。

村の保育園は全て公立施設であり、全額が村の負担となる。無償化になれば、財政にもより一層厳しさを増すと思われま。す。公立施設無償化になったときの対策はどうであるかをお伺ひし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 幼児教育・保育の無償化の御質問であります。先にもお答えをさせていただきました。この幼児教育・保育の無償化につきましては、国は公立の保育所につきましては全額市町村で負担しなさいよという、こういうことになりました。このことは先に申し上げましたとおり、国が言い出したことでもありますので、国が責任を持つというのは、これは原則だというふうに思っておりますけれども、本当に弱ったなという、こういう状況となってきたところでもあります。

市長会も町村会も、かなり反対はしてきて、協議を続けてきましたけれども、協議が決着したという報道がなされておるところであります。この問題の一番難しいところは、3歳から5歳の保育料が無料になります。無料になることは、その年代の皆さんは歓迎をしているわけでは。それを市長会や町村会が反対をしていくということになると、若干、何と言いま。すか、批判も浴びるといふ、構造がそんな部分になってくる可能性があるといふようなこと、このこともありまして、決着ということになったようでございます。

しかし、2019年度の半年分は、消費税の影響から全額国費で賄うということでもありますし、その先は全額市町村負担ということで、とりわけ本村は全てが公立保育園であります。さきの議員の質問にもお答えを申し上げましたように、この影響額が約9,800万円、年間であるわけでもあります。消費税の増税がどのぐらいになるのかというのは、まだ予測がつかないと

ころでありますけれども、私の考え方としますと、6,000万円から8,000万円ぐらい、こういったことになってくるのかなというふうに思っております。どうしても賄うことができない、この部分というのは当然出てまいりますので、これはやむを得ないというふうに思っておりますけれども、国も地方交付税で見ると、こういうことになっておりますので、その動向は注視をしてみたいというふうに思っております。

財源の状況はそういうことであります。本当にゆゆしきこの問題だなというふうに思いますけれども、同時に保育の質や保育環境、こういったものに影響を及ぼすわけにはいきませんので、そういったことになりましたら、保育の質を高めたり、保育環境をよくしたいという、このことには気を配っていきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、一番の問題は、3歳から5歳の保育料無料化ということでもありますけれども、給食材料費は無償化の対象にしないということでもあります。これをどうするのかという、今後頭の痛い問題が残っております。この辺はそれぞれ情報交換をしながら、やっていく必要があるかというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、保育の質や保育環境に影響を及ぼさないようにだけはしていきたいという考え方を持っておりますので、お願いをいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志 今朝一） 財政にも大きな負担となることと思われまます。国に対して負担を求める活動を、より一層強くしていただくことをお願いし、4項目めの国民健康保険の税率引き上げ後の問題についてをお伺いいたします。

4月より財政運営主体が市町村から県に移行した。県は2018年度の1人当たりの年間保険料が県全体で平均の数値でありますけれども、9万1,914円であったと発表した。県は10月に県内市町村の国保税率の改定状況を示している。引き上げは20市町村、引き下げが14市町村、据え置きが43市町村であった。南箕輪村の2018年度の1人当たりの保険料が平均で9万5,978円で、4,355円の値上げである。この税率引き上げによる保険料の延滞などに問題があるかをお伺いします。また、そのほかに問題点などがあればお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 国保税の御質問であります。議員も御承知のとおり、国保の加入者というのは年齢構成が高く、医療水準が高い。さらには、低所得者が多い構造となっているため、今後の少子・高齢化の中で加入者が減少する市町村単位では、安定した財政運営ができないということで、平成27年の5月27日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立をいたしました。市町村で行ってきた財政運営を都道府県が責任主体となってやっていくということで、安定的な国保の運営が図られることとなったところであります。

こういうことを受けまして、初年度、今年度が初年度であります。状況を見ますと、県からこれだけ納入しなさいよという数値が示されるわけでありまます。その納入する数値を賄うために、保険税が決められておるところであります。本村の場合は引き上げさせていただきました5%未満の引き上げに抑えたところであります。

議員御指摘のとおり4,355円、これは平均でありまして、増となりました。国保税という

のは10カ月で納めていただくということでもありますので、月にしますと436円の引き上げということでもあります。したがって、そういった額でありましたので、特段と問題が発生したということはありません。

11月末現在の徴収率を見ますと、53.3%現年度課税分であります。前期の同期の徴収率は53.2%でありますので、0.1%ほど上がっているという状況であります。こういふことを考えれば、税率改正による徴収への影響というのは、今のところないというふうに思っておるところであります。

また、同時に、納付書を送付させていただいた時点におきましても、引き上げに関する問い合わせや苦情といったものは別段なかったところでございます。そんなことを考えますと、税率引き上げに理解をいただいたというところまではいかないんでしょうけれども、やむを得ないというような、そんな受けとめ方だったのかなあというふうに考えております。

ただ、こういった状況でありますけれども、国保税というのは軽減措置がありますので、今回の税率引き上げがありまして、引き続きその軽減措置が効いておりますので、実際の引き上げ額が抑えられたということも考えられます。したがって、そういった苦情もなかったのかなあというふうに思っておるところであります。

本村の国保の状況であります。県内77市町村あるわけでもありますけれども、所得水準は高いほうであります。低い低所得者が多いと言いつつも、本村の所得水準というのは高いほうでありますし、医療費水準も高いほうであります。これはかなり高いほうであります。医療費が減少してはきておりますけれども、なお高水準になっております。この辺が問題かなという捉え方をしておるところでございます。

ことしの県の納める納付金がどのぐらいになるのかというのは、これから示されてまいります。医療費が下がっておりますけれども、過去の精算分というのがかなりありますので、その辺でかなり影響してくるのかなあというふうに考えておるところであります。

今の状況でいくと、再び国保税を引き上げるといふ、こういう状況にはならないわけですので、その辺はそんな措置もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志 今朝一） 国民健康保険は、生命の安全、安心を担う大切な事業です。保険料の値上げがないことを願うところであります。

続いて、5項目めの学校休日の延長への対応、県教育委員会が示した夏休みの延長に対する考えと対応についても伺いたします。

報道によると、県教育委員会は市町村教育委員会に対して、夏休み延長を促す方針を固めた。全国と比べて短い県内の公立小中学校の夏休みについて、県教委が期間延長を市町村に促す方針を固めたことが、11月16日わかった。学校の裁量を定めているとして、一部市町村教育委員会から懸念の声もあり、最終的には市町村教育委員会が決める形を想定している。検討委員会は市町村教育委員会と小中学校長、保護者の代表でつくる。ことしの夏の猛暑を受け、県内の小中学校などの夏休み期間について、改めて考える場として位置づけている。夏休みの延長をした場合、年間事業時間数をどう確保するかや、共働きの家庭の子供の居場所の確保などの問題もある。

県教委のまとめによると、県内公立小中学校のことしの夏休みは平均27.4日で、全校が35

日以下であった。これに対して他都道府県の数校を抽出して平均日数を調べたところ、8割が36日以上であった。県教委は公立小学校と県立高校の夏休みを延長する方向で、市町村教育委員会や各学校に検討を促す方針を示した。年内に正式に各教育委員会、学校につたえる。延長日数の目安は示さず、各学校がそれぞれの実情に合わせて決めてもらう方針である。このようなことに対しての考えと対策をお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号7番、都志今朝一議員の御質問にお答えします。

学校での休日等の延長についてでございますが、ことしの猛暑酷暑、あるいは災害という言葉もございましたが、県では11月19日に開かれた夏休みの期間のあり方検討委員会で、夏休みの期間を延長する方針が出されました。それにより、村内小中学校3校について、延長の方向について教育委員会としてさらに学校、保護者の実情を大事にしながら検討していくことを考えております。

県の検討委員会の動きを待たずして、今まで定例の教育委員会、それから3校校長会で話題にしてきております。教育委員会が出された意見でございますが、「猛暑から来ている。エアコンがついたら、夏休みの延長は子供たちにとってどうなんだろう。PTAの方々はどう思っているのか。子供だけの時間は大事なのではないか。授業日数を少なくして、今もぎゅうぎゅう感があるわけですが、そのぎゅうぎゅうにしたら、今以上に苦しくなる。」という意見が出されております。

学校の状況としましては、今まで働き方改革の観点からも、小中学校では今までの行事の精選、例えば中学校では西駒登山を日帰りとしたり、アルミ缶回収を平日、生徒が持ち寄り、集める形態等々、いろんな形をとりながら精選を図ってきておりますが、これ以上、結構苦しいな、厳しいなという、そういう状況にあります。夏休みについては現在検討中ですが、長野県がこれまで大事にしてきた教科の授業と行事、それから、総合的な学習の時間での学びを深めている、その姿をうんと大事にしたい、こういう考えも校長のほうから出されております。

自然体験を通して学びを深めることはとても大切だと思うんですけども、今年度の場合には熱中症対策ということで、屋外に出ない、出ると危ないよというか、そういうような活動を制限した状況もございます。そういうふうに考えたときに、夏休みの延長はどんなものかと思わざるを得ない、そういう考えも出されています。

来年度につきまして、具体的ところで今検討の状況をお伝えしますが、来年度5月に新天皇即位に伴う10連休が予定されております。中学校としては、それらを含めながら、今年度210日の登校日数でございますが、それは授業時数の確保、学力の確保、それから行事の充実のために必要ではないか。小学校は2020年度を待たずにして英語、外国語活動を前倒しで完全実施の形をとっておりますので、先ほどのぎゅうぎゅう感が現状としても感じるころがあるわけでございますが、仮に夏休みを長くしても1日か2日程度かなという、そんなところを今話し合っているところでございます。

今後、あり方については検討を深めていきますが、県からの通知はまだ教育委員会には届いておりませんので、その通知を踏まえながらも、エアコン設置、本当に後押しをいただき

ながらの設置でございますので、学校生活の暑さ対策はなされるというふうに考えております。それから、休みは子供を家庭に帰す日、地域に返す時、それを基本としながら、地域で子育てをどう考えるか、それは夏休みに限らずだと思っておりますが、その連携のあり方というものを深めながら、保護者の方々のお考えも大事に受けとめ、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志 今朝一） 時間が余らないので、行けるとこまで行きたいと思えます。

週休2日制の導入、ゆとり教育からの転換の影響で、授業時間の確保やカリキュラムの過密化への対応に追われているとも思います。児童生徒たちのためになる検討をお願いいたします。

6 項目めの学校教育、校内でのいじめの問題の実情と対策についてをお伺いいたします。

2017年度に全国の小学校、中学校でいじめが計39万7,545件あったことが、文部科学省の調査でわかった。県内の状況は、小学校が3,988件で972件ふえ、中学校が1,091件で74件ふえています。いじめといっても内容はさまざまです。いじめ防止対策推進法という法律では、子供の何らかの行為によって相手の子供が心や体に苦痛を感じるものをいじめと定めている。最近はラインなどの会員制交流サイトSNSで悪口を流したり仲間外れにしたりするいじめもふえており、先生や親たちに見つかりにくく、深刻な被害につながる例も多くなっています。全国的にいじめの件数がふえています。南箕輪村の現状はどうであるかと、対策についてをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 学校におけるいじめの現状、それに対する対策についてお答えいたします。

平成23年に大津市で2年生の男の子がいじめに遭って自殺するという、そういう状況があり、全国的にもいじめをめぐる問題が深刻化してきて、その中で、先ほど議員、お話しされた、いじめ防止対策推進法、ちょっと以下「法」とさせていただきますが、が成立しました。

法では、議員、お話しされたように、心理的、または物理的な影響を与える行為によって、対象になった子供さんが心身の苦痛を感じているものという、その場合をいじめとすると、ですので、端的な言い方をすれば、僕はいじめられと思えば、それがいじめという構図になってきますので、現状の中で、いじめがないという状況はあり得ないのかなという、そんな個人的な気持ちですけど、そんな思いもしております。

県教委は、ことし、いじめがゼロと昨年、17年度ですかね、報告した学校には、どんなものかということで聞き取りの調査が現には入っておるわけですけど、そういうことを踏まえながら、その法に基づいて、南箕輪の学校の状況でございますが、件数的なものを申し上げます。28年度、南箕輪小学校13件、南部小学校8件、中学校14件、それから、29年度が南箕輪小学校79件、南部小学校が41件、中学校は5件。先ほどの法をもとに29年度から、先ほど申し上げたいじめを受けた、それをカウントとしようということ、法に基づくということでカウントがなされて、件数が多くなってきております。30年度、本年度上半期ですと、南箕輪小学校は45件、南部小学校は20件、中学校は21件という報告をいただいております。

全国的、あるいは村において、先ほども申し上げましたが、いじめの件数がふえたということは、法の認知、あるいはいじめの認知が進められてきているゆえというふうに考えております。

あと対策でございますが、各校では先生方、人権的な感覚を大事にしながら、いじめ防止基本方針、これ各校にございます。また、村にはいじめ防止基本方針、これを10月に(案)として整え、あと条例等を整備しながら、3月までには議員の皆様にお示ししていくのではないかとこのように思っています。もう少し対策で大事なので、お話をさせていただきます。

学校職員はいじめアンケート、それから、学級満足度調査等もございます。また、生徒、子供さんとの面談もございます。それから、先ほど申し上げた人権感覚を大事にしながら、子供たちの関係性を見ていく、そここのところに尽力しております。以上でございます。

議長（丸山 豊） 都志委員。

7 番（都志今朝一） 時間がないので、次のやつは、どこからの機会でもたやりたいと思います。

きのうの報道でありますけれども、いじめ県内重大事態5件、17年度調査県教委が報告、このような大きないじめもあるわけですけれども、なるべく件数は少ないほうがよいと思います。

学校もマンモス校となり、児童・生徒の人数も多くなり、いじめ不登校などの問題が増加することが考えられます。教育行政が、より発展することをお願いし、以上で、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから2時半まで休憩といたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時29分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、百瀬輝和議員。

5 番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

一昨日、12月10日は世界人権宣言が採択されて70周年を迎えました。1948年の第3回国連総会で、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利等について平等であると、全ての人に基本的人権があるとうたわれました。人間は、それ自体が尊いのだという考えに立ったとき、多様性を受け入れ、いろいろな人がいるから社会は豊かになると、自然に考えられる一人一人になっていきたいと思っております。そんな地域づくりを進めていきたいと思っております。

誰もが暮らしやすい社会を目指すために自治体として取り組むべきユニバーサルマナーについて伺います。ユニバーサルマナーということは、聞いたことがあるでしょうか。共生社会の実現を目指すユニバーサルデザインは、よく耳にします。また、その基準で各地で環境整備が進められていると思っております。しかし、設備や環境面、簡単には取り除くことができないものがあります。設備など、ハードは変えられなくても、心、ハートは変えられる。これからの時代に重要になるものとして今、注目されているのが、このユニバーサルマナーです。ユニバーサルマナーとは、高齢者や障がい者、ベビーカーを利用するお母さんたちとか、外国人など、多様な方々を町で見かける現代、私たちにとって自分とは違う誰かの視点に立つ

て行動することは特別な知識がなくても、心遣いがあればできるというものです。

多様な方々へ向き合うためのマインドとアクション、それをユニバーサルマナーと名づけております。多様スキルは特別なものではありません。設備や施設を変えることは費用面等で大変ですが、私たちの心は変えることができます。相手の視点に立って考え、行動することは特別な知識がなくても思いやりがあればできるということです。

例えば、こんなことを、こういう現場というか、こういうことを思ったことがありませんかということで、目が見えない方を見かけたとき、その方に何て声をかけてよいかわからないとか。電車の車内でお年寄りが立っていたときに、声をかけてよいのか。迷惑じゃないのかというふうに考えてしまったり、外国の方が一生懸命、地図とにらめっこしているときに声をかけたところで、どうしたらよいかわからないだとか。思ったことがないでしょうか。声をかけたいという思いはあるのに行動に移せないとすれば、それは相手の視点がわからないということです。まず、知ることで変わること、できることがあります。この注目されているユニバーサルマナーは日々の生活の中で役立てられる知識であるだけでなく、接客業やサービス業などの仕事でお客様への対応にも生かせるスキルとして、今、注目されております。

自分と違う誰かのことを考えられる社会へ、助け合ってみんなが安心して過ごせる社会へ、一人一人の少しの思いやりで笑顔になれる人がいる。そんなユニバーサルマナー、始めていきませんか。また、2020東京オリンピック、パラリンピックを控えユニバーサルマナーが広まる機運が今、国内では高まっております。まずは、私は、この南箕輪村の村の職員や、例えば道の駅になった開発公社の職員が知ることが重要だと考えますが、村長、この件、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

ユニバーサルマナーについてという、この質問であります。なかなか心という部分の質問でありまして、答え方が難しいなという思いはしておるところでございます。ユニバーサルという言葉でありますけれども、辞書で引いてみますと、宇宙的、世界的、全てに共通であるようである。普遍的、一般的と載っておりました。福祉では似たような意味でノーマライゼーションとかバリアフリーといった言葉も使われております。

ユニバーサルとは、障がいのある方などに特化したものではなく、初めから多くの人に対して優しい思いやりのある広い視野に立った考え方というふうに思っておるところであります。これは当たり前のことと思いますが、実際には障がいのある方に親切と思って声かけをする。それが相手にとってつらい思いをさせてしまうということもあるかもしれません。本当に相手の立場に立つということ、相手の視点に立つということ、これは本当に難しいことだなというふうには思います。

当事者目線での考え方ができるということ、これは大変大事なことだという捉え方はしておるところでありますし、これからは、そういった捉え方をしながら、いろんな方に接していかなければならないだろうというふうには思っております。そういった中で、村職員や開発公社の職員はという話しでありますけれども、そういう考え方に立つこと、それは本当に大切なことですので、機会を捉えて周知をしていく。そんな必要性も感じております。



いろいろな研修をやっておりますけれども、そういったことも含めてやっておるつもりでおりますけれども、さらに、その辺を強調しながらという、こういうことになるかというふうに思います。

難しいといえますか、それぞれが日常的に、いろいろな方に接するわけでありまして。そういった中で多様性を認めながら、人はそれぞれ違います。いろいろな考え方を持っております。そういったことを認め合いながら、さまざまなことをしてかなければならないだろうというふうには思います。大変難しいことではありますけれど、当たり前のことではありますけど、大変難しいことだなという思いもしておりますので、少なくとも村の職員や開発公社の職員につきましては、接客を含めて、そういう研修もやっていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、いろいろな研修の中に取り入れていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 南箕輪の職員、私、見させていただいて、大変優秀な方たちで、明るく対応もいいというふうに、私は感じております。ただ、その中で、また一步、このスキルを上げていく取り組みになっていくと思いますので、また、このユニバーサルマナー協会では、2013年からだと思っております。8月から検定事業を始めております。コミュニケーションやサポートの基礎知識を学び、講座を受講すれば取得できる3級と実技研修を通してサポート方法を身につけ、試験に合格すると取得できる2級があるそうです。今までに6万人の方が受講して、約600の企業、団体が、この検定を導入しているそうです。教育機関や自治体でも導入するケースがふえてきているというお話です。職員の、このスキルアップの取り組みとしての、この検定の導入、村長、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 検定の導入の考え方でありまして。まず、窓口対応につきましては、私も、本村の職員は、よくやっただいていなというふうに感じております。ことし、何かの会合で、かなり大勢の会合の中で、そこらの市町村とのつながりのある会合の中で、南箕輪の職員の対応は、本当にいいよという話をいただきました。そのときは、本当にうれしくなったところであります。そういった声にそむくことなくやっただいかなければならないだろうなというふうに感じたところであります。

職員につきましては、いろいろな研修をやっております。相手の視点に立って考え、行動することは接遇等の研修の中でも行われております。窓口の対応、来客者への問いかけなど、差異はあるかもしれませんが、職員も、ある程度の対応はできていると感じておるところであります。

研修というのは、何回もやっていくものであります。定期的な実施、必要であります。研修内容の検討も必要だというふうに思っております。御案内のユニバーサルマナー検定でありますけれども、研修を選定する際の検討の一つとはさせていただきたいと思っております。実施するとかしないかということではなくて、そういったこともあるということの選定の中の一つとしてさせていただければというふうに思っております。

くどいようですけれども、接遇研修もやっておりますし、いろいろな研修をやっておりますので、その中で常にお客様という感覚の中でやっていただきたいということを、私も常に申し上げております。村民はみんなお客様であります。そういう考え方の中で接していただけ

ればということをお口を酸っぱくするほど言っておるところであります。職員の皆さんも、そういう考え方の中で接していただいているのだらうというふうに思っております。

したがって、選定の際の検討の一つとはさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 非常に、これ大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。この協会の講師の皆さん全員が何らかの障がいを持たれている方たちです。その当事者の視点から講義を行うことができているということです。その理事の岸田さんは、例えば、大丈夫ですではなく、何かお手伝いすることがありますかと、まず、声をかけることが大切だと言われております。

例えば、先ほど言った設備とかハード面の段差が、例えば解消できない。段差があっても周囲の人がサポートする方法を知っていれば、その段差も苦になりません。ですから、ハードは変えられなくてもハートは変えられるということなんです。この内閣府の調査、2017年によりますけれども、障がいのある人に手助けをしたことがない理由として、どう接してよいかわからなかったという、その回答が多かったそうです。子供のころからの、この教育も非常に大切だと私は考えます。学校での、このユニバーサルマナーの教育の取り組み、これ教育長、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号5番、百瀬輝和議員、ユニバーサルマナー、小中学校での取り組みをという、そういう御質問というふうに承っております。

ハードは変えられなくても、ハートは変えられる。この言葉は大変意味ある言葉だなというふうに思います。障がいの理解を考えたときに、子供のころからの教育が大切であると私は思います。あえてユニバーサルマナーということ、私、重ねていきませんが、今の実際の自分たち学校の生活の営みが、うんと重なると思っておりますので、そのことに関してということで答弁をさせていただきます。

子供を含め、この場におられる皆さんもですし、地域の方々、みんな皆さん本当に、いわゆるでこぼこがある金平糖みたいなものというか、金平糖だと私は思っていて、みんな出ているところもあれば、へこんでいるところもある。そう思っています。障がいがあるなしという言葉も、それにかかわるかもしれないんですが、子供たちは、ともに生活したり、活動したりすることを通して、いろいろな場面で自分を語り、行為を通して自分を表現していく。その機会というのは、保育園時代はもちろんのこと、小学校、中学校においては通常学級内、それから支援級と通常級との関係性、また、特別支援学校と小中学校との交流及び共同学習の場面、あと地域でのつながり、ここが大事だと思うんですけども、などであると思っております。

学校生活の時代に、例えば、副学席制度を活用して交流及び共同学習を、個の教育的ニーズに応じて進めていくことや、福祉教育における、例えば車椅子、あるいはアイマスク等の体験なども多様性、違いを理解する大事な営みでございます。

学校が多様性を理解した共生社会になること、学校そのものが強制社会になることが将来の共生社会につながっていく。あるいはつなげるための大事なこと、必要なことというふう

に考えております。

実は中学校で、今、済みません。資料をここ持ってきませんでした。中学校3年生に村の保健師さんが認知症サポーターキャラバンとして養成講座を行っております。去年も行って、保健師さんはキャラバンメイト、それから生徒さんはサポーターとして事業ということになったわけですが、テキストを使ったり、あるいはボランティアによる寸劇、あるいはコンソール大芝に子供たちに行き行って体験をしてくる。文化祭でまとめて発表等々、そういうことがあったわけですが、感想文を保健師さんに子供たちがくれて、その中には、こういうコメントがございます。これからは身近な人、家族、あるいは生活の中で出会った方に優しく接したい。あるいは福祉に興味を持ったなど、保健師さんは非常に感動されて、また、来年も、あるいは継続して、3年生に毎年やっていくと、その子供たちが高校生、社会人になってきます。何か継続していききたいという、そういうお話をいただいたこともございます。何か、こういうふうな学習の場面がうんと大事なのかなというふうに思っております。

私、読んだ本の中で、アメリカの作家であり、海洋生物学者のレイチェルカーソンという方がセンス・オブ・ワンダーという本で、知ることは感じることの半分も重要ではない。そういう言葉を使ってあらわしています。

子供たちの感性といいたいでしょうか、感じる力、感じることによって学ぼう、知ろうという、そこにつながっていく。ですので、先ほどのこぼこの違いにもかかわらず、子供たちがこぼこことあるんですね。それぞれの個性の違い、それをどう受けとめていくかということにかかわって、心の中に多様な人と生きていることを感じていく。そして、知ることを通して学んでいくことを大事に、その営みが学校の中でも、うんと大事かなというふうに思っております。以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 本当に南箕輪の子供たちは、私も接しているんですが、心豊かでのびのびとして、非常に元気な子供たちが多く感じてます。その中で、先ほどもありました、いじめなんかが起こっているということは、少しつらいところがありますけれども、相手の立場、その視点に立って考える。また、私も認知症のサポーターにもなってますし、コンソール大芝のほうにも毎月、今月も16日にまた、ボランティアに入らせてもらいますけれども、そういう方たちと接して車椅子の押し方だとか、そういうところを学ぶということがすごく大事になってくるということだと思います。

特別な知識はなくても、この思いやりがあれば、誰もが暮らしやすい社会にしていける。前回、LJBTの関係も質問させていただきましたけれども、多様性を今、受け入れる時代になっているということは事実だと思います。それを、このユニバーサルマナーということで、今回、質問していますが、この身につけていくということ、多くの方が、そういうことを知っていただくということが大事だということで、これからの村としての周知だとか、講習会を開いていくだとかいうところをしっかりと希望をして、次の質問に移りたいと思います。

次に、健全な成長を促す指導と環境をということで伺います。可能性の魂とも言うべき子供にとって、スポーツは心身両面の成長を促す栄養素のようなもので、その恩恵が全ての子供たちに行き渡る環境づくりは、大人社会の義務と言えます。特に行政の働きかけは大きなものがあります。先月の11月20日は「世界こどもの日」でした。この日にユニセフと日本ユ

ユニセフ協会がスポーツと子供の問題に特化した初の行動指針、子供の権利とスポーツの原則を発表しました。

1989年の、この日に国連総会で採択されたのは、子供の権利条約です。その中では国や民俗、障がいの有無などにかかわらず、全ての子供は遊びやレクリエーションを楽しむ権利を有することを明記しております。しかし、日本をはじめ世界各地のスポーツ現場では、体罰やいじめ、過度なトレーニングなど、暴力的な指導で、子供の権利をじゅうりんし、その成長をかえって妨げるような事例が報告されております。競技大会の商業化が進む中、子供が商品やもののように扱われているとの指摘もあります。スポーツと子供をめぐる、こうした危機的状況を踏まえ、指針は日本ユニセフ協会のイニシアティブのもと、スポーツ団体や指導者、企業、保護者ら、スポーツにかかわる全ての大人たちが取り組むべき、原則として策定されました。村でも今、バレーボールのV C長野トライデンツの活躍や長野県の中では松本山雅、J 2優勝でJ 1昇格、また、2020東京オリンピック、パラリンピックを控え自然とスポーツ熱も上がっております。村の子供たちは、そんなトップリーグの選手やコーチに直接指導を受けられる機会もあります。ここで言っている子供の定義は18歳未満です。子育てしやすい村の環境整備、今後の取り組みについて村長に伺いたいと思います。

村長、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 子供の権利とスポーツの質問であります。議員御指摘のとおり遊びやスポーツというのは、子供の心身の成長を促すために大きな力を持っておると思います。そのことは、そのとおりだろうというふうに思っております。スポーツというのは、とにかく、その成績や結果に目を向けられがちであります。練習や試合に向き合う姿勢や、その経験が人を育てるところであります。私もよく子供スポーツ大会、案内が来て、行く機会がありますけれども、その挨拶の中でふれる言葉、どうしても触れたいなと思う言葉があります。そんなこともお話をしているところでもありますけれども、スポーツというのは、やはり結果も大事であります。しかし、結果以上に皆さんが取り組んできた、その課程が大切ですよという話は、かなりさせていただいておるところであります。結果重視というより、その中でどういう姿勢で取り組んできたのか、どういう経験が出たのか、どういう人と接し方ができたのか、そういったことを大事にさせていただきたいなという思いで、そんな話もさせていただいておるところであります。

このところ、いろんなニュースで大相撲やレスリング、大学・高校の部活動などの暴力的な行為がマスコミに、かなり取り上げられております。このことで大好きなスポーツを嫌いになったり、諦めざるを得ないようなことになれば、それは大変残念なことであるとともに、子供の人権を踏みにじるものであるというふうに思っております。

日本ユニセフが子供の権利のスポーツの原則を発表しましたが、これは子供たちが置かれている状況を大変危惧していることのあらわれだと捉えております。今後の取り組みという御質問であります本村のスポーツ活動というのは、主にわくわくクラブに担っていただいております。中学校の部活動でも、よい成績をおさめるようになりました。これは大変喜ばしいことだなというふうに思っております。わくわくクラブでは、この指導者研修等も実施しておりますが、今後は、一層、その指導の質の向上に取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思っております。そのための検討を重ねていかなければなりません。また、保護

者の理解や協力は必要だと感じております。

したがって、よりよい環境づくりには、常に取り組んでいかなければいけませんので、わくわくクラブとともに、そんなことに努めてまいります。そして、このスポーツの楽しさを学び、楽しみながら身体を鍛え、豊かな感性と心を持った子供に成長していくことを願っております。わくわくクラブには、そんな働きかけもしてまいりたいと、そのことは大事ななどというふうに思っております。

ユニセフの、このプリントの中に、こんな言葉がありました。なるほどなと思いました。

「僕たちは、僕たちのためにスポーツをする。大好きなスポーツを全力で楽しみたい。勝ちたいけれど、負けて気づくことも。つらいときは、休んだっていい。だって、スポーツは自分自身のためにやるんだから、大好きなスポーツを大好きな仲間と一緒に。」こんな言葉が載っておりました。何というすばらしい言葉だなというふうに、私自身、感じたところであります。

こういった精神で子供たちにスポーツをやっていっていただく。そういった環境をつくるのが大人の役割だというふうに思っておりますので、わくわくクラブとともに、そんな環境づくりに取り組んでまいります。以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） よろしく申し上げます。

この子供の権利とスポーツの原則では、10の原則が示されております。

1として子供の権利の尊重と推進にコミットする。

2としてスポーツを通じて子供のバランスのとれた成長に配慮する。

3として子供をスポーツに関係したリスクから保護する。

4として子供の健康を守る。

5として子供の権利を守るためのガバナンス体制を整備する。

6として子供にかかわる大人の理解とエンゲージメント、これ対話ということですが、対話を推進する。

7としてスポーツ団体等への支援の意思決定において、子供の権利を組み込む。

8として支援先のスポーツ団体等に対し、働きかけを行う。

9として関係者への働きかけと対話を行う。

10としてスポーツを通じた子供の健全な成長をサポートするです。

前文には全ての子供は、その年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い、並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を持っております。そして、遊びやスポーツは、教育と同様に子供たちの人生に大きく前向きな影響力を持っています。子供たちは遊びやスポーツを通じて社会性を身につけ、他者との協力、自制心、ルールを守ることと、他者を尊重することを学びます。スポーツを通じた和解や平和のためのプログラムも世界各国で実施され、よい結果をもたらしてきました。

村として一番関係があるのは、先ほど村長も言ってましたが、わくわくクラブが指導しているんですが、その指導をしなきゃいけない所轄の課が教育委員会だと思います。教育委員会で小学校、中学校が、そこに一番かわりを持つところになってくると思います。当然のことが書かれておりますけれども、現場では、ついこれ忘れがちになってしまうこともあるわけですね。この子供の権利について、しっかりとこれ取り組んでいきませんかという質問

なんですが、これ去年ですかね。この子供の権利というのを、私、質問したときに、教育長は宣言をしていきたいというようなお話も、答弁をいただいておりますけれども、こういう子供の権利についての取り組みというのは、非常に大事だと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 宣言というのを、済みません。思い起こしてしっかりなくて、答弁の中に今、(案)としては学校における南中人権宣言、それから、南部小のなかま宣言等々、南小も、今、営みは同じ営みをしていますけどというところで、その宣言という、私は今、受けとめをしています。また、もし誤解というか、あったら教えてください。

答弁に入ります。10の原則を提示、子供の権利はということについてお答えします。

遊び、スポーツというのは、子供たちに大きく前向きな影響を持っている。人生に大きくということですね。私自身は遊び、スポーツというのは、広義に捉えて教育というふうに考えておりますが、議員おっしゃるとおり、あるいはユニセフのとおりというふうに思っております。

現場では、つい忘れがちなこともあるということ、それから、子供の権利についての取り組みについて述べさせていただきます。実は昨日、教育委員会のほうに県のスポーツ課から子供の権利とスポーツの原則についてということ、依頼が、この中身が届いております。これはもとは国のスポーツ庁の国際課長から県にきて、県からということ。そこには全ての子供たちが安全に楽しくスポーツ活動に親しむことができるよう環境の実現に向け、御協力いただきますよということ、周知していくという、そういう文言も国のほうから入っていますので、また、わくわくのほうとも、しっかりこのことはということをおもっています。学校ともということでございます。

そういうことを踏まえながらですが、子供の権利についてということで、単にわくわくに限らずといいましようか、わくわくに限ったことではないというふうに思っております。学校生活、家庭生活、それから、地域での生活全てにおいて、子供の人権を尊重し、子供の権利を守っていかなければならないということは、我々言うまでもないことというふうに受けとめております。

それから、忘れがちということとかかわることですが、人権感覚というのは、常に磨いていかなければならない。このことは子供たちの人権を守っていく上でも大事なことであり、私たち大人にも言えることというふうに思っています。学校では人権週間、あるいは月間等が設けられ、子供たちへの人権教育とともに、職員も研修を重ねてきています。年に1回という位置づけになっていますが、それから、役場の職員においても、人権研修が位置づいてきております。

スポーツに関してですが、その中心を担っている。先ほどのわくわくクラブにおいても、村長答弁にもありましたが、指導者研修会、例えば、ことし11月に行われた指導者研修会では、講師の先生から選手、子供たちの人権遵守が基本、指導方法も新しいものが求められている。精神論を全面に出した指導方法から脱却し、科学的トレーニング、メンタルトレーニングなどへの移行、それから、子供目線での声かけ、自信を持たせる。技術面での指摘の言葉が、その子の人格を否定するような言葉に絶対ならないようにする等を柱にしながら、わくわくの指導者が研修をしてきております。

子供たちは、その競技を通して生き方を学び成長していきます。主体は子供たちであるということを指導者の方、保護者の方、それから、地域の方々が常に自覚していく必要があるかなと思っております。以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） この子供たちの、この原則が発表されて、賛同したところに日本スポーツ協会だとか、高校の校長協会だとか、全日本中学校長会、全国連合小学校長会とか、日本中学校体育連盟だとかいうところが、もう賛同しているわけですね、この発表してすぐ。ですから、しっかりと村としても取り組んでいていただきたいし、今、答弁でも村長からも教育長からも、しっかりありましたが、その中樞を担っているのは、今、わくわくクラブだと思うので、そのわくわくクラブの指導者たちがしっかりと、こういう子供たちはどういうものなんだということで指導法を学んでいくというのが非常に大切だと思います。これ当たり前のことが書いてあるんですが、例えば、先ほど来もありましたが夏の猛暑の関係で、熱中症指数計をWBGT値をしっかりと学ぶだとか、アスリートの食事学を学んでいくだとかいうところが非常に大事になってくるんだと思いますので、よろしくをお願いします。

ちょっと時間の関係で飛ばしますが、3項目めの村の歴史と文化を後世にということ、質問に移らせていただきます。これ昨年の6月に村の歴史と文化の質問をしました。その中で伊那街道の質問をさせていただき、また、各地域に発足した保存会の交流会を行って村全体での取り組みをしてはという提案をさせていただきました。そのときに村長の答弁では、これ議事録からなんですけど、そういった団体の交流というものは必要であるというふうに思っております。中略で伊那街道に全体で取り組んでいけるかどうかというのは、交流会を通じて十分話をさせていただければと、話し合っただけであればというふうに思っておるところであります。村内の伊那街道で当時の面影が残っているところ、これはきちんと保存といえますか、していく必要があるというふうに思っております。また、まず、その洗い出しからやっていかなければというふうに思っておりますし、同時に今、申し上げました、それぞれの地域にある保存、保護活動をする団体との連絡と交流ということはやっていきたいというふうに思っております。担当課のほうに、これをやるように指示を出してまいりたいというふうに思います。中略です。一番当時の状況が伺えるのは久保地区、箕輪から久保に入ってくる、あの地域でありますので、これはきちんと保存をしていく必要はあるというふうに、私自身は思っていますので、その辺は全体的に、交流も含めて、どの地域は、どういうふうにしていくのかという、そういったことからやっていければいいなというふうに思いますので、あまり向こうに行かないうちに、そういった交流会の呼びかけはしてまいりますと答弁をいただきました。

特に伊那街道の取り組みは、これその後、どうなったかという質問なんですけど村長、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 去年の6月議会の議事録も今、百瀬議員のほうから話がありました。私自身も6月の質問のときには、こういった、いわゆる歴史を研究する会、各地区で立ち上がってきておりましたので、そういった交流会はすぐにでもできるんだろうなという思いはしておりました。そう難しいことではないんだろうなという、こう考え方でおりましたけれども、議会後、間もなく文化財専門委員さんにも御協力をいただく中で交流会について

の呼びかけと申しますか、各団体の意向を伺っております。その中で、現状は、交流会の開催について各団体で意識差がありまして、開催には至っていないというのは、今の現状であります。そこら辺が、私の認識とちょっと違ってしまったのかなというふうに思っておるところであります。

というのは、連絡的な、そういった会は、すぐにでもできるという私の思いでありましたけれども、各団体そんなに意識の差があるんだなという、そこまではちょっとわからなかったものですから、そんな答弁をさせていただきましたけれども、この差があるという、このことで開催にいたっていないという、こういうことであります。その辺は大変申しわけないというふうには感じておるところでございます。

何が、そうなっておるのかということ。この辺の検証は、ちょっとしていく必要はあると、できないことはないだろうなという思いはありますけれども、そんなところであります。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） この資料というか、この写真を、私つけさせていただきましたが、こしの8月、これ私、久保のゆいの会にも役員として入ってまして、一応、この歩くところの草刈りは終わったり、出ている木だとかいうのを払った状態の写真です。これうっそうと、もう両側から茂っている部分もあるわけです。そういう状態の、あまりいい状態とは言えないところで、久保の、そのゆいの会にも専門委員の方が来て、伊那街道の保存の仕方について、そこでお話を伺いましたが、ただ、草を刈っていただければいいんですかということなんですよね。除草剤をまいたり、草を刈るだけで、この保存ができるんですか、これまだ生い茂ってきますよね、恐らくね。

このことはしっかり考えていただきたいと思います。これ地元の保存会からも教育委員会には、かなり要望出されていると思いますが、担当者を通じて。これ本当に、これ将来に向けて、この伊那街道の部分の保存をどうしてくかという考えでいくのか、もうほっとけばいいよという考えでいくのか、そこら辺をしっかりしていただかないと、地元の、この保存の活動が、これ継続できなくなってしまうと思うんですよね。その点をしっかりと捉えて、村長と教育長に聞きたいと思いますけれど。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 写真を見せていただきました。この草刈りや、いろんなことをしていただいているということは、本当にありがたいというふうに思っております。きちんと整備という点につきましては、本当にきちんと整備することがいいのかどうかというのは、また、議論のあるところでもあります。これは専門家の御意見もお伺いしなければなりませんし、この土地、なかなか所有者との関係がありまして、なかなか難しい面もあるという話は聞いております。したがって、残念なことでありますけれども、現在、教育委員会に担当していただいておりますけれども、この教育委員会、文化財に関する専門家というのはいないわけでありまして。そういった中で、こういった判断につきましては、おのずと文化財専門委員さんの考え方を伺っていくこととなります。

その点は御理解をいただく中で、これまでの地元の保存会とも相談をしながら進めてきておりますけれども、今後さらに関係者で話し合いをしながら進めていくことが必要であるというふうに思っております。この中で方向性を見出しただけであれば、村もある程度のお手



伝いができるというふうに思っておりますので、とにかくどういった方向でいくのかという方向性を見出していきたいなというのは、私の考えであります。

保存の仕方は、いろいろあるんでしょうけれども、完全に復元というのは、これは難しいというふうに思います。昔の面影を残しながら、どういう保存ができるのかという、こういう保存が一番いいのではないかなという考え方を持っておりますので、その辺はまた、地元の皆さんと関係者の皆さんで方向性を見出していただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 担当課は教育委員会でございますので、将来に向けた、今、村長答弁にありましたけど、ビジョンといいましょうか、方向性ということで、もうそれをどうしていくかということで、少しお話をさせてください。交流会等の意見ということは、今まで教育委員会としても動いてきわけですけれども、先ほどと重なりますけど、非常に難しさもあるという現状でございます。

教育委員会として、文化財専門委員会任せとしてきているわけではないんですけれども、今後、その方向性を描くときに、今、文化財専門委員会のお力をいただかないと動けないという状況もありますので、主体となるのは教育委員会が動いて、専門委員会のお考え、それから、各団体の意向を大事にしながら検討していくということで、よろしく願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） その三者がしっかりと話し合いが、僕、できてないと思うんですよ。その場をぜひともつくっていただきたいと思います。いい方向に、やはりこれ村の財産だと思いますので、後世に残せるような取り組みとして、方向性を見出していただければと思いますので、ぜひとも、その各担当者、専門委員、地元の保存会というんじゃないで、やはりそこへ集まって話をするのが大事だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

今回、専門委員会の方たちのお力添えがあって、村の史跡の続版が出るというお話、発刊されるというお話をいただいております。各地の団体も地域での、例えば屋号マップをつくったり、字名の地図をつくったり、昔の地図を保存していたり、航空写真を撮っておきたいという、文化だとか、その写真を集めております。これ貴重な資料だと、私は考えます。これ村として、しっかりと、そういうものを公開できるような取り組みというのが必要だと考えますけれども、その点、どんなふうにお考えでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議員おっしゃるとおり、村内には地区の歴史、文化を学び、その保存について活動されている団体がございます。非常によく研究されているなという、そういうことを感じております。

資料の活用についてでございますが、団体の皆さんの御理解が得られれば、例えば郷土館で資料公開、あるいは広く村民の方に見ていただく機会を設ける。あるいは村の出前講座に登録していただく等ことが考えられかなというふうに思っています。また、私がお預かりして、紹介していただいた資料は学校のほうにも届けて、授業に活用できないかという、そういうことであります。団体の皆さんの資料を活用ということは、先ほども話ありましたが、村民

も村の歴史文化を学ぶことができるというふうを考えます。

先ほどの、教育委員会が主体となり団体の方、専門委員会等々の、そういう会等でも、そういう話題ができればいいのかなという、そんなことを今、考えているところでございます。はい、検討していきます。以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） しっかりとお願いします。意思疎通があんまりできてないというのが事実だと思うんですよ。預けっぱなしで返事がないとかいうところが見受けられますので、その意思疎通をしっかりとさせていただければと思いますので、その三者会議というのを開いていただきたいという。それと、この史跡だとか、前から言っているんですが、本当にSNSでの公開の取り組みというのは、考えていますよというのは答弁いただいておりますけれども、本当に資料公開というのは、やっていかなければいけないと私は考えております。SideBooksのクラウド本棚というシステムがございまして。これ全国140自治体が導入していて、ペーパーレス化の取り組みにも、これを活用しているという、自治体ではなんか議会が一番多く導入しているというのが、今回、私、これを見てわかったんですけども、本当に、こういう大きな本も本棚に置いて、閲覧できるような形のシステムになっております。これ検討してみてもどうでしょうかという提案なんですけども。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、御質問いただきました、SideBooksでございまして、私も、よくわかってないところがあって、もう少し勉強しなきゃというふうに思いますが、クラウドシステムということであるようです。内容の詳細把握を現状としてはできていないので、把握をしながら方向性を持ちたいなと、そんなことを思っています。以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） いろいろなシステムがあると思いますので、これは私が今、言ったシステムなんですけど、ほかにいいシステムがあれば、ぜひとも公開に向けての検討ということで、前向きにお願いしたいと思います。

最後にドイツの詩人、シラーの言葉です。自身を知ろうとするならば、いかに他の人々が行動するかを監察せよ。他の人々を理解しようとするならば、自身の心を見よ。

これで質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから3時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時34分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

9番、大熊恵二議員。

9 番（大熊 恵二） 議席番号9番、大熊恵二であります。

本日の最後の質問者となりまして、大変お疲れとは思いますが、もうしばらく御辛抱いただきたいと存じます。

今議会開会の初日に流行語大賞というのが発表になりました。その大賞は、うまく言えないんですが「そうだねー」という、こういう言葉が大賞、これはカーリングの女子の選手たちの力づけの合い言葉といますか、そういったものが流行語大賞になりました。10

流行語がピックアップされているわけですが、その6番目に「災害級の暑さ」という流行語がランクされております。これは、これから私が質問をさせていただきますエアコンの問題等について、これから村長並びに教育長にお尋ねをいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

私は本年3月の定例議会におきまして、学校における学習環境の整備につきまして、エアコン設置の提案をさせていただきました。村長の答弁は、エアコン設置は必要との重要性は認めながらも、村の事業のプライオリティーから考えると、財源の問題等もあり、検討させていただきたいという答弁でありました。その後、本年度の天候は異常な暑さとなり、熱中症という言葉が新聞、テレビ、ラジオ等で大きく報道され、熱中症の言葉が報道されない日はないくらいと言っても過言でもないような状況となってまいりました。

危険な暑さに備える動きといたしまして、学校へのエアコン設置、そして、路面温度を下げるための舗装、それから学校における部活動などの制限、できることから命を守るために、対応してきたと思います。行政といたしましても、8月に入りまして、学校にエアコン設置の支援をするよう長野県、そして、市町村が国に対して要望活動を行ったのも、この時期であります。我が村の唐木村長も県町村会の理事でもあり、その要望活動に積極的にアクションを起こしてきたところであります。また、8月27日には、県の教育委員会が発表いたしました、長野県のエアコンの設置率、これは1年前の2017年7月現在ということですが、小学校、そして中学校では、全国の普及は41.7%でありましたが、長野県内は8.6%、高校に至りましては全国では49.6%の普及に対して、長野県内は13.7%という状況にありました。この暑さは猛暑、酷暑を飛び越えて、命にかかわる災害級の暑さであり、国として11月7日、国会においてエアコン設置に822億円、それから大阪の北部地震に伴ってブロック塀が倒れて小学校4年生の女子児童が亡くなるという悲惨な事故がありました。それらの問題でブロック塀の補強対策に259億円の補正予算がつき、成立をしたところであります。

それを受けまして、全国の自治体がエアコン設置に一斉に動き出したということがあります。こここのところ、新聞を見ておられます、どこどこでエアコン、どこどこでエアコンという、これも盛んに今月定例議会が開かれる時期になりまして、どこの自治体でもエアコン設置の予算を計上してるということでございます。

本村でも、小中学校の分は、これはブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金という名目だそうではありますが、これを活用していくということでございます。保育園につきましては、災害に対して防災拠点となるところから、緊急防災・減災事業債を申請中であり、この結果につきましては、いまだ結論が出ておらないと聞いておりますが、大変期待をするところであります。

今定例会開会で、村長の挨拶の中でもエアコン問題についてもふれられており、また、全協におきましても、このエアコン問題に細部にわたり説明をされておりますので、あえてここで私がエアコン云々を質問するのは、いささか気が引けるところでありますが、細部については、まだ詳細が決まっておらないということでもありますので、この点について、これからお尋ねをしてまいります。また、3日に始まりました、この定例会も、ここ1週間のうちに、ほぼ財源が確定をしてきたようでもありますので、それらについてもお知らせをいただきたいと存じます。

通告をさせていただきました小学校、中学校へのエアコン設置の詳細について、財源並び

に、この工事の完成の目途、これらについてもお尋ねをいたしますので、よろしく御答弁のほど、お願いを申し上げます。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えをいたします。

小中学校のエアコン設置の詳細についてという御質問であります。

御指摘のとおり、この3月の一般質問で、大熊議員から設置の必要性についての質問をいただいております。このときは、これほどの猛暑、酷暑になるという、こういう予想はしておりませんでした。その中で学習環境の中でという、こういうお話もさせていただいたところでもあります。

ことしの夏の暑さ、猛暑、酷暑を受けまして、全国的に小中学校へのエアコン設置につきまして、市町村はかなり力を入れてきたところであります。

本村におきましても、9月の定例会で設計費をお認めをいただき、10月22日に契約を締結をいたしました。業務期間を来年1月31日までとして、設計業務を今、進めておるところでございます。

工事費につきましては、今定例会で補正予算を提案ということでもさせていただきました。設計業務が順調に進んでおるとお聞きしておりますので、来年の夏に間に合うように、できるだけ早期に工事着手をしていきたいと考えております。

今回、工事費をお認めをいただけるということを前提にということでもありますけれども、できれば2月には入札を行い、年度内には、遅くとも年度内には工事着手をしなければならぬというふうに思っております。

入札が済めば業者が決定されますので、まずは材料の調達、これに着手ができます。工程も定まってまいります。それらを受けましてということになってくるかというふうに思っております。

したがって、できる限り設計を早く上げていただくように教育委員会にも話をして業者に催促しておるところであります。そういったことによりまして、かなり工事自体の入札が早まってくるという、こういうことになるというふうに思っておりますので、この辺をまず急がしておるところでございます。

一番大事なことは、業者決定して材料の調達という、このことが大事になってまいります。全国的に一斉ということでもありますので、この材料の調達を早目にできればというふうに考えておるところでございます。

工事費につきましては、大変大きな金額となります。たしかいろいろ含めまして2億5,000万円くらいということで、計上させていただいております。

さきの臨時国会におきまして、議員御指摘のとおりブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が盛り込まれた補正予算が成立をいたしまして、公立の小中学校の空調設備の整備に対する支援が決まったところであります。この補助制度でありますけれども、現行の学校施設環境改善交付金と補助率というのは同じ3分の1で、同じでありますけれども、村の負担分につきましては、かなり変わってまいります。

起債充当率や交付税措置率が現行制度に比べて有利になってきておりますので、実質負担率といたしましては、従来のものが、村の負担分は51.7%であるのに対しまして、今回の補

正を活用していけば、特例交付金では26.7%ということですので、約半分強くらいでの一般財源でできるという、こういうことになってまいりますので、ぜひこれを活用するというふうに考えたところでございます。

今回の特例交付金を最大限に活用し、早期に整備を進めていきますが、全国で予定されているものであり、国の予算も限られております。議員も御指摘のとおり八百数十億という、こういうことであります。補助金のつき方が、これ問題であります。国が方針として、普通教室を優先すると考えられますので、その場合は議会と相談をさせていただきたいというふうに思っておるところであります。

近々、財源的には示されてくるのではないかなというふうに考えております。感触で申し上げますと、かなり対象になってくるんじゃないかなというように思っておるところでございますので、その点は、そんな御理解もいただければというふうに思います。

どれぐらいの補助対象になるのかという、この部分によりますけれども、ただ工事というのは一部屋置いて一部屋飛ばしていくというわけにはまいりませんので、配管の都合もあります。補助対象とならなかった部屋につきましても、工事用の、そういった関係で設置をしなければならないところも出てくるんじゃないかというふうに思っております。その場合は、一般財源で措置をしております。普通教室については、全室対象となることを期待をしておるところでございます。

補助金から漏れたところにつきましては、工事の都合ということの中で一般財源で措置をしていくことが一番いいんじゃないかなというふうに思っておるところでありますし、その額が、あまり大きくならなければ、この際、一般財源で全てをやっていくという考え方は持っております。そんなことで御理解をいただければというふうに思います。

いずれにいたしましても、内示が示された段階でどういうふうになっていくのかということをもう一度検討していくことはあろうかというふうに思いますけれども、私の考え方の中では、全部つけていくという、この考え方でおりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号9番、大熊恵二議員の御質問にお答えします。

エアコン設置に向けて、本当は後押しを皆様からいただいているなと思っております。本当にありがとうございます。

村長答弁に尽きると思うんですが、財源の関係を含めながら事務局のほうでは、次長、係長中心に今、幾つかのシミュレーションといいたいでしょうか、財源がこうだったら、こういうふうになるかなとかということを含めていくという、そんな計画性の段階でございます。

例えば、もし来年までという場合でも、村長、今、答弁にあったように、来年中の夏前という、そんな方向性を大事にということでもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。詳しいことは、教育次長のほうからと思いますが、何か議員のほうから御質問ありましたらということ、よろしくお願います。

議長（丸山 豊） 伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） 先ほどの村長の答弁とも重なるかと思いますが、今、設計の関係で、1月末までということですが、できるだけ早いうちに完成して、仕上げていただきたいということをお願いしております。

とにかく機材の関係、それから人の関係、大変ちょっと不安なところもございますので、なるべく早く工事着手したいということでございます。実際に工事になった場合には、4ヶ月程度はかかるのかなという思いがしております。

学校という特殊性上、授業をしているときに工事ができないということもございますので、実際に工程表がどんなふうになってくるか、業者が決まってからの工程表がどうになってくるかということで、また、その辺も含めて、また検討していかなければいけないんですけれども、現在の段階では、とにかく早く設計を仕上げさせていただいてということで、お願いしている状況でございます。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

私、今、次長がお話しになりました設計の、いわゆる入札は済んで落札しているわけですが、この設計の完成の日時が1月31日となっております。年内にどれぐらいできるのか。それとも、今度の、この一般会計の補正予算でも繰越明許がついておりますから、そういう準備はしてるんですが、そういう中にあるとしても、この設計が早くできることによって、工事が早く始めることができる。それから、材料の、先ほど村長答弁でもありましたが、調達が非常に難しくなってきた、全国一斉ですから、それこそ、エアコン製造メーカーについては、エアコン特需というような、そういう状況にもなるかと思えます。

本村だけではありませんので、どうか、そういう中において、いいものを、できるだけ安くというのが、これは基本だと思いますが、間に合わなければ、これ意味のないということでもありますので、この設計を前倒しすることによって、少し早く工事ができるのかどうか、その辺についての見通しについてお聞かせをいただきたいと思えます。お願いいたします。

議長（丸山 豊） 伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） 今、業者さんともお話をさせていただいているところなんです、そうですね、1月の半ばごろまで頑張っても、そのくらいなのか、一応、1月の半ばごろまでを目指して、今、お願いをしてるところでございます。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 先日、教育委員会の定例会がありまして、私、傍聴させていただきました。非常に、職員一人一人が、あっこういう教育委員会なら安心だなあって、こう思う場面が幾つもありました。非常にそれぞれが学校給食の問題にしても、エアコンの問題にしても、それから、いわゆるIHIですか、その問題にしても、非常に、このプロといいますか、精通してて、非常に的確な言葉が返ってくると、こういう職員がやってる教育委員会というのは、安心だなあと、そういうふうにする場面がありました。

ぜひ、おくれることのないように、一つ大変な作業だと思いますが、子供たちのためにも早くできますように、お願いをしたい。財源については、村長が責任を持ってやるということですから、安心しておりますので、そういう点で一つお願いをしたいと思えます。

全部で、学校関係は南箕輪小学校、そして中学校、南部小合わせて123台という理解でよろしいのかどうか、ちょっとその辺、確認をしたいと思えます。

議長（丸山 豊） 伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） 現在ついていない部屋につきましては、準備室とか体育館、そういったものも含めた中で123部屋となっております。

ただ、今回につきましては普通教室、特別教室、そういったものを最優先にさせていただくということで、合計で106室ということで考えております。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） はい、ありがとうございました。

学校関係につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、保育園のエアコンについて、お尋ねをいたします。

先ほども冒頭申し上げましたが、緊急防災というような観点から、今、一生懸命努力をされてるようですが、これ緊急防災になりますと、これは充当率が100%で、補助率が70%でしょうかね。そういう点で、非常に財政に詳しい村長でありますので、その辺は大変な努力をされてると思いますが、この保育園の、この財源、それから完成の時期等については、どんなふうにお考えか、もう一度改めてお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 保育園のエアコン関係であります。保育園につきましては、おかげさまで、以前から年齢が小さな園児の保育室から優先をして、単独事業として整備を進めてきております。その結果、現在は全体の7割の設置が済んでおります。残りが3割ということでもありますので、この辺は、学校と比べるとかなり進んでおりますので、間に合うというふうに考えております。

そうした状況の中で、ことしの夏の暑さというのは、特に小さな子供には大変でありました。これは本当に保育室の午後の温度というのは、常に34度という、こういった温度になっておまして、扇風機対応もさせていただきましたし、昼寝の時間は全員がエアコンのある保育室に移動して乗り切り、熱中症などの暑さが原因での症例は防ぐことはできました。

今後エアコンの設置の予定であります。未設置の保育室や遊戯室、職員室、19室の新設と給食室関係への増設を予定をしております。19室の新設、給食室も全部つけていく、ということで今、考えております。

現在、電力が低圧契約であります南部保育園につきましては、高圧の受電設備が必要となってまいります。ほかの保育園につきましては、これ全部高圧になっておりますので、南部だけ高圧にすればいいということでもあります。スケジュール的には、これは今回での補正予算として計上させていただいてありますので、早期に設計の発注を行いまして、年度内に工事の発注にこぎつけて、来年の夏までには設置完了していきたいという、こういう考え方であります。

財源の問題が出されました、財源につきましては、全保育園とも地域防災計画で避難所として位置づけられておりますので、災害の避難時に冷房の空調が必要となることから、緊急防災・減災事業の申請を今してあります。ただ、この緊急防災・減災施設では、この壁かけ型のエアコンにつきましては、対象となりません。壁かけ型でないと設置できない部屋については、単独費で設置をすることになってまいりますので、この点は御了解をいただきたいと思ひますし、緊急防災事業、これは保育園でありますので、明らかに保育じゃないかという考え方もされてしまいがちでありますので、非常に難しいというふうに思っております。緊急防災の対象、難しいかなという思ひはしておりますけれども、つけばということで申請をさせていただいているところでもあります。採択になれば、これ本当にありがたいなという思

いでいるところであります。

今、議員おっしゃられましたとおり、充当率が100%で措置率70%でありますので、当初の設置につきましては、一般財源がゼロで済むという、こういうことであります。本当にありがたい事業でありますけれども、難しいということだけは御理解いただきたいというふうに思います。

今回、設計、監理、工事、受電設備含めまして2,530万円ほど補正予算としてお願いをしたところであります。繰り越し事業で実施を、これ小中学校も同じですけれども、実施する予定であります。これにつきまして、緊急防災がつかなくても全部やっていくつもりであります。これ一般財源充当でやっていくということで考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

小中学校につきましても、体育館とか、そういう大きなところは、これ無理でありますけれども、普通教室、特別教室だとか、そういうところにつきましては、いわゆる補助が全てつくればいいんですけれど、それは全国一斉の、予算も限られておりますので、100%ということは無理だというふうに私も考えております。そうした中におきましても、やはりやっていく必要があるということでもありますので、これは一般財源の処置をしてまいりますので、お願いをいたします。以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 本当に今、村長から説明がありましたように、緊急防災が、ハードルは高いとは思いますが、一つ、県、そして国のパイプを、太いパイプを村長お持ちでありますので、御努力を一層お願いしたいというふうに思っております。

エアコンの問題は、以上とさせていただきます。

3番目でございます。村の公営墓地、合葬式の墓地の建設についてという、これは私の政策提案であります。この問題につきましては、長野県下でも北陸新幹線沿いに小諸市、そして佐久市、そして先日、須坂から情報が出ておまして、非常にふるさと納税を活用した、この合葬式の墓地を市でつくって、そこへふるさと納税として、利用できますよというPRを一斉に小諸、佐久、それから須坂やってるところでございます。

御存じのように、最近、この墓じまいというような言葉が出ましたり、それから都市部では墓不足というようなことが叫ばれて、地方においてもお墓に対する関心が非常にふえてきていると。どこかのお寺を脱退して神道になろうとかですね、いろいろさまざまな今、死後のあり方について、大きな関心を今、わき上がってると思いますか、そういう状況にあります。

お葬式についても、最近、それこそ家族葬という、身内だけでやるという、そういう葬儀が非常にふえてますし、いろんな形で今、お葬式のこと。それからお墓のこと、そういったことが、これから話題になってくると思います。県下一、若い村と言っても、先日、シンクタンクから発表されましたデータによりますと、今、日本の人口が1億2,600万人、こういうふうに言われておりますが、36年後には1億人割るというデータが出ました。

そのとおりになるかどうかは別としましても、やはりそういう、そうしますと36年で1億人を割るということになりますと、1年に72万人ですか、減っていくという。2,600万人が36年後にはなくなるということございまして、非常に、これから墓事情というのも変わってまいりますし、いろいろと難しい問題があると思う。



そこで、その公営の合葬式の墓地というものが脚光を浴びてると。また、それにふるさと納税というのがかぶさってる。今、そのお墓の経済的な市場規模というのはどのくらいあるのかという、これもシンクタンクの情報であります。葬儀市場として1兆8,000億円と言われております。非常にブライダルよりも、この葬儀の市場のほうが大きいというような、非常にあまり喜べない状況になってきているということも事実でございます。

そこで、私の提案であります。今、久保の村営の墓地があるわけですが、墓地公園があるわけですが、その横に平成7年に取得をいたしました上ノ平、遺跡を掘ったところですが、上ノ平という土地が、場所がございます。いわゆる非常に景色がよくて、そこから、この南アルプスを見たときに夕日が沈む、まして雪がかかっているときなんか、何とも言えない、この神秘的な情景といいますか、それで、ここだといいなあと、死後でもいいなと思うような場所です。非常に高い建物がないもんですから、段差がありまして、昔は天竜川まで見えましたが、今、下に商店街がありますので、天竜川まで見えませんが、そういう場所が上ノ平というところがあります。

23年間、土地開発公社の塩漬けの土地になっております。これを何とか生かす方法はないだろうかというようなことで、細かな障がいはいろいろあるようには聞いておりますが、ただ、2,000万円超える物件でありますので、民間会社ですと2,000万円超えるのを23年間も放置しとくというのは、常識では考えられない状況であります。

したがって、これを何とか生かす方法はないかというような中で、その合同の合葬式の墓地をつくってみてはどうかという提案であります。やはり先日、そのために伊那市の石材店で、東京の八王子市に営業所をお持ちの石材店さんがありまして、そこへお伺いをして東京のお墓事情について、少しですけど聞いてまいりました。

非常にやはり東京では石材店さんは、そういう合葬式のものができる、商売がマイナスになっちゃうという、こう言っていましたけど、実情は、やっぱりそういう考え方もあるんだろうと、樹木葬というのもあったり、それから海に散骨をしたり、お金はかかるでしょうけど、ロケットで宇宙葬というのもあるようですし、さまざまなことがあるわけですが、やはり都会からも移住、定住の話もありますけど、まずお墓の移住、定住というのも大事なと、こう思うわけです。やはり自分の親、兄弟、そういったものが南箕輪に眠っていれば、南箕輪へ行って、年に一度来ると、来てるうちに、あぁいいとこだなあと、南箕輪に住んでいただけるといような側面も、これから出てくるんだろうと、こういうふうに思うところがあります。

そういう土地をどう生かすかというようなことも頭に入れながら、この合葬式の墓地の建設を提案をするわけですが、この辺について御意見をお伺いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 墓地の質問でございます。

墓地につきましては、議員御指摘のとおり、都市部だけではなくて、地方におきましても少子高齢化や核家族化などによりまして、墓地の継承確保などに不安を感じているという方はふえておるといふふうには感じております。まず、村の墓地公園の現況から話をさせていただきます。

墓地公園は8カ所、村は用意をしてあります。717区画ということで、現在は全て埋まっ

ております。毎年、何件かは返還の申し出があります。年でしますと、1年で8区画前後の返還の申し出がありますけれども、募集をかけるとすぐ埋まってしまうと、抽せんによるというような、そういう状況もあるようであります。そういったことで、今、墓地につきましては、十分充足をしておるといふ考え方を持っております。

ただ、継承といいますか、そういった理由によりまして、村への返還の相談というのもあるようであります。これは田舎といいますか、中央と言えども、都会へ出て行って跡を継ぐ人がないとか、いろんな方がおいでになりますので、そういった相談もあるようであります。また、合葬墓地の話がありました。都市部では、社会情勢の中で、公営で、そういった墓地を設置をしておるといふこと。また、長野県でもそういう動き、ふるさと納税を利用してという話がありました。たしか、そんな話も新聞に出ておったところでもあります。

これにつきましては、提案ということでもありますので、将来的な課題として捉えさせてさせていただきたいというふうに思っております。

合葬墓地につきましては、お寺などの宗教法人だとか、あるいは民間企業、近隣でも石材屋さんの話がありますけれども、設置しているところもあるということでもあります。そういったところで対応をしているということもございます。

上ノ平の話がありました。これもかなり長い間、活用されずにいる土地であります。この土地につきましては、現在、借金というのは全て返し終わっておりますので、土地開発公社の準資産ということになっております。久保のコミュニティセンター絡みで、どうしても買わざるを得なかったということで購入をして、一部は墓地として利用しております。その活用も考えたらというような話もいただきましたので、いろんな観点で土地の活用、それから、社会情勢的な合葬墓地の状況等、勘案しながら提案ということでお聞きをさせていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） この墓地の問題は、ぜひ23年間塩漬けになってまいりました、2,000万円を超える簿価のある土地を活用して合葬式の墓地の建設、そういったものをしてらどうかという提案でありますので、ぜひまた、御検討をいただきたいというふうに思っております。

質問させていただいた、通告したのは、この3点でございます。多少時間がありますので、いつも最後に私が質問の後、いろいろ余計なことをしゃべるわけですが、非常に、私の質問に対して、今度、大熊は何を言うのかなと期待している人が結構いるようでありまして、ありがたいような、こそばゆいような、そういう気持ちであります。今日は、ノーベルウィークでもあります。

きょう、加藤議員が本庶佑先生のノーベル賞について、ふれられましたが、日本人として26人目の授賞でございます。第1号は誰かといいますと、湯川秀樹という、これも京都大学を卒業されてるんですね、湯川先生も。ちょうど私が、これから話しているのは、2年前にも東工大の大隅さんという先生が、これもがんの問題で、今度の本庶先生も、がんの問題で授賞しているわけですが、ちょうど50年前になります。大正から昭和にかけて活躍をされた川端康成さんという、これは日本人として初めて文学賞のノーベル賞をいただいた方のお話でございます。

記念講演をしたときに、この川端先生が「美しい日本の私」というテーマで記念講演をさ

れたということであります。その記念講演が世界中から称賛をされるすばらしい講演だったと、非常に高い評価、今でも語り継がれておる内容でございます。

この内容は、何かといいますと、「美しい日本の私」の私なんです。「の」なんです。なにぬねの「の」、これが「と」だったら評価されなかつたらろうと、こう言われています。「美しい日本と私」だったら評価されなかつたら、「美しい日本の私」で大変評価されたと。やはり日本の国と、それから川端先生がノーベル賞をもらえる、そういう土壌に育ったということが、非常に日本という国はすばらしい国だということで、世界中から称賛をされたと、それが我々の生活に戻りまして、例えば教育問題にしても、学校と生徒じゃなくて、学校の生徒、生徒の学校、先生と生徒じゃなくて、先生の生徒、生徒の先生、そういう、この「の」という言葉が非常に、この世界中から称賛を浴びたという逸話が今でも語り継がれております。

どうか、我々も、この行政の一端を、こうしてやってるわけですが、村と議会じゃなくて、村の議会、議会の村ということで、運命共同体として、一つの目標に向かって、目標を達成して、発展していく村として143年ですか、合併なしで今日まで来て、そういう、これからますます発展していく村として、非常に、この「の」という字が、私は大切になってくるのではないか思っております。どうか、そういう中におきまして、この「と」ではなくて「の」いう、この川端先生の言葉を心にかみしめながら、本日の一般質問を終わらせていただきます。

議長（丸山 豊） これで、9番、大熊恵二議員の質問は終わります。

なお、1名の議員の質問が残っていますが、あす13日の午前9時から一般質問を続けます。ここで4時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時34分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を続けます。

本日の会議は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

日程第2、山崎文直議員に対する懲罰についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、山崎文直議員の退場を求めます。

〔山崎文直議員退場〕

議長（丸山 豊） 大熊恵二議員から提出された懲罰動議について、説明を求めます。大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 大熊であります。

今、議長から懲罰動議に対する説明をということでありますので、これから申し上げます。

この懲罰動議の、この文書にも書いてありますが、この文書を出すまでの経過について短く御説明をいたします。

開会日の3日、委員会を開きました。こういう問題が起きて、委員会が終わりましてから、当日、下の1階の会計室の角で、私が山崎議員に、先ほどのあの発言は、何とも問題だねと、まずいねと、こう言ったら、まあ俺の意見と違うんだったら、出て行ってもらうしかねえじゃないかと、こういう説明でありました。

1日目は、それで私も帰りましたが、2日目に一般質問の提出日であります。議会事務局へ私まいりまして、受け付けをして一般質問を出して、事務所のほうへ戻りましたら、山崎

議員が事務所の中にいまして、ほかの議員と談笑してたと、私と目が合ったんですが、何らアクションもなく、そのまま2日目も終了いたしました。

3日目に何か連絡があるかなと、こう期待をして待ってたんですが、ないもんですから、議長のところへ連絡をとりまして、この懲罰動議は3日以内に出しませんと効力を失うもんですから、こういうことで3日目になるので議長宛に懲罰動議を出させていただきたいという、議長に報告をしまして、懲罰動議を午後、出させていただいた次第であります。

内容につきましては、これから申し上げます。

平成30年12月3日、午前11時38分から始まりました福祉教育常任委員会におきまして、委員会に付託をされました、請願第3号、上伊那の高校再編を早急に進めないよう求める請願書の審査中の出来事でありました。

この審査の中で、紹介議員となっている山崎議員に対しまして、紹介議員になるには十分請願の中身を理解した上で紹介議員となるべきではないのかというふうに、私が発言をいたしましたら、大変感情的になりまして、大きな声で、この部屋から出て行けという発言がございました。この発言は福祉常任委員会の全員が聞いているはずであります。

私は、やはり委員会は進めなければならないわけでありまして、一旦、カットしましたが、そのまま委員会は審査を進めて、委員会は終了しております。

審査の席上で、このような発言に対しまして、私といたしまして、とても感化できるものではなく、3日以内の懲罰動議の期限の中で、この懲罰動議を出させていただいた次第であります。よろしく願いをいたします。以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

これを許すことに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

山崎文直議員の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

山崎文直議員の入場を許します。

〔山崎文直議員入場〕

議長（丸山 豊） 山崎文直議員の一身上の弁明を許します。

山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 御苦労さまです。

一般質問終わった後の貴重な時間になってしまいました。弁明の機会をいただき、ありがとうございます。

まずもって、このたび、私の発言から議会の混乱を招いてしまったことにつきまして、大人の態度ではなかったなというふうに、深く反省をしているところであります。改めまして、発議者、関係者の皆さんに、おわびを申し上げるところであります。申しわけございませんでした。

失言に至った経過を説明をさせていただきます。

今回の請願事案につきまして、請願者から紹介議員になってほしいという話がありました。そこで、私も紹介議員になるには、議会の委員会の中で責任持って質疑の内容の説明が

できるようにということで、請願者から話を聞き勉強しながら委員会に臨んだわけでございます。

しかしながら、当の福祉教育常任委員会の中で、私も当然、請願内容の説明を求められることだろうというふうに予想をしておりましたが、委員長からの説明内容の求めはなく、同僚議員に指示が行きまして、説明をすることになったわけです。

私もそこで、せっかく請願内容の説明をするつもりではおりましたけども、少し気持ちががっかりしてしまったところでもあります。その中で、審議が活発な意見等もありまして、進んでいく中の中途で、発言者の方から紹介議員の発言がないという指摘を受けまして、そのときに、紹介議員は内容をよく熟知して説明するべきだということでありました。

この点については、私も十分承知をしてきて、当初、最初の説明の段階では、できるように整えてきたわけでありましてけれども、審議が中途になって進んでいく中で、私の説明する内容については、既に意見が出てるところになりました。その中で発議議員のほうから、しっかりできないと、紹介議員になるべきじゃないというような話がありましたので、私としては、その時点でも請願者の思いを審議が出て、意見がいろんな出てる中では、それ以上の説明については、非常に無理なところがありましたので、そこまでいかなんでもいいんじゃないかという発言をしたところでもあります。

そのやりとりの中で、発議者の方から、そのレベルでは話にならんというふうに指摘をされてしまいました。これは、私が、そこでまた発言を何もしてない段階の中で、そのレベルでは話にならんということで、何のための話にならんということなのか、私もわかりませんが、その段階で、この指摘されたことについては、これでは真摯な会議にならない部分がありますし、発言をする前に話にならんということと言われるわけですと、人格も否定されるという思いがありまして、感情的になり、その中で思わず出て行かっしということで、大声で、出て行けというふうに言ったという論議の中にありますけども、あとで議事録等を確認していただければ結構だと思いますけども、そういう思いで発言をしてしまったわけでもあります。

いずれにしても、委員会の審議の中では失礼な言葉を発言してしまったわけですので、これについては、私も十分反省しながら、今後、さらに勉強を重ねて紳士的な会議ができるように努めてまいりたいと思いますが、いずれにしても、私の発言の以前の前に、低レベルで話にならんという発言を受けたことは事実でございますから、その辺のところについても懲罰委員会が開かれるようでありますので、この辺のことについても十分なる審議をお願いをして、改めて最後に、私が失言したことについては深く反省しておわびを申し上げるところでございます。

以上で、私の弁明の意見にかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。  
議長（丸山 豊） ここで、山崎文直議員の退場を求めます。

〔山崎文直議員退場〕

議長（丸山 豊） これから、懲罰動議の発議者に対する質疑を行います。

懲罰動議に対する質疑はありませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

発議者の大熊議員の発議に関する、先ほどの説明で十分大熊議員が発議をされることに對

しましては理解できました。

私も別の委員会の委員長を務める立場として、今回の流れを何となくつかんでいく中で、ちょっと疑問に思った点がございまして、もう一人の発議者、唐澤由江議員、今回の福祉教育常任委員会の委員長をされておられます。その点で、ちょっと気になる点がありましたので、質問をいたします。

まず、委員会のルールというか、この間も、これに関しまして、皆さんに請願陳情の扱いについてのルールが配られております。そこの中で一つ、委員会での審査は、まず請願についてですね、委員会での審査は、まず紹介議員から請願内容と、その理由を聞いて、質疑、討論、表決の順序で行うというルール。そして2点目ですね、委員長は会議中、無礼な言葉を使用し云々で、会議の秩序を乱す委員があった場合、これを制止したり、その発言を取り消させたり、そういうことができるということがあると思います。あります。

委員長、唐澤委員長、そういう立場もあったかと思いますが、そういう中で今回、発議者となって、要は動議を出すという側になられた、その理由というか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 委員長ということで、2人の名前がないとできないからという大熊さんのお話をお聞きして、確かに私も気が動転してしまっていて、出てかっしと言われたこと自体がちょっと驚いてしまいました。他人に発する内容はともかくとして、議員に対して、その言葉は、本当にどういう意味なのかということでもあります。

ちょっと山崎文直議員が、紹介議員の私がというところがありまして、そういう中で山崎議員が紹介議員としての役目を果たしていると考えたわけです。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 私の質問にあまりにも、ちょっと外れたお答えをされているようですので、もう一度言いますけれども、紹介議員から請願内容と、その理由を最初に聞くというのが、多分、今回の請願の審査の順番だと思うんですね。まずそれを果たしておらない、委員長として果たさなかったのは、なぜかという意味も含めて言ったんですけど。

それでもう1点は、今、動揺されたというようなことは、その山崎議員の発言が確かに不穏当だと私も思います。ですので、委員長さんは、その発言を取り消させたり、制止したり、いろいろその場でもできます、多分、後でも、委員長さんの立場だったら、その委員会を何というのかな、動議を出す前の対策も何かできかもしれませんが、要は動議を出すというのは、やっぱりこれ相当な重要なことだと、私、理解しておりますので、そういう意味で、動議を出すということに関して、2人必要だから、それはわかりますけれど、動議を出した唐澤由江議員さんの理由を教えてくださいということです。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 先ほどから申し上げているように、やはりこの時間が、11時38分から始まりまして、1時に終わっておりますが、内容はともかくとして、このことについて会議を進めてしまった点は、確かにあるかなと。とにかく会議を進めたいという気持ちが、焦っていたという気持ちもあります。

しかし、高校の先生だとか、上農の先生で紹介したというような話もしていますので、その時点で、どうなのかなということで、理由は、その理由であろうということと。その制す

るといふことは、やはり確かに出て行けっというのは、私が、そのことについて、あなたは不穩当の発言だから出て行きなさいというふうには考えませんでした。

議 長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） ちょっとわかりませんが、結構です。ありがとうございます。

議 長（丸山 豊） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

私は、この委員会に属しております、この論議の中で、この経過は一緒に参加しておりましたので、こういう結果になったことは、本当に残念で、この4年間の任期の中の、この最後に来て、この議員を懲罰動議にかけるということ自体が、私自身、本当に理解できないわけでありまして、先ほど大熊議員のほうは、そういう理由で何か述べられましたので、私のほうからも、委員長に、小坂議員と同じでありますけれども、質問をさせていただきます。

繰り返し、局長のほうから請願陳情の扱いについて、また、委員長は何をすべきかということ、2回にわたって出していただいております。また、請願陳情について、村議会は政策に関する提案と捉え、誠実に処理しますということで、基本条例にもつくってありまして、その中で、そういう真摯な論議をするのが委員会の場ではないかというふうに思っております。で委員長は、委員会運営に責任を持ち、進行についてきちんとなされていかなければならないというふうになっております。なので、今、自身の進行の仕方は正しかったのか、委員長でありながら懲罰動議に加わるということは、それなりの理由がなければなりません。

ですので、そこをきちんと二人いなければならないという理由だったら、全く理由になりませんので、委員長としておさめるか方法を考えるのが委員長の責任でありますし、懲罰動議を出す二人でなければならないという理由は理由に当たりません。

もう一度、委員長としての責任をきちんと明確にして、出した内容について、これが本当に懲罰動議に当たる内容なのか、自分で核心を持っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 委員長の進行が不適當ではないかということですが、私は、信念に従ってやりましたし、このような出てかっしという、その議論の前に、そのこと自体が、もう本当にショックを受けて、大熊議員に賛同いたして発議者となりました。

議 長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

4番、原議員。

4 番（原 悟郎） 4番、原です。

私も議員を15年になるか、16年目になりますか。過去には、相当、懲罰に出してもいいような論議を、発言が飛び交った時期もありました。

このところ、大分穏やかになったなというふうに思っておりましたが、今回、懲罰動議が出て、これも私も初めての経験でありますので、どういう質問をしたらいいか、いろいろ考えたわけでありまして、提出者と発議者と、それから発言をした山崎議員の説明の中で、特に今、小坂議員や三澤議員がおっしゃっているとおり、この委員会の議事録を見ると、委員会をしてるんだか、雑談をしているんだか、本当にでたらめな委員会になって

るんじゃないかという、そんな感じを受けて、読んでおりました。

これは委員長が、きちんとした進行をしてないという証拠でありますし、話がどんどんどんどん進んでいって、その途中で大熊議員と山崎議員の会話、発言があったわけで、厳しい発言をしたことは事実でありますし、大きな声か小さい声かは別問題として、そういう発言があったことは事実だと思います。

それで、この私の思うには、同じ委員会の中で、きちんとその場で、なぜ話ができなんだのか、ほかの委員の人たちもいる中で、そら発言はまずいでと、そういう発言は取り消してもいいよとか、そういうお互いに委員会の中で、そういう話ができなんだかというのが残念な、私の気持ちであります。

それで、大熊議員にお聞きをいたしますが、議長とも相談をして、この発議を出すという説明がありましたけれども、その議長と相談をしたときに、議長を介して、議長と同席して山崎議員と、その3人なりで話をして解決するということは、全く考えなんだかどうか、この動議を出すと、報道関係もおりますし、相当な労力が必要な状況になってくるわけありますので、そういう点で大熊議員には、そういう穏やかな、穏便な解決の仕方というのは考えなんだかどうか、お尋ねをいたします。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） いろいろ言い方はあろうかと思いますが、冒頭に申し上げましたように、開会3日の日の本会議終了後の委員会であります。そこで起きたことですが、私に対して、前段は除いて、私に対して出ていかっしと、出て行けと、テープを聞いていただいてもおわかりいただけると思います。

大きな声か小さな声か、言ったことは事実かもしれんけど、わからんという話ではなく、大きな声で言ったというのは事実であります。私も最初から懲罰動議ありきで考えていたわけではありません。

下へおりて、委員会が終わって下へおりて会計室の角で、先ほどの発言はまずいんじゃないかと、本人にただしたところ、俺の意見に合わなければ出て行ってもらうしかないじゃないかと、こういう意見でありました。

また、そのうちコーヒーでも飲みに行くで、こういう話だから、もう来られても困ると、コーヒーを入れる気持ちにもならんと、それで別れました。それで、反省の色も何もありません。私の発言したことに対して。

ほいで2日目、一般質問の提出日であります。私が一般質問を受け付けを終わって事務局へ戻りましたら、山崎議員が、そこにほかの議員と談笑しておりました。私と目が合いましたけど、何もしゃべりません。私に対して謝罪もありません。ほいで、まあそれでも思っただけで、3日目も待っておりましたが、何ら音沙汰ないと、この懲罰動議というのは、3日以内に申請をしなければできない。地方自治法でできないことになっております。

したがいまして、議長宛てに懲罰動議を出すわけですから、議長に電話で懲罰動議を出したいということで連絡をとりました。

午後、それは午前中に議長に連絡をとって、午後、事務局へ懲罰動議を提出したと、この文章については、事務局へ来てから、この懲罰動議の書類をいただいて、私がお場で書いたものであります。

和解ができないとかなんとか、私のほうから和解するつもりはありません。先方から、そ



れだけの激しい言葉をいただきながら、何らアクションがないということは、どう考えたらいいんですか。それでも、私のほうが和解しようという、逆に聞きたい。向こうから何のアクションもないのに、私のほうから歩み寄るといことはあり得ないことであります。

確かに、委員会の呈をなしてない部分あるかと思いますが、この議事録を見ても、最初に百瀬議員から、委員長質問なのですが、提出者はどういう方なのかという質問が百瀬議員からありました、この中で。

そこで、山崎議員が答えております。上農で知り合った先生だと、知り合ったレベルで、それだけで紹介議員になるのかと、それ以上の説明はありません。その後のことですから、後から説明しようと思ったって、先ほど山崎議員は、答弁の中で言うておりますけど、それは大分後のことです。むしろ委員長が聞くべき発言をですね、百瀬議員がしてるわけですね、ここで。議事録よく読んでいただければ、それで百瀬議員はわからないから、これはどういう方ですか、委員長って、こう聞いてあるわけですよ。

だから、この辺から狂いが生じてきたと。ただ、どんな狂いが生じててもですよ、言っていることと、悪いことがある。仲よくやることが議会じゃない。

議長（丸山 豊） 大熊議員、そのくらいで、相手はわかってくれると思いますので。ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

懲罰の議決については、南箕輪議会会議規則第108条の規定により、委員会の付託を省略することができないことになっています。

本件については、南箕輪村議会委員会条例第4条、第1項及び同条第2項の規定によって、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、それに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、南箕輪村議会委員会条例第5条、第4の規定によって、お手元にお配りした名簿のとおり、指名したいと思っております。

御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

懲罰特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

山崎文直議員の入場を求めます。

〔山崎文直議員入場〕

議長（丸山 豊） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午後 5時07分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

3 番 山 崎 文 直

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一	直	住民環境課長	唐澤英樹
副村長	原茂	樹	健康福祉課長	堀正弘
教育長	清水閣	成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	藤田貞	文	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊	彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	松澤厚	子	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛	秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	小澤久人
議会事務局次長	松澤さゆり

## 会議のてんまつ

平成30年12月13日

午前9時00分 開議

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

きのうに引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可いたします。

それぞれ、端的な質問、答弁に心がけてください。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） おはようございます。2回続けて最後の発言、質問というふうになります。きょうは1人ですので、頑張って質問をしたいと思います。よろしく願います。

それでは、まず初めに、昨日も私に関する事で、余分な時間を使わせてしまいました。申しわけございませんでした。

きょうの質問、3点について、一般質問をしたいと思います。

1番目の米の生産調整について、ことしの実績評価並びに来年以降の見通しということでございます。

米の生産調整、廃止元年と言われた30年度でした。今まで水田再編、減反政策等続いてきたわけですが、ことしから、いわゆる生産調整の面積につきましては、配分というか、これからは目安の数字ということで示されてきたわけでありまして、お米の7,500円の直接交付金というのが廃止になったということで進められてきました。村においても水田再編、農業再生協議会、それから村、JA等と一緒に、この政策を進められてきたわけでありまして、村としては戦略的作物ということで、麦や大豆、それから飼料用のお米、またブランド米としての風の村米だより、こういうものの促進を図ってきたわけでありまして、このいろんなお米等の作物も秋を迎えまして、収穫がほぼ終わった段階であります。これからは31年度、来年度に向けて、ことしの実績をもとに来年の計画が進められていくわけでありまして、ここで、ことしの生産の目安値に対する村の状況はどうであったという実績も踏まえて、村としての評価を今の時点でどう捉えるか。この辺について、まずお聞きをしたいと思っております。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えをいたします。米の生産調整の御質問であります。

米政策につきましては、今年度より、議員御指摘のように、国による生産数量目標配分が廃止され、かわりに国の米自給見通しを踏まえた上で、長野県再生協議会が地域の協議会へ目安値を提示する方針が変わったところであります。当初、農業者から不安視する声はあり

ましたが、今までの流れに沿った目安値が提示をされ、例年どおり、村農業再生協議会による地区への提示を行いました。目安値231.4ヘクタールに対し、米の作付面積は228.9ヘクタールとなり、需要に応じた生産ができたところであります。目安値を若干下回った、こういった生産になっておるところであります。これ、例年も目安値といいますか、配分量が若干下回っているような状況が続いておりましたので、例年どおりの状況となったのかなというふうには考えております。また同時に、米政策を転換いたしまして不安もあったところでもありますけれども、ほぼ従来どおりの方針の中でいけたということでもありますので、この辺は混乱もなく、経過がしたということでもあります。

また同時に、御指摘もありましたように、米の直接支払交付金が廃止をされました。それにかわりまして、村は独自の産地づくり事業ということで、風の村米だよりの作付や転作物では、特にソバの作付を推進したところであります。

結果として、風の村米だよりは14.5ヘクタールから23.65ヘクタールとなりまして、約これは1.6倍に拡大をいたしました。これは村の政策として風の村米だよりの生産をふやしていこうという、こういう方針のもとに、10アール当たり1万円、あるいは5,000円というような、こういった村の独自政策を行った結果となったということでもあります。

また、ガレット原料などの特に需要が多いソバは、単作では、14.3ヘクタールから1.1倍になる16.3ヘクタール、二期作では、3.6ヘクタールから約2.2倍になります7.9ヘクタールへ増加をいたしました。全体で17.9ヘクタールから1.4倍の24.2ヘクタールに拡大し、一定のこの部分につきましても、成果があったと感じております。しかし、ソバにつきましても、まだまだ需要に生産が追いついていないという状況であります。この辺はしっかりと、また取り組んでいかなければというふうに考えておるところであります。

来年度につきましても、需要と供給のバランスに配慮した米の生産と振興作物を中心に転作を進めていきたいと考えています。近々、長野県再生協議会の方針や地域協議会への目安値等が提示されてきますので、村の生産者の収益が少しでも上がるような、村農業再生協議会を通して、各関係機関と連携をしながら、十分に検討をしながら進めていきたいというふうに思っておるところであります。

総じて生産調整廃止元年という言葉が使われておりましたが、この年に当たりましては、村としては不安もなく、一定の成果があったのではないかとこのように捉えておるところであります。

以上です。

議 長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） ソバがかなりふえたんですけども、まだ需要の追いつかないということで、私も少しくっついてるんですけども、村の中でそんなに、追いつかないほど需要が多いのかなと少し驚いている状況ではありますが、風の村米だよりの順調なようでもありますけれども、あと来年度に向けて、何か新しい作物を取り入れるというような考えはありますでしょうか。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 新たな作物を取り入れていくということは、現段階ではまだ考えておりません。これから再生協議会に向けまして、幹事会等で議論になってくるというふうには思いますけれども、農業政策につきましても、新たなという部分については大変難しい

分野でありますので、その辺はしっかりと幹事会の中で議論がなされるのではないかというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 廃止元年でありました。これからまた長いこと農業政策が続いていくわけでありますので、今後とも、再生協議会、村、JAと連携をして進めていただきたいというふうに思います。

2番目の質問であります。

このブランド米、今も話が出ました。1.6倍の栽培面積になったということで、風の村米だよりは知名度が上がってきたのかなというふうに思います。これも当初は、神子柴の元東京農業大学の太田先生の発案等により、鶏ふん等を使った低農薬のお米ということで取り組みが始まって、ただ、収穫量がほかの品種よりも少し落ちるということの中で、当初は栽培面積が余りふえてこなかったという部分もありましたけども、関係者の長年の取り組みによって栽培面積もふえて、さらに知名度も上がってきたということで、これにはある一定の量を確保しなければならないという部分もありますので、これからも一定量を確保して、年間を通じて安定して販売ができるという取り組みが必要になってくるとかというふうに思います。

しかし、お米の世界だけで見ると、全国的にいろんなところで新しい品種、そういういわゆるブランド米の取り組みが始まっており、競争が激しくなっているというのも現実ではないでしょうか。そういう意味で、さらにこの風の村米だよりを南箕輪村のブランド米として推進をしていく。そういう意味では、販路の拡大という部分で、確実にこの販路が広がっていくという取り組みが必要だというふうに思います。

そういう意味で、現在は、埼玉県でしたか、1位のお米を売る会社を通じて販売をしているということのようでもありますけれども、これらをさらに広げるとかいう部分で、いわゆる行政としての応援策、こういうものはどんなのが考えられるのかなということでもあります。この点について質問をしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 米につきましては、御指摘のとおり、このブランド米というのはかなりふえてきております。全国各地でいろんな名前を考えながら、つけながら、米をどう売っていくかということで、かなり競争は激しくなっておる、そんな状況であります。

風の村米だよりの関係でありますけれども、あじーなで販売されている分以外につきましては、全て全農長野を通しまして、埼玉県の米卸売業者へ出荷をされております。30年産米につきましては、約110トンの契約が終了しております。そこからふるさと納税分、味工房分、都市部のスーパーマーケット等へ卸され、販売をされていくという、こういうことになっております。

29年産米につきましては、ふるさと納税での売れ行きが好調で、約58トンがふるさと納税での販売となり、お米が足りないという状況でありました。しかしながら、この制度につきましては、御承知のとおり、ことしの9月より、ふるさと納税の返礼品は給付金の30%以内とされ、本村でも30%以内としたところでありました。したがって、返礼品にお米を選択するお得感がめっきり少なくなったことから、ふるさと納税での販売というのは難しくなっ

ていくという、こういうことになります。したがって、ほかの販路の拡大ということも重要となってくるところであります。

村の支援策という、こういう質問でありますけれども、特段支援策というのは持ってないわけでありまして、JAや杉田商店であります、この埼玉県の卸業者、こういったところと連携をしながら、一緒に販路の拡大を図っていく必要があるというふうに思っております。

村は昨年、私自身、トップセールスということをして初めて行いました。農家や上農生と一緒にいった都市部でのそういった販売促進活動を展開していく必要はあるんだろうというふうに思っております。こうした活動の中から、都市部のスーパーマーケットや旅館などからの問い合わせがふえたという、こんな話も伝わってきておりますけれども、絶対量が少ない中で、スーパーマーケットの常設販売スペースの確保や旅館との取引までには至りませんでした。昨年は風の村米だよりが足りなかったという、こういう状況でありましたので、そういったところまでには至らなかったところであります。

しかしながら、トップセールスを行ったクイーンズ伊勢丹については、現在も販売が続いているということで、加えて先ほど申し上げましたように、30年産米につきましては、生産量が1.6倍にふえる見込みであり、米の絶対量の確保に努めながら、スーパーマーケットの常設販売スペースの確保による通年販売や取扱店舗数がふえるように、積極的に取り組んでいくことが必要であるというふうに感じておるところであります。

こういった面につきましては、先ほども申し上げましたように、新たな販路を広げるよう、JAや杉田商店と連携しながら積極的に販売イベントに取り組んでまいります。その応援を行政としてやってまいりたいと思っております。

また同時に、給食での利用につきましても、村で通常コシヒカリとの差額分を補助しながら月1回ペースで実施しておりますが、給食でも味も好評で、子供たちや保護者への認知度アップにも役立っております。そういったことで、あじーなでの販売も非常に好評だということでもあります。したがって、今後は、1カ月に提供する回数をふやすことも検討していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、さまざまな機関と連携をしながら販路拡大を図っていかねばと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3番（山崎 文直） 給食のところも好評だということで、私も自分のつくった米を兄弟の都会に送るところに送りますと、そこのお孫さんが信州のお米は大変うまいということで、たまに来てはおかわりをする部分があります。そういった好評な部分については、さらに伸ばしていくような努力が必要かと思っております。よろしく願いしたいと思います。

3番目ですが、ということで、風の村も1.6倍というようところで作付面積もふえているわけなんですけれども、現実、村の水田地帯とか農地を見回したときに、高齢化による栽培面積の減少とか、それに伴う担い手不足というのが、非常に現実化してるんだなというのを目にします。いろんなところで話するのは、息子さんがもう農業を継続する気がないというようなことで、親御さんもこれから農地をどうしてこうかというふうに悩んでいるという話もよく聞きますし、ここの村の中でも、住宅地の中の農地に太陽光発電の施設等



が非常にふえてきている。これも将来の農業経営の不安から、太陽光に転換をしていくということだろうというふうに思います。そういう意味で、担い手不足等については、さらに深刻化するのではないかなというふうに思います。

村でも、田んぼ体験隊で都会の方から水田づくりの経験をしてもらって、その中から担い手が誕生することを願いながら、また11月のJAの情報紙「る～らる」でも、農業インターン研修制度がとり上げられております。これもJAと行政機関が連携をしている事業で、この中では、85の方が就農をしているというような情報も出てます。努力してる部分は大変認められるわけですが、さらに担い手を確保していくという形の中で、村としてのこれからの計画、思いを質問したいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 担い手不足の質問で、インターン研修制度の質問でございます。

高齢化と担い手不足というのは、この問題は本村だけではなくて、これは全国的にも大きな問題となっております。村におきましても、御指摘のとおり、大規模で農業をしていた方が高齢のためにもうできないというような相談がふえてきております。担い手は減っても農地は減りませんので、これは何とかして、この課題の対応策を考えていかなければならないという状況となっております。

そのためには、まっくんファームやまっくん野菜屋などの法人に力をつけてもらうということが必要であるというふうに考えておるところであります。個人経営をやっている皆さん、ほんとに後継ぎがない、子供が農業をやらないという、こんな状況となっておりますので、何とか全体で支えていく方法というのを考えていかなければならないというふうに思っておるところであります。

今回、インターン事業による担い手育成という、そんな質問もありましたけれども、現在、7年ぶりにインターン事業に取り組みたいという若者も出てきております。また、上農生の中には、高校の授業や活動を通じて、農業に魅力を感じ、興味を持って、卒業後は農業をやりたいという、そういう生徒も出てきておるようであります。そんな状況をインターン制度に結びつけばというふうに考えておるところであります。

今回のインターンの希望者が1人出てまいりました。こんなことで、ほんとにこれはありがたいことだなというふうに感じております。この方につきましては、農業への憧れと活動の中から村の縁をさらに強くして、まっくん野菜屋での就労を前提にインターン事業に結びつけていったという、こんなことのようにあります。

これは、まっくん野菜屋の高齢化、担い手不足解消と田んぼ体験隊の経験で、村の農業法人などで働きたいと思う若者をマッチングできる、そんな仕組みになったというふうに考えておるところであり、非常に有効な取り組みだったなという評価をしております。村としてもできる限りの支援はしていきたいと考えておるところであります。

こういったいろんな農業体験を通じて、農業に興味を持っていただけるような若い皆さんが出てきていただくということ、これが必要でありますので、これからも田んぼ体験隊等々を通じながら、そういった取り組みをさらに拡大をしながら、結びつけていく必要性を感じておるところでございます。

こういった事例を見ますと、やはり本村にあります上農高校や信大農学部、こういったことの連携も必要かなというふうに考えておりますので、その辺も連携をしながらやってい

ければというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） インターンの希望者がお一人出たということは、大変喜ばしい話だなというふうに思います。なぜ担い手が減っていくかというのは、やっぱり農業に対する安定的な収入という部分も大いにあるかというふうに思います。インターンの希望者が出た場合には、何年間の安定した部分での財政的な支援、それから機械だとか、そういう部分についての補助制度を、さらに充実をした政策をお願いしたいところであります。

次に、大きな2番目の項目に移ります。

ワサビ田の後継者の減少で、栽培地の減少と景観が心配になるというタイトルで質問をしたいというふうに思います。

村で出してます信州大芝高原というこのチラシの中にも、村の大自然、恵みを丸かじり特産品ということで、先ほどの風の村米だよりも載ってますし、そのところにワサビも村の特産品ということで載っております。確かにこの南箕輪村のワサビは、面積的にはほかの市町村と比べてどうかという部分はわかりませんが、今までも飯田線に乗って西を見たときの、この河岸段丘にあるワサビ畑のきれいな姿、以前にありました景観のコンテストにも載ったかと思えますし、非常に緑のきれいなワサビ畑、特産品であるんですが、ここが現実、栽培者のそれこそ高齢化によって、いわゆる栽培そのものをやめてしまうという方もあらわれてきておりますし、後継者がいなくて将来が心配だということもあります。一部で有志のグループがワサビ畑を借りて、少しずつ栽培をして、軌道に乗ればもう少しふやしたいなということもあるようですけども、まだまだかつてのワサビ畑を全部取り戻すというところには至っておらないということでありました。私も久しぶりにこの下田のほうのところを見てみると、北は久保から、南は神子柴の周辺まで、かつてはワサビ畑が多く広がっていたわけですけども、確にかつてワサビ畑だったところが、今は竹やぶになったり、雑木が生えてきているというところで、改めて大変なことだなというふうに思いました。

ということで、ワサビ畑を守るということについては、特産品を守るということもありますし、景観も非常に大事な。それから、防災上についても傾斜地でありますので、これが放置されることによって、防災上についても心配な部分があるかというふうに思います。

そういう点で、1番目の質問でありますけども、現実に栽培者が少なくなってきたという部分では、例えば有志による栽培地を維持していくというような部分について、募集をするとか、声をかけ合うとか、地区の中で希望者を募るとかというような形など、行政としての担い手対策が何かとれないかなというふうに思うわけですが、これについての質問をしたいと思えます。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ワサビ畑の質問であります。現在、村では、久保、塩ノ井、北殿、南殿の田畑地区にワサビ畑があり、村でも、この平成28年度にワサビの伝統野菜化を検討するために、信大の松島先生に研究をしていただきました。結果としては、伝統野菜化は難しいということにはなってしまいました。ほんとに南箕輪のワサビ、昔はよく安曇野へ行っているというような話もよく聞かれましたけれども、そのことが伝統という部分の立証は難しいという、そんなことが原因であったというふうに聞いておるところであります。

その際でありますけれども、村内のワサビ生産者4軒を対象に意向調査をさせていただきました。ワサビ畑の生産者につきましても高齢化が進んでおります。意向調査をした結果、後継者を探してほしいという意向は1件あり、その際は、幸いにも村内の40代の農業者1名が本格的に参入をしていただき、南殿の荒廃ワサビ畑を解消していただきました。今後もその方については、生産拡大が期待できると思っております。しかしながら、そのほかの3名の生産者につきましては、やはりこれも高齢化ということで、70代、80代という年齢となってきております。先日、そのうちの1名から、後継者を探してほしいとの相談があったところでもあります。

御指摘のとおり、このワサビというのは、どこでもできる作物でなく、特産品として販売することに有利な作物であるということは、そのとおりであります。村内で生産されたワサビが東京などでブランド品として取引されている方も、そういった方もいるわけありますので、ほんとに有利な作物であるということは変わらないわけあります。また、景観上からも非常にすぐれた景観を保っております。しかし、なかなかやってみたいという人は出てきていないところであります。有志による取り組みなど、具体的な動きは把握していないというのが実態であります。

村で募集をしてという、こういうことでありましたけれども、これはなかなか難しいんだろうなというふうに思います。いわゆる一番簡単な農業と申しますか、米、稲作ですら高齢化が進んで担い手がいないという、こういう状況の中で、ワサビをやってくれる人がほんとにいるのかどうかというのは、これは難しいなというふうに思っております。

村内の比較的若い人が参入していただいたということでもあります。そういったことを足がかりにしながら、どういった施策ができるかというのはこれから検討していく必要があるというふうに思っておりますので、その点はまた検討してみたいと思っておりますが、大変難しいということも申し上げておきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 稲作ですら高齢化の中でワサビは難しいって、確かにそのとおりであると思います。ということで、後継者を見つけるというのは大変かな、それを専業にしてやるということはかなり大変だなという部分は私も思うわけあります。例えば地区ごとにその景観を守ろうという中で、田んぼ体験隊ではありませんけれども、よそから農泊の皆さんを招くとかいったときに、ワサビ畑での体験も少し取り入れるとか、久保や塩ノ井とか、地区ごとにそれぞれワサビ畑がありますので、そこを地区の皆さんがこういう実態だよということをお知らせして、地区ごとに有志で、最初は趣味程度から始まって、この緑を守るという部分も含めて、このワサビ畑を守るためにみんなで少しずつ力を出さないかというような声かけ、そういう情報を広く発信して取り組んでいくっていうのも一つの方法かなというふうに思いますので、このまんま緑のすばらしいワサビ畑が荒地になってしまうのも非常に心配ですので、少し気楽に参加できるようなイベントみたいなのも取り上げながら、こういったワサビ畑を守ろうという活動に生かせないか。この辺について、また検討をしていただきたいなというふうにも思います。

それでは、3項目めの質問に移ります。

水道法改正に伴う影響はということでもあります。

先日の12月6日でしたか、水道法が国会で通りました。これからいよいよ改正された分が始まっていくわけですが、水道法の中では、水道事業については、原則市町村が経営をしていくということがうたわれております。なぜかといえば、これはもちろん、命の水を安定供給したり、水質を確保するためには、やはり公共性のもとで運営をしていくということが、その原則に求められているためだというふうに思います。そこにこれから本格的にどうか、その設備、施設等については自治体で所有しながら、運営については民間に、法案の中では売却というふうにもうたわれておりましたが、そういうことが一つの柱の法改正だというふうに思います。

これで一つ心配するのは、今までどおりの水の安定供給ができるのかなというのが一つ心配なんですけれども、いろんなニュースの中で言われているのは、欧州あたりではかなり民営化が進んでいて、イギリスあたりでは、最初はきれいな水の提供や料金が下がるというふれ込みだったんですけども、25年で逆に3倍の水道料金になってしまったということで、再び公営化になった事例がかなりあるということで、世界中で見れば37カ国で235の都市が再公営化になったということが報道をされてました。

ただ、そこで問題なのは、再公営化するときペナルティーの違約金等を払わなくてはならないケースが出てくるということで、なかなかこれは厳しい法律のことだなということを考えてます。これが日本にとってどうなるかという部分が心配です。

1番目の質問でありますけれども、この運営を民間に移すことができるということが一つの柱ですけども、これが導入されれば、例えばこの村でも将来検討するということの考えは起こり得るのだろうか。現在も村では、水道事業、下水道事業も企業会計のもとで順調に進んでおります。確かに小さいとこの自治体でいけば大変だと思いますけども、こういったところ、法律の改正を村に当てはめたときに、将来的にはどんなことが考えられるんだろうというのを一つ目の質問として、お答えをいただきたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 水道法の改正に伴う質問であります。

御指摘のように、さきの国会において、水道法の改正案が可決されました。この水道法の改正の趣旨につきましては、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人手不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図る、こういったことが目的となっております。

今回の改正によりまして、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しながら、厚労大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業に設定できる、いわゆるコンセッション方式の導入促進ができるようになったところであります。

この方式につきましては、今、議員御指摘のとおり、海外では民営化というのも進んでおるわけでありまして、逆に料金がかかなり高くなってしまったとかいろんな状況がありまして、民営化をしたところがまた再公営化をしたというような、そんな話が報道をされてたところでございます。

国内でも幾つかの自治体がコンセッション方式の導入を検討しているということは、そんな情報もあるところでありますけれども、一方では、災害復旧の最終的な責任というのは、自治体が負わなければならないといった状況などもあるようであります。県内でも民営化といますか、そういったところも出てくる、議論としてされているというような報道もなさ

れているところであります。

上伊那管内でも、水道料金の収納や開閉栓の窓口業務などは民間に委託している市町村もあります。そういったところはあるけれども、水の供給本体を委託するということは、今のところ出てきていないところであります。

この水道事業者の使命というのは、水道法の目的にもありますように、きれいな水を安全な水をより安定的に安く供給をしていくというのが目的でありますし、そうすべきだというふうに思っておるところであります。

村は将来にわたってどうなのかという質問がありましたけれども、私の考え方としては、一部そういった窓口業務だとか、開閉栓だとか、そういったものは委託というのものもあり得るというふうに思っておりますけれども、水道水供給本体の分野は委託すべきではないというふうに考えておるところであります。これは私の考え方でありますので、首長がかわればまた考え方も変わってくるという、そういうこともあり得るというふうには思いますけれども、私の任期中はそういったことは全く考えておりません。また、水道水というのは住民生活に直結するものでありますので、こういったものはやはり公営的に運営をしていくのがいいんじゃないかというふうには思っておるところであります。

また、その他の改正案の柱でありますけれども、責任の明確化だとか適切な資産関係の推進、昨年度策定いたしましたこういったことにつきましては、経営戦略を基本に、財政状況を見きわめながら、引き続き適切に対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。村への影響は当面はないというふうに申し上げておきたいというふうに思います。以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 村長としては、今のところ、そういった考えはないということで一安心という部分もありますけれども、ということで、経営戦略と、それから計画の中で、村の水道施設の更新も続いています。そのことも優先的にしていただいて、安定な供給をお願いしたなというふうに思います。

2番目の項目でありますけれども、この法改正のもう一つの柱の中で、広域連携ということもうたわれています。上伊那では、8市町村のいわゆる懇談会という形で始まっているという、前にも答弁がありました。そういう中で、将来的に例えば上伊那で一本化の水道の運営というのがあり得るのかどうか。この広域連携というのは、県が主導してということでしょうか、という意味で、これもつい数年先ともいうわけではありませんけれども、上伊那でそういう部分にも影響が出てくる可能性があるのかどうかという部分についてお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 上伊那での影響という、こういうことでありますけれども、今回の水道法改正によりまして、広域連携に関する協議への直接的な影響はないというふうには思っております。

南箕輪村におきましては、水道事業、ほんとに健全経営がなされております。県でも広域化という、こういったことも検討をということでありますけれども、これは人口減少に伴う部分がより大きいという、こういうことであります。将来的に人口がどんどん減ってくれば、こういった広域連携というのも視野に入れていかなければならないという、こういうことに

なろうかというふうに思います。そんなことも踏まえまして、昨年度、上伊那圏域水道事業広域連携検討会というのが発足をいたしました。この検討会が協議会の設置にかわる、そういったことが考えられていくのかなという思いもあるところでありますけれども、村を含めまして、今、5市町村で上伊那の企業団というのを、県を含めまして設置をしております、安定的な水の供給というのはできておるわけでありまして、経営もかなり健全化がなされおるところでありますので、当面こういった議論にはならないというふうには考えておるところでございます。

人口が減少して、それぞれの市町村の水道事業運営というのが厳しくなれば、当然広域連携ということは出てくるんだろうというふうに思っております。その際におきましても、前段で申し上げましたように、水道水は民間に、私は本体部分は委託すべきではないという、こういう考え方を持っておりますので、そういったことは話していきたいというふうに思いますが、当面はそういう動きは出てこないだろうというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 村の水道の90%が水道企業団からの水ということで、安定供給にも寄与しているということでもあります。そういう点で、当面この村としては、安定したきれいな水を責任持って公営のもとに進めていくということを回答いただいたというふうに思いますので、これからもひとつ安心・安全な水を供給ということで取り組んでいていただきたいなことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（丸山 豊） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

これで一般質問を終わります。

あす14日の会議は、議事の都合により、特に午後2時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午前9時49分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日 (金曜日) 午後 2 時 0 0 分 開議

第 1 諸般の報告

第 2 議案第10号～第13号

提案～審議

第 3 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)

第 4 発委第 1 号

提案～採決

第 5 議案第 1 号～ 8 号、10号～13号

討論～採決

第 6 懲罰特別委員長報告

第 7 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	唐澤英樹
副村長	原茂樹	健康福祉課長	堀正弘
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	藤田貞文	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	松澤厚子	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	小澤久人
議会事務局次長	松澤さゆり



## 会議のてんまつ

平成30年12月14日

午後2時00分 開議

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案並びに意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） 議会運営委員会から御報告を申し上げます。

本日、追加議案、意見書案が提出されたことに伴いまして、先ほど議会運営委員会を開催させていただきました。次のように決定をいたしましたので、これから御報告を申し上げます。

村側からの追加議案4件、議会運営委員会から議案1件の審議を、本日の会議日程に追加させていただきます。なお、監査委員より定期監査報告書が提出されております。これを諸般の報告として日程に追加させていただきます。また、懲罰特別委員会より審査結果報告書が提出されておりますので、懲罰特別委員長報告として日程に追加を、これもさせていただきます。

以上で、議会運営委員会よりの報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、追加議案4件、発議1件、諸般の報告、懲罰特別委員長報告を、本日の会議日程に追加します。

日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第10号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、本年8月に、国家公務員に対して行われました人事院の給与勧告を受け、国において給与法の改正が行われたので、村の一般職の職員及び常勤の特別職の職員並びに村議会議員に対しても、給与、手当等の改正を行うため提案するものであります。

なお、本案につきましては、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の、3条例の一部改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤田総務課長。

総務課長（藤田 貞文） それでは、議案第10号の細部説明を申し上げます。

村長の提案理由にございましたとおり、国におきまして、人事院の国家公務員に対する平成30年度の給与等に関する勧告に基づき、給与法の改正が行われました。本村では、従来から、国の人事院勧告を尊重してきた経過もございますので、今年度も同様に給与等の改正を行うため、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を初めとし、常勤の特別職及び議会議員の期末手当に関する条例につきまして、同様に改正を行うものでございます。

なお、関係する3条例を本年度分と来年度分の2回に分け改正をいたしますので、第1条から第6条までの別の条例改正とさせていただきます。

それでは、各条項に基づきまして、新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、議案の9ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

初めに、第1条関係の南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

この改正は、今年度の一般職の給与を改正するもので、公布の日から施行するものでございます。

第24条の改正であります。宿日直勤務の手当の額を、4,200円から4,400円に引き上げるものでございます。第30条の改正は、12月に支給する勤勉手当の支給率を0.05カ月引き上げ、100分の95とするものであります。また、第2号では、再任用職員につきまして、0.05カ月引き上げるものでございます。

また、おめくりをいただきまして、10ページ以降の別表第1につきましては、一般職の給料表でございます。1級の初任給を1,500円、若年層を重点におきまして、1,000円から400円の範囲で引き上げをするものでございます。

続きまして、少し飛びますが、15ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

第2条関係の南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第1条関係と同じ条例名となりますが、第2条関係は、来年度、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第27条の改正は、期末手当の改正でございます。この改正につきましては、年間の支給月数の改正はございませんが、6月と12月に支給する月数が異なり、12月に支給する月数が6月の支給月数を0.15カ月上回っているものを均等に配分するため、12月の支給月数を0.075引き下げ、6月の支給月数を0.075引き上げ、それぞれの月の支給月数を1.3カ月、100分の130にそろえて改めるものでございます。また、第2号では、再任用職員につきましても同様の措置を行うものでございます。

第30条の改正につきましては、勤勉手当の改正になります。おめくりをいただきまして、16ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

初めに御説明をいたしました。第1条関係では、本年度分としまして12月の支給分で

0.05カ月を調整させていただきますが、来年度は年2回の支給に配分して調整し、12月分の支給月数を0.025引き下げ、6月分の支給月数を0.025引き上げ、それぞれの月の支給月数を0.925カ月、100分の92.5にそろえて改めるものでございます。また、第2号では、再任用職員につきましても同様の措置を行うものでございます。

続きまして、第3条関係の南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

この改正につきましては公布の日から施行するものであります。

第5条は、議員の期末手当を0.05カ月引き上げる改正でございます。本年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整させていただきますので、100分の172.5を100分の177.5に改正するものでございます。

続きまして、17ページをごらんいただき、第4条関係の、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

第3条関係と同じ条例名となりますが、この改正につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

同様に、第5条におきまして、議員の期末手当の改正を行うものであります。本年度につきましては12月に支給する期末手当で調整させていただきますが、来年度は年2回の支給に配分して調整し、さらにもともと6月と12月の支給月数が異なり、本年度の改正におきまして、12月に支給する月数が6月の支給月数を0.2カ月上回るというものを均等に配分するために、12月の支給月数を0.1引き下げ、6月の支給月数を0.1引き上げ、それぞれの月の支給月数を1.675カ月、100分の167.5にそろえて改めるものでございます。

続きまして、第5条関係の南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正でございます。

この改正につきましては、公布の日から施行するものであります。

第2条の改正でございますが、特別職の期末手当の改正であります。同様に0.05カ月引き上げるものであります。本年度につきましては12月に支給する期末手当で調整させていただきますので、100分の172.5を100分の177.5に改正するものでございます。

続きまして、おめくりいただき、18ページをごらんください。第6条関係の、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正でございます。

第5条関係と同じ条例名となりますが、この改正につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2条の改正であります。特別職の期末手当の改正でございます。本年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整させていただきますが、来年度は年2回の支給に配分して調整し、議会議員と同様に6月と12月の異なる支給月数を均等に配分しまして、それぞれの月の支給月数を1.657カ月、100分の167.5にそろえて改めるものでございます。

それでは、7ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

第1項は施行日ですが、先ほど各条項にそって申し上げましたとおりであります。

第2項は、第1条の給料表の改定は平成30年4月1日から遡及適用するというものでございます。

第3項は、一般職の勤勉手当の率及び議員特別職の期末手当の率の改正につきましては、平成30年12月1日から遡及適用するものでございます。

また、第4項は、平成30年4月1日の給料表の切りかえ日前の異動に伴う給料表の調整でございます。

おめくりをいただきまして、8ページになります。

第5項及び第6項は、一般職、議員及び特別職の遡及適用における内払いの規定でございます。

第7項は、規則への委任事項となります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

これは人勧によるものということで、それに準じて改正するものでありますけれども、給与に関することですので、職員労働組合との協議はその都度しているのかどうかをお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田総務課長。

総務課長（藤田 貞文） この今回の給与改定につきましては、組合からの申し入れの要望もございまして、協議をして済んだものとなっております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この中身について申し上げることはありませんが、この宿日直の際に、祭日に日の丸の掲揚が時たま忘れられているというケースがございます。これを施行したところは頻繁に忘れることがあったんですが、ここのところずっとそういうことがなくて、私も気になりますので、祭日は一度は役場の前を通るといような、私の家庭でも日の丸掲揚しておりますが、ぜひ村でも祝日には日の丸掲揚ということになっておりますので、その点ひとつ、しっかり確認をお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 藤田総務課長。

総務課長（藤田 貞文） 祭日の前に、時間外勤務手当出てまいりますので、その際に、特に連休中等掲揚を忘れてしまう場合もございまして、また担当のほうからしっかりとその時点で確認をするようにさせていただきます。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第11号、平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告による給料表等の改定に伴います、職員、議員及び特別職の給与費等の補正が主なものであります。

予備費から調整を行いますので、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第11号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の細部説明を申し上げます。

人事院勧告に基づきます国家公務員の給与の改定に準じて、村職員の給与の改定をするため補正するものが、主なものでございます。

給与改定の内容につきましては、議案第10号の御提案の際御説明を申し上げましたので、省かせていただきたいと思います。

本補正予算は、歳出1款から10款まで各項目で増減がございますが、いずれも給与費関係のみでございますので、事項別明細書につきましてはお目通しをいただくことといたしまして、給与費明細書により一括して御説明をさせていただきたいと思います。

予算書案の17ページをごらんいただきたいと思います。

まず1、特別職の表の一番下、比較の欄をごらんいただきたいと思います。特別職につきましては、期末手当を人勧に準じて改訂することとし、それぞれ増額をするものでございます。

次に18ページの、一般職でございますが、上段の（1）総括の表、この一番下になりますが、やはり比較の行をごらんをいただきまして、職員数が1減となっておりますが、年度途中で退職がありましたので、これによるものでございます。

次に給料でございますが、給与改定により増額が必要となりますけれども、中途退職あるいは育児休業等により不用となる額がございますので、差し引きによりまして423万8,000円の減額ということでございます。

次の職員手当につきましては、内訳としてその下、二重山括弧の《職員手当の内訳》の表がございますのでごらんいただきたいと思います。

このうち、3列目になりますが、勤勉手当及び一番右の列、宿日直手当につきましては、今回の給与改定に伴うもの、また右から3列目の時間外手当の増額につきましては、本年度2度の台風通過に伴いまして災害対応する場面ございましたので、これによるものということで、それぞれ主な要因となっておりますのでございます。そのほか期間中の職員の扶養等の移動によりまして、補正をお願いするものでございます。

もう一度、上の（1）総括の表にお戻りいただきまして、共済費の増額が給料及び期末勤勉手当の増額に伴い、共済組合負担金が増額するものでございます。これによりまして、給与費全体では732万3,000円の増額ということになりますが、1枚戻っていただきまして、16

ページになります。14款予備費で調整させていただき、予備費を同額の減額というふうにいたします。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） これから、議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第12号、平成30年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「平成30年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員の給与改定等に伴い、収益的支出において、職員の給料等を21万4,000円減額し、水道事業費用の総額を2億6,820万4,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、議案第12号の細部説明を申し上げます。

ただいま申しましたように、職員の給与改定等によりまして、予算の補正をお願いするものでございます。

予算書1ページをごらんください。

第2条、収益的収入及び支出の支出、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用で、21万4,000円減額して、第1款、水道事業費用の総額を2億6,820万4,000円に補正するものです。

内容につきましては、4ページの予算実施計画明細書をごらんください。

収益的支出の01款、水道事業費用、01項、営業費用、05目、総係費、8005総係事業の人件費にかかる費用といたしまして、02節、給料から、10節、負担金まで、それぞれ変更をお願いするものでございます。特に03節、手当につきましては、職員の住宅手当の不用額として29万7,000円を減額するものでございます。

なお、職員の給与改定に伴う給与費明細書につきましては、5ページ、6ページに掲載がございますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費とて、職員給与費を21万円9,000円減額して、2,639万3,000円とするものでございます。

以上、議案第12号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第13号「平成30年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「平成30年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員の給与改定等に伴い、収益的支出において、職員の給料等を3万6,000円増額し、下水道事業費用の総額を6億3,518万4,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、議案第13号の細部説明を申し上げます。

本件につきましても、職員の給与改定等によりまして、予算の補正をお願いするものでございます。

議案書1ページでございます。

第2条、収益的収入及び支出の支出、第1款、第1項、営業費用で、3万6,000円を増額して、下水道事業費用の総額を6億3,518万4,000円とするものでございます。

内容につきまして、予算書4ページの予算実施計画明細書をごらんください。

収益的支出、01款、下水道事業費用、01項、営業費用、04目、総係費、9407総係事業の人員費にかかる費用といたしまして、02節、給料から、第10節、負担金まで、それぞれ増額をお願いするものであります。

給与費明細書につきましては、5ページ、6ページに記載がございますので、別途お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を3万1,000円増額して、2,049万円とするものでございます。

以上、議案第13号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

日程第3、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

小坂総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 総務経済常任委員会の陳情審査の結果を、本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告します。

なお、この5つの案件につきまして、我々総務経済常任委員会、12月3日のこの12月議会初日に委員会を開催したんですが、その中で、事後に継続審査や趣旨採択、一部採択の評決の仕方につきまして、私、委員長としてちょっと取り違えていたことが判明いたしましたので、委員の皆さんには大変申しわけありませんでしたが、12月14日、再度お集まりいただきまして、また修正というか評決を取り直す必要があるものにつきまして取り直しましたので、そういったことを含めまして御報告いたします。

それでは陳情第7号「沖縄に寄り添う米軍基地の負担軽減は、辺野古新基地建設の中止が唯一の解決策です」という件名につきまして、審査結果は不採択でありました。それでこの不採択につきましては、私以外の4人の委員さん全員が不採択でありまして、主には現状の国の施策に賛成しているということが主なことであり、また沖縄県民の現状に至っては、本当に昨今の報道等もあります。そういった県民の民意を考えると気の毒と思われることもあるが、現実この日本の国防において米軍が駐留している現状を、米軍の例えば駐留をやめさせるといったような極端な解決をしない限り、この今回の陳情にそぐうことはできないだろうというような意見等ありまして、不採択となりました。

続きまして、陳情第8号「消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」につきまして、審査結果は継続審査でありました。これにつきましては、まず討論の中で採択の声は、10%になる、消費税が10%に上がることでGDPが下がるおそれがあると。また、景気がダウンしてしまうと。それで、例えば村の商工会さんに属する事業者さんの多くの声が、今回、現在政府が進めているといえますか検討している軽減税率やポイント制、もう本当に複雑な税制のまだ先も見えない内容が、本当に事業者にとって負担であり、事業者としてはとんでもない迷惑というか、そういうような声が多く聞こえるということで、お1人の方は採択を訴えました。また、不採択を訴えた方もおられましたが、継続審査の声が出ましたので、継続審査の声は、主には10%はやむを得ないと考える中で、ただ先ほども申しましたその税制の複雑さや、またその税の使い道ですね、目的や趣旨が定まっていらないように、今のところ用途が不鮮明だというような声がありまして、継続を求める声がありましたので、継続について評決をした結果、継続が2名、継続を希望しない、手を挙げない2名があつて、2対2ということで、委員長が継続に手を挙げまして、継続3名ということで継続審査といたしました。

続きまして、陳情第9号「国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書」は、趣旨採択でありました。

以下、9号、10号、11号につきましては、村側は御存じのとおり、この3つの陳情書は、村へも直接陳情書が上がっているという内容であります。

まず9号の趣旨採択につきましては、趣旨採択がお二人、あとは建築業の関係の、建築士会の関係から上がっている声ということで、採択すべきというお二人の討論もありましたが、趣旨採択の声がありましたので、趣旨採択2人おられた中で、また委員長が趣旨採択ということで、趣旨採択3名による趣旨採択と決定いたしました。

続きまして、陳情第10号「最低制限価格の設定に関する陳情書」につきましては、趣旨採択です。こちらにつきましても、採択すべきというお二人の声がありました。ただし現状としては、この陳情で訴えられている内容を果たしてこの南箕輪村という行政、状況でそれを対応できるだろうかという現状もあるということを鑑みまして、趣旨採択の声がありました。



これも趣旨採択2人プラス委員長、私が趣旨採択ということで、趣旨採択に決しました。

最後、陳情第11号「耐震診断・耐震改修に関する陳情書」につきまして、これは全員が、趣旨には賛同できる、一部採択ということで、趣旨採択4名で趣旨採択いたしました。

なお、先ほど申しました9、10、11号の3件につきましては、村へも直接陳情が上がっておりますので、委員会としての附帯意見といえますか、陳情の趣旨一部には賛同できる内容もあるので、できましたら当委員会からは村側に、ぜひこの陳情の内容を十分、深い意味でくみ取ってほしいという意見がございました。

以上で、総務常任委員会の陳情審査の報告を終わりにいたします。

議長（丸山 豊） ただいまの委員長報告に対する、陳情7号「沖縄に寄り添う米軍基地の負担軽減は、辺野古新基地建設の中止が唯一の解決策です」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

反対ですか、賛成ですか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 反対ではないです、賛成なんですけれども。結論に対してね。

8番、三澤です。ちょっと今、言い方がどちらにしたらいいのかわからないんですけれども、この陳情でありますけれども、この「平和って何だ・伊那谷」の代表の角さんが出しておるものでありまして、「沖縄に寄り添う米軍基地の負担軽減は、辺野古新基地建設の中止が唯一の解決策です」という内容で、書いてある内容については、言っていることは理解できるわけでありますけれども、これをどうしろということについて言いますと、これは本来陳情の体をなしていないという、私は思いをいたしておりまして、本来陳情ではないので、受けるべき内容ではないと、受けるべきじゃないというか、配付程度のものかなというふうに思っております。この陳情の出し方がそもそもおかしいのではないかという、私は思いをしております。ただ、沖縄の現状を見ますと、きょう何が何でも埋め立てを強行するという様子の中で、県民がもう繰り返し反対、新基地や建設反対を訴える県知事選も含め、総選挙も含め、いろんな選挙でもそういう結論が出ているにもかかわらず、国策だといって強行するのはいかなものかという、もう少し話し合いを続けるべきではないかという思いをいたしております。

ですけれども、この陳情に関しては、そういうわけで陳情の体をなしていないので、賛成できないということでもあります。反対ではないです。

議長（丸山 豊） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論を終わります。

陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立少数、ありません。起立者はおりません。

したがって、陳情第7号は、不採択とすることに決定しました。

委員長報告に対する陳情第9号、「国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第9号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

この陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。この陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第9号は、趣旨採択とすることに決定しました。

委員長報告に対する陳情第10号「最低制限価格の設定に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第10号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第10号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

この陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、陳情第10号は趣旨採択とすることに決定しました。

委員長報告に対する陳情第11号「耐震診断・耐震改修に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第11号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第11号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

この陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、陳情第11号は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願、陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。  
唐澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（唐澤 由江） 福祉教育常任委員会に付託されました請願第3号「上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願書」について、議会会議規則第91条第1項の定めにより、審査の結果を報告します。

審査は12月5日に行いました。採択すべきものの意見として、来年2月という拙速な再編は決定をすべきでない。住民が参加できる意見を聞く会を開いてほしい。不採択とすべきものの意見として、広域連合とは関係ない小規模団体が反対している。生徒数が激減する、その中で高校が義務教育化している中で、地方議会が言うことではないというものがありました。

採択の結果、採択すべきものに賛成、反対同数であったので、村議会委員会条例第13条第1項の定めるところにより、委員長が決するところの不採択とすべきものと決しました。

続いて、陳情第6号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情」書の審査をしました。

陳情書に書かれた内容の根拠が不明確であるとの意見が多く、採決の結果、全員賛成で継続審査と決しました。

以上、報告を終わります。

議長（丸山 豊） 委員長報告に対する請願第3号「上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

今の委員長報告の中で、私がちょっと聞き間違えたのかちょっと確認をしたい件と、もう1件お尋ねいたします。

まず、福祉教育常任委員会さんの審議日は12月5日と今、聞こえたんですけど、3日だったのではないのでしょうかということと、もう1件です。今回は皆さん御存じのとおり、福祉教育常任委員会さんの今回の2つの請願、陳情に関する審議は、議事録を拝見する機会がありましたので、傍聴席におられる皆様にもわかられている状況だと思うんですけど、そこで幾つも挙げるときりがないので1点だけ、お手元にある方はごらんいただきたいと思います。

委員会の会議録の11ページ、それまでずっと拝見する中で、本来請願、陳情の進め方、委員会の審議の仕方、ルールとして、委員長は質疑が終わったときは討論に付し、つまり質疑の次に討論をして、その終結の後評決に付すると、そういう決まりがあろうかと思えます。そこで、済みません、11ページの末尾、下から9行目ぐらいから、とある委員さんが「委員

長、進めてください。」以下朗読します。委員長が、「済みません、ということで審議は終わりにさせていただきます。」副委員長が「終わりってどういうこと。」委員長、「私はこれを上げたくないということで、3対2です。」委員、「とっていないじゃないですか、正式にとってください。」委員長、「正式にとります。ではこれを、請願を上げるという人。」委員が、「はい。」というふうな流れになっておりまして、先ほど申しました、委員長は質疑が終わったときは討論に付し、その後評決ということで、その前段を見ても、討論が終わったのかわかりませんが、評決もいきなり委員長の御自身の意見の表明ということで、これ、いわゆる村議会委員会条例13条2項、委員長は委員として議決に加わることはできない。また村議会委員会条例13条1項、委員会の議事は出欠委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。この委員会条例に、大変申しわけないんですけど、今回の委員長の調査の進め方、いわゆる条例に規定された規律を乱し、これらに違反しているということで、下手をすると懲罰に値するような、そういうようなことをしてしまっているように見えた。ちょっときつい言葉で恐縮ですけど、今回は皆さん御存じの問題にも発展いたしておりますので。

そこで委員長にお尋ねいたします。この進め方で、いつも違う件でこの進め方について、間違っているんじゃないですかという質問をさせていただいたときに、委員長さんは、真摯に、信念をもってやっているというような発言を本会議場でされていますので、ちょっとその、それが信念を持ってやっているのとルールを間違えるのは、話が違うのかなと思います。

御答弁お願いいたします。

議長（丸山 豊） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 御指摘のとおり、会議の運営は雑然としていたと思います。申しわけありませんでした。

審査の結果は報告のとおりです。御指摘につきましては厳粛に受けとめ、以後このようなことのないよう、委員会のルールにのっとり進めるようにいたします。

期日は3日です。すみません。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 今のお言葉で、十分と捉えたいので、蛇足になって恐縮ですけど、私も先ほど申し上げたとおり、委員会の進め方、16年議員やってまして、まだ委員会の進め方を完全に理解していなかった自分の反省もありましたので、お互い委員長を務めている立場ということで、その責務も大切、大事だと思います。互選によって選ばれた委員長をお互い果たしておりますので、今後、今回、我々の任期ももうあと3月議会までというところですけど、今後の委員会運営において、このルールというか決まりにのっとり運営をしていただきたいと思いますし、先ほどちょっと説明を落としてしまったので、ちょっと蛇足で本当に申しわけない、蛇足で申し上げますが、さっき質疑が終わった後討論に付し、その後評決をすべきっていう流れをもし乱してしまうと、その前にあります「議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできない」と。だから質疑の中では、自己の意見は述べてはならないのに、大変恐縮なんですけど、今回の貴委員会の進め方の中では、いわゆる討論のような、質疑と討論がごちゃ混ぜになっていて、細かいことを言えば、必然的に委員会内の委員さんがその自己の意見を質疑のときに述べてしまうような規則違反に、委員の皆さんを抵触させてしまうおそれ、危険性があることだったと思います。

そういった意味で、今後の委員会運営について御意見をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐澤議員、唐澤委員長。

6 番（唐澤 由江） 確かに、質疑とフリートークがちょっと一緒になっておりまして、出し尽くしてはいただいたんですが、確かに運営は雑然としておりました。今後気をつけたいと思います。

補佐していただくように、今後もよろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

これから、請願第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8 番、三澤です。

この上伊那の会から、「上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願書」について、採択すべきという討論をさせていただきます。

今の小坂議員のほうからもありましたように、この再編に対する討論につきましては、委員会のあり方が今問われているというふうに思いまして、次の、最後のほうで出てくる問題まで起きてしまったわけでありまして。この委員長の進め方の、そもそも提出、請願者とそれから紹介議員がありますけれども、まず最初に紹介議員から説明を求めるべきだったというところが、もうそもそも間違いがありまして、議論全体を見ていただければ、とても恥ずかしい内容だったと思って、私自身も反省しているところでありまして、高校再編の内容につきまして、ですから、十分に議論ができたというふうには思っておりません、委員会の中で。

ちょっと長くなりますけれども、その部分をちょっと補いながら討論したいと思います。高校再編につきましては、この会4回の協議会が終わったところでありまして。私はできる限り協議会の傍聴をしてきましたし、住民の意見や同窓会の意見聴取のときにも参加してまいりました。そういう中で、この議論が始まる前に、冗談ではありますがけれども、同窓会がなくなって、弥生と伊那北が一緒になるというような、笑い話のような問題ではないというふうに思っております。

今の保育園年長さんぐらいから下の子供たちが高校生になったときに、自分たちの地域の高校の姿がどうなっているかという問題だというふうに思います。学びの改革と称して、県教委はその中心は高校再編を地域で決めさせ、地域の意見を尊重した形をとるために、12通学区に協議会を設置することを進めてきました。日程では、2020年に再編整備計画策定をし、一次分でありますけれども、2021年3月に確定をし、その4月からは再編設置、既存校整備というふうに進んでいくというふうになっております。

そういう中で、上伊那だけが協議会ができています。全12通学区のうち、まだどこもできていません。上伊那だけが進んでいます。なぜそういうふうになったかといいますと、ことし3月に上伊那広域連合正副市長連合長会で出された高校教育のあり方についての県教委への提言を受けて、県教委と県広域連合で住民に何の相談もなく進められてきたのが、前提になっています。人口減少に対応と言っていますが、そもそも地域の高校がどういう役割を果

たしてきたかが全く論議もなく、目指すあり方のための学校像というのは、もう再編計画案でありますけれども、示されたものがまず出されました。その後6月4日に協議会が設置され、議論が進んできたわけでありまして、この4回の議論の中で、高校長会の聴取も別にあったそうでありまして、高校、各学校の高校では、この上伊那の高校では、もう具体的にそれぞれの学校で、どことどの高校が、名前を挙げてですね、一つになり、都市部、普通校になる。どことどこが一緒になって総合技術校、どことどこが一緒になって総合学科高校と、高校名を挙げて校長がお話ししているということも聞きました。言えば、二枚舌で協議会と高校の校長の県教委の方針と、二枚舌で進められている協議会でありまして、第4回協議会では、18人の委員のうち、8人しか参加しておりませんでした。

そういう中で進められてきておりまして、この陳情は、請願は、2月に県教委の方針では、もう2月の段階で再編案をつくるという、成案をつくるということになっておりまして、第4回の協議会では、実はそれが延びたわけでありまして、それはそれぞれの団体や住民の声が届いて、ここで結論を出してはいけないという協議会の思いもあったというふうに思いますけれども、二、三回は延びたということになっているようではありますけれども、この段階では2月、要するに早急に再編案だけを、上伊那だけがなぜつくるのかという思い、その思いをやはり住民の声として、住民の声を代表する議会に上げていただきたいということだというふうに、私は思っております。

それと、パブリックコメントも先日、クリアケースの中に3回やるというお知らせが入ってございましたけれども、これもいろんな団体から協議会の中での聴取だけでなく、本当に自由に住民が声を上げられるところを設置してほしいという声が出て、そういうふうになったというふうに思っています。

ですので、そういうことをやはり住民の声として、議会が直接上げることが、私は大事なじゃないかというふうに思っております。この間の、本当に広域連合を中心とした進め方、それからあり方について本当に疑問を持っております。本当に子供たちに本当に学びをちゃんと保障していくには、どういうことがいいのかということをしっかり議論できる体制でないように進められてきたように思いますので、議会の声としては、ぜひこの請願をとり上げて採択していくべきだというふうに、私は思います。

議長（丸山 豊） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

この請願の原案を採択することに賛成の方は起立願います。

〔議場「採択に採択でしょ」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） この請願を、原案です。この請願の原案に採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立少数です。

したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

日程第4、委員会発委第1号「南箕輪村議会基本条例の一部を改正する条例」を議題とし

ます。

職員に議案を朗読させます。

小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議 長（丸山 豊） 本件について趣旨説明を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） 発委第1号の提案理由の説明を申し上げます。

南箕輪村議会一般質問等におきまして、答弁者との議論を深めるために、答弁者の反問権を認めることといたしまして、南箕輪村議会基本条例に、反問権にかかわる条文を第10条として追加し、従前第10条を11条と改めるものであります。

詳細につきましては、資料を、裏にありますので、2ページ、3ページをごらんいただきたいと思っております。改め文と新旧は、ごらんのとおりであります。附則といたしまして、この条例は平成31年1月1日から施行するものいたします。

以上です。

議 長（丸山 豊） 発委第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

発委第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

発委第1号を採決いたします。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

ただいまから3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時09分

議 長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第5、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村敬老祝金等給付条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

〔反対です〕

8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 先日の質疑の中でもお聞きいたしましたこの条例でありますけれども、全体としては300の方が約、対象になっている、祝い品の部分です。150万円削減という中身でありますけれども、やはりこれを祝い金を設置してきたそもそもというのがあ

るわけであります。主には90歳以上の方の祝い品の部分が外されるというふうに思いますけれども、長い間村の発展のために一生懸命働いてきた高齢者の皆さんが、90歳以上、80歳からもあるわけでありますけれども、90歳を超えて元気でいらっしゃるということに対しては、やはり本当に心から敬意を表してお祝い、気持ちをあらわすということで今まで続けてきたというふうに思います。

祝い品の部分を外すということでありますけれども、見直すにしても、その精神をやっぱりきちんと受け継ぐならば、渡し方とかその内容については見直ししても、やっぱり気持ちをきちんとあらわした形での何らかの方法が考えられたんじゃないかと思うんですけれども、ただそれで150万削ってどういう意味があるんですかっていうふうに、私は聞きたいと思いますし、やはり本当に敬意をあらわしながら、やっぱり村、若い、発展する村ではあるけれども、やっぱり高齢者の皆さんにはきちんと感謝申し上げるといふ村のあり方は大事じゃないかなと思って、この条例案には反対です。

議長（丸山 豊） ほかに討論はありませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

私はこの改正条例について、賛成の意見を述べさせていただきます。

先ほど、反対される議員さんがおっしゃっておられましたが、敬意ですね。御高齢を迎えられて、今まで頑張ってきてくださった、その気持ちは、村にも当然あるかと思うんですけれども、私が個人的に考えるには、なるべくならその御高齢の方々の本当に身の回りの方々、本当に身近な人々が敬意を伝えるようにあらわすということが一番の喜びにつながるのではないかと。村はもちろん村全体として、その御高齢の方々、今までの御苦勞に敬意を持っていることは確かだと、必要だし確かだと思いますけれども、それをそういった形であらわすよりは、私は、そんなに村会計から比べたら額もそんなに大きな額ではありませんけれども、申しわけありませんがお祝いっていう意味では、そのお祝いの税金の使い方ではなく、ほかに困っている部分への使い道を村として充てるといふほうが、本来なのではないかと思えます。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

議案第1号を採決します。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「平成30年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成30年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「平成30年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成30年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成30年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成30年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第6、懲罰特別委員長報告を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山崎文直議員の退場を求めます。

懲罰特別委員長の報告を求めます。

原懲罰特別委員長。

懲罰特別委員長（原 悟郎） 懲罰特別委員会に付託されました、山崎文直議員に対する懲罰についての審査が終了しましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず本特別委員会での審査の進め方については、去る12月3日の福祉教育常任委員会において、請願第3号「上伊那の高校再編を早急に進めないように求める請願書」の審査中の発言が、地方自治法会議規則及び委員会条例に照らして、そこに違反した発言があったかどうかを判断し、違反と判断した場合、懲罰を科すかどうか、また科すとした場合どういう懲罰を科すべきか、順次本委員会において決定をしていくことの確認を行いました。

なお、審査を進めるに当たっては、山崎文直議員の発言に対して、懲罰動議を提出した大熊恵二議員の趣旨説明、また山崎文直議員の弁明及び委員会の会議記録を参考にいたしました。

そこで山崎文直議員の発言の一部が、地方自治法第132条、品位の保持に規定されている、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては無礼な言葉を使用してはならないに違反するかどうかについてであります。審査の中では、使ってはならない無礼な言葉であるという意見が多く、また懲罰を科すのが妥当であるとの意見も、多数ありました。

採決の結果、賛成多数で山崎文直議員に懲罰を科すことと決定いたしました。

次に、どの懲罰を科すかについてであります。懲罰には地方自治法135条に基づく種類は、戒告・陳謝・出席停止、そして除名とありますが、出席停止と除名におきましては、委員会審査を経て対象外とし、戒告と陳謝について審議した結果、戒告の懲罰とすべきと発言

があり、採決の結果、全員賛成で戒告の懲罰を科すことにしました。

また、戒告内容については、本委員会では慎重に審議した結果、次のとおり決定いたしました。

戒告文。山崎文直委員は、12月3日の福祉教育常任委員会の会議において、大熊恵二委員に対する発言中、地方自治法第132条に明らかに抵触する発言をしたことは、議員の職分に鑑み、まことに遺憾である。したがって、懲罰特別委員会において、地方自治法第132条に抵触したとの決定に至ったので、同法第135条第1項第1号の規定により戒告する。平成30年12月14日、南箕輪村議会。

以上で山崎文直議員に対する懲罰特別委員会の審査結果及び経過の報告といたします。

なお、懲罰特別委員会のまとめとして、これらを機会に、お互いに議員同士尊重し、相手の立場等を考え、発言や行動に心がけ、二度とこのようなことが起こらないよう、また村議会活動のさらなる向上に努めることを期待いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

これから、委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 先ほど委員長報告がありまして、懲罰審査の結果が報告されました。私自身は懲罰に値しないという立場でありましたけれども、賛成多数でありましたので、こういう結果を受け入れて、委員長の報告には賛成をいたす立場であります。

しかしながら、この委員会の中で起きたことでありまして、私自身もこの委員会の中の一員として、こういう事態をとめられなかったことに対しては、特にこの議会の運営を責任を持って進めるべき議会運営委員長と、それからその委員会の運営を責任を持って進めるべき委員長が、連名でこういうものを出してきたということに対しては、返す返す残念でありますし、また私自身もとめられなかったということで、反省をしているところであります。

この山崎議員の発言につきましては、その前段と発言に至る経過があるわけでありまして。皆さんのところに議事録が行っていますので、常々大熊議員は、この請願者とそれから紹介議員に対して、その請願の内容ではなくて団体とか個人にいろいろ言っていることが、これまでもありました。その中で請願紹介議員に対して、話にならん、そのレベルでは話にならんという、後の段階で発言があったわけでありまして。この発言そのものは、やっぱりふさわしくないというふうに私は思いますけれども、この全体の中で見ていきますと、例えば、お手元にあるかどうかでありますけれども、この出された請願者に対して、今回の請願と称す、大熊議員の8ページですね、称する、これは広域連合とは関係なく、小規模団体、吹けば飛ぶような団体だけでも。

議長（丸山 豊） 三澤議員に申し上げます。余り個人名を出さないように

〔議場「討論でしょ。討論じゃないじゃない、それ。」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 審査結果に対する。

8 番（三澤 澄子） 審査結果に対する討論です。

そういうところを出してきているわけで、「これは母体は透けて見えるのは高教組」という発言がありました。その後で、「集まっただけの烏合の衆だ」という発言がありました後で、「高教組が一番左なんだ、一時は上農がその巢で。とてもではないけれど、授業にもならなかった時代があるわけ。だから」というような発言があります。

このことそのもののほうが、私はむしろ問題があると思うわけでありましてけれども、全体の審議の中で、こういうことの中で行われてきた審議という、委員会が最初からあり方がちょっと異常な状態で始まりまして、出された団体が何かという質問から、紹介議員の発言もなく、いきなり、先ほどもその委員長の報告にもありましたけれども、雑談みたいな形で始まってしまったという中で、その流れの中で起こってきたことということで理解しておりまして、全体としてやっぱり不正常の中での委員会だったということの中で、やはりこの問題は起こったということをお理解いただいた上で、やはりその発言そのものが、その時点をとれば、その懲罰に値する。しかしその私は背景をきちんと理解していただきたいなという思いで、今発言いたしました。ですので、懲罰については賛成です。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

今三澤議員から、私に対する意見がありました。同じ委員会の中で、前後の事情がわかっているはずなのに、自分の都合のいいように解釈している。まず最初に、この委員会を開会したときに、真っ先に百瀬議員が、委員長よろしいですかと、こういう挙手をして、委員長がどうぞと、こういうふうになっております。この請願を出された方はどういう方ですか、というふうに質問をされております。そこで山崎議員が、上農の先生で知っている方だという話をされております。議事録見ていただければわかると思います。

で、私が発言しているのは、ずっと後段であります。前段の話が全然出ておりません。だから同じ委員会によってそれぞれの受けとめ方がこうも違うってということは、委員会の中で、特別委員会の中で、議論されたんでしょうか。要するに、請願者がどなた、この方はどういう方ですか百瀬議員が聞いてるわけです。

議長（丸山 豊） 大熊議員さんに申し上げます。

発言の部分、今回の場合は、今山崎議員の発言したことに対する懲罰動議云々についての討論でございますので。

9 番（大熊 恵二） そうです。

議長（丸山 豊） そのところは。

9 番（大熊 恵二） それは十分承知した上で話をさせていただいています。

それを抜きに、後段の、私はそれを聞いておって、上農の先生を知ってる程度で請願になるのは問題だという発言を、後段でしているわけです。だからその辺の確認を、同じ委員会におりながら、それを抜くということはアンフェアであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 両者とも、たまたま同じ委員会の中のメンバーでございましたので、お互いに理解しておいていただければと思います。

ほかに討論はありませんか。

2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

懲罰特別委員長の報告に対して、特に戒告という重い評決と、また最後、特別委員長が最後につけ加えていただいた議会、議員全体のこれからにつきまして、特に賛成の立場で討論させていただきます。

委員会審査では、出尽くした内容について私が何も申し添えることはありません。議員の姿勢や議会のあり方を、今回、自戒も含めて再認識し、その上であえて同僚議員に戒告という決して軽くない評決をなせすべきか。ここに議員や議会の存在理由、あるべき姿勢などがわかりやすく説明されている文を引用することで、戒告を選ぶ賛成理由を申し上げます。

昔の、小学校5年生の教科書。私の祖父母たちや私の父、そして、蛇足になります、今回の問題発言をされた議員さんの親御さんも恐らくこの教科書を使って勉強したであろう、昔の小学校5年の教科書、現代の社会科に当たるものでしょうか、その教科書の1ページを紹介させていただきます。

公民の務め。公の人々、大人の務めとも言えると思います。郷土を愛するのは人の情であります。我らが朝夕見なれている山や川は、どこへ行っても忘れることができません。我らは他日、ほかの日、明日から先のいつかということです。我らは他日、市町村の公民となって、市町村の公の人々あるいは大人となって、我が愛する郷里を一層楽しいよいところにしましょう。どの市町村も市役所または町村役場を置き、学校を建て、道路をつくり、橋をかけなどして、そこに住む人々の便宜を図っています。かように公共の便宜を図るためには、たくさんの費用が要ります。その費用は市町村民が分担するのが当然です。市町村税を納めるのはそのためです。税は進んで納むべきものであって、もし納税の期限におくると、市町村の仕事の妨げになります。市町村の規則をつくったり予算を決めたり、教育、勸業、産業を奨励すること、土木、衛生等の仕事をしたりするについて、いろいろ評議するために、市町村民は自分らの中から、市町村会議員を選挙します。議員はかように公共のことを決める大切な役ですから、これを選挙する人は、よく考えてよい人を選び、また選ばれて議員となった人は、熱心に公共の幸福を増すことに努めなければなりません。また、市町村の代表となって、公共の事務をとり行う者は、市町村長です。選ばれてこの地位につく人は、それを名誉と思って、忠実に市町村のために尽くす心がけが大切です。我らは将来、公民となり、公の人々、大人となり、我が市町村のことは我が事と心得て、納税、選挙の務めを果たし、進んで産業を盛んにし、風俗をよくするなど、協同一致して公共のために尽くし、我が郷里を立派な市町村にしましょう。

以上が昔の教科書で、小学校5年生が学び、恐らく暗記、そらんじていたであろうものがあります。現代の我々、特にここにおられます議員皆さん、そしてこの議場におられます執行部側、報道の皆さん、そして村民、多くの皆さん、この内容を鑑みれば、今回の問題発言は戒告、すなわち戒めを告げられる者に値してしまう問題発言だったと、私は思います。南箕輪村民の代表の議員の集まりとして、あえて戒告の評決を選ばねばならないものと考えます。

以上、賛成討論といたします。

議長（丸山 豊） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論終わります。

山崎文直議員の懲罰について、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、山崎文直議員に戒告の懲罰を科すことです。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、山崎文直議員の懲罰については、戒告の懲罰を科すことに決定いたしました。山崎文直議員の入場を求めます。

山崎文直議員に戒告の懲罰を科します。

これから戒告文を朗読します。

山崎文直議員の起立を命じます。

戒告文。山崎文直委員は、12月3日の福祉教育常任委員会の会議において、大熊恵二委員に対する発言中、地方自治法第132条に明らかに抵触する発言をしたことは、議員の職分に鑑み、まことに遺憾である。したがって、懲罰特別委員会において、地方自治法第132条に抵触したとの決定に至ったので、同法第135条第1項第1号の規定により、戒告する。

南箕輪村議会議長、丸山豊。

以上です。

山崎文直議員は着席してください。

日程第7、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 12月定例会、12日間の会期、お疲れさまでした。また、全議案可決決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきましたさまざまな御意見や御提言は、今後の行政執行や村づくりに生かしてまいります。

平成30年度も3カ月半となってまいりました。今年度事業として、南部小学校の増築事業、村公民館の改修事業等々実施をしており、加えて、今議会でお認めをいただきました保育園、小中学校のエアコン設置事業にも着手をしていかなければなりません。また、今年度予算化してありますさまざまな事業を完結していかなければなりません。気を引き締めながら、着実な推進を図ってまいります。

職員も多くの事業を抱え、大変な面もありますが、協力体制を構築しながら職務の推進を

してまいります。

今、新年度予算編成作業を行っております。消費税の引き上げに伴う税制改正や、幼児教育の無償化の財源等々、不透明な分野もあり、苦慮しております。また、地方交付税の減額等、厳しさはありますが、第5次総合計画、村創生総合戦略に基づく村3カ年実施計画を基本に、歳入の状況を見きわめながら、予算化をしております。予算案をつくり上げてまいります。健全財政を維持しながら、人口増への対応、地方創生事業の推進、住民福祉の充実を図り、安心して暮らせる住みよい村にしていかなければならないと思っております。両面を考えながらの予算編成は、大変難しい状況もありますが、しっかりと編成をしております。ただ、先ほども申し上げましたように、不透明な部分が多いということで、厳しいということだけは御理解をお願いいたします。

これから本格的な冬になってまいります。豪雪にならないことを願いながら、業者やまっくん除雪隊の御協力をいただき、雪害対策には万全を期してまいります。

ことは村にとりまして、明るい話題が多い年になり、すばらしい1年であったというふうに私自身は思っております。2019年が、村にとりまして村民の皆様にとりまして、希望が持てるような年になることを願い、また村政発展のために議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これをもちまして、平成30年第4回南箕輪村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午後 3時43分



会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員